

第9章 成年後見分野の取組みに関するアンケート調査結果

1. 調査の概要・内容

(1) 調査目的

最高裁判所の統計では、平成24年に行政書士が成年後見人等に選任された件数は829件で、平成23年と比較すると125件の増加であった(29頁参照)。今後も、行政書士が専門職後見人としての活躍が求められると期待される。そのような中で、成年後見人等としての職務を行政書士が遂行する上で、その課題や問題点もあると考えられる。そこで、成年後見分野に取り組む行政書士を対象として、成年後見人等としての職務状況、職務上のトラブルとその解決方法、制度上の問題点等についてアンケート調査を実施した。

また、行政書士の中には特定非営利活動法人(以下「NPO法人」)等に在籍して成年後見分野に関与している行政書士もいるため、今回の調査では、同分野で活動するNPO法人にも対象を広げ、法人の活動状況、活動の問題点及び行政書士をはじめとする士業団体との関係等についても別途アンケート調査を実施した。

(2) 調査対象

本調査では、行政書士を対象とするアンケート調査票とNPO法人を対象とするアンケート調査票をそれぞれ作成した。

行政書士対象のアンケートについて、同分野に取り組んでいる行政書士の情報を取得できるホームページを調査したところ、一般財団法人コスモス成年後見サポートセンター(以下、「コスモス」)、コスモスの協力団体である一般社団法人北海道成年後見支援センター及び鹿児島県行政書士会¹³⁸の各ホームページにおいて当該行政書士の名簿が公開されていることが分かった。そこで、各団体のご協力を得て、各ホームページ上で名簿を公開している行政書士合計525名全員をアンケートの対象とした¹³⁹。

NPO法人対象のアンケートについては、全国のNPO法人を検索することができる内閣府ホームページ「全国特定非営利活動法人情報の検索」を利用した¹⁴⁰。検索方法は、法人の定款の中に「成年後見」と記載している団体に限定した。その結果、検索の条件に合致するNPO法人のうち、住所不明等を除いたNPO法人203法人をアンケート調査の対象とした。

¹³⁸ 鹿児島県行政書士会ホームページにコスモス鹿児島県支部の会員が掲載されている。

¹³⁹ 内訳は、コスモスホームページよりコスモス会員334名、鹿児島県行政書士会ホームページよりコスモス鹿児島県支部会員44名、北海道成年後見支援センターホームページより同センター会員147名である。ただし、コスモスホームページに掲載されている鹿児島県支部の会員全員が、鹿児島県行政書士会のホームページの名簿にも掲載されていたため、コスモス鹿児島県支部の名簿は除外している。

¹⁴⁰ 内閣府「全国特定非営利活動法人情報の検索」

<https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html>

(3)調査方法

上記方法により抽出した行政書士及びNPO法人に対して、平成25年8月16日にアンケートを送付し、9月2日を締切日として郵送にてアンケートを回収した。行政書士対象アンケートの回収数は361通で、回収率は68.8%であった。NPO法人対象アンケートの回収数は89通で、回収率は43.8%であった。締切日以降も10月2日までに到着したものは集計の対象とした。

(4)調査結果の掲載方法

集計は全て単純集計である。回答すべき設問以外に回答があった場合は、当該回答を無効とし、回答該当者の総数に含めていない。単一回答にもかかわらず複数回答しているものは、「無回答・不明」に含めた。

各設問の表に掲載されている割合について、単一回答の設問は選択された回答数を総数で割って小数点第二位を四捨五入し、複数回答の設問は各項目に回答した数を回答該当者数で割って小数点第二位を四捨五入している。そのため、集計表の中には各項目の総合計が100%にならないものがある。

「その他」の欄に記述された記述回答、行政書士アンケートの問18及び問22、NPO法人対象アンケートの問17及び問30については、回答を整理し文章を一部修正した上で掲載している。

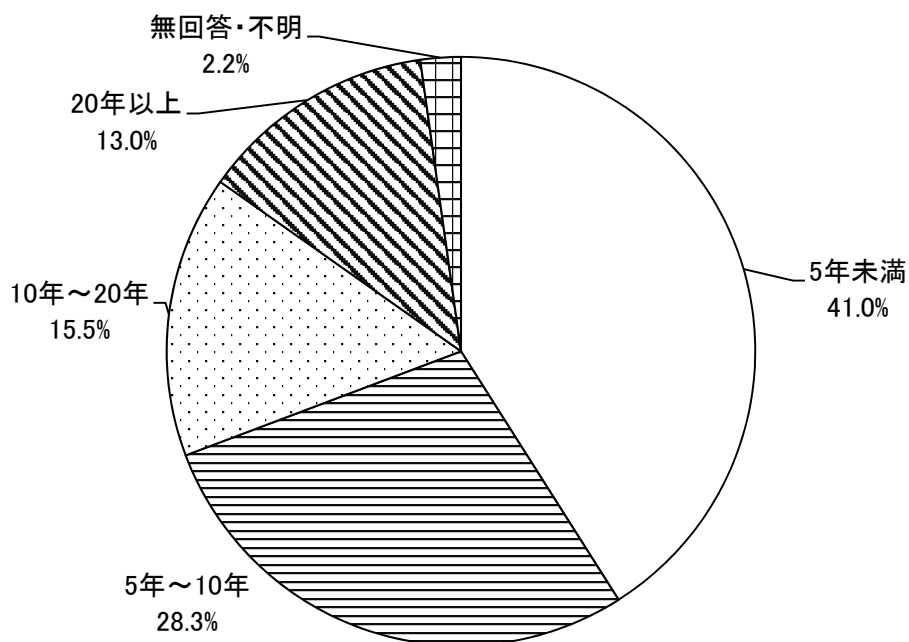
行政書士対象アンケートの問5、NPO法人対象アンケートの問12及び問19は成年後見人等への就任件数について回答するものであるが、これらの設問には無回答が多かった。これは、回答者の多くが成年後見人等を受任した経験がないため当該項目に無記入のまま返送したものであると思われる。今回のアンケート集計では、これらの設問に無記入の場合は「無回答」として表及びグラフに反映している。

2. 行政書士対象アンケート調査結果

問1 あなたの行政書士としての業務年数を以下の項目から1つお選びください。

回答した行政書士の業務年数について、「5年未満」という回答が最も多く148名(41.0%)であった。次いで、「5年～10年」が102名(28.3%)、「10年～20年」が56名(15.5%)であり、回答した行政書士全体の3分の2以上が業務年数10年未満で占められている。

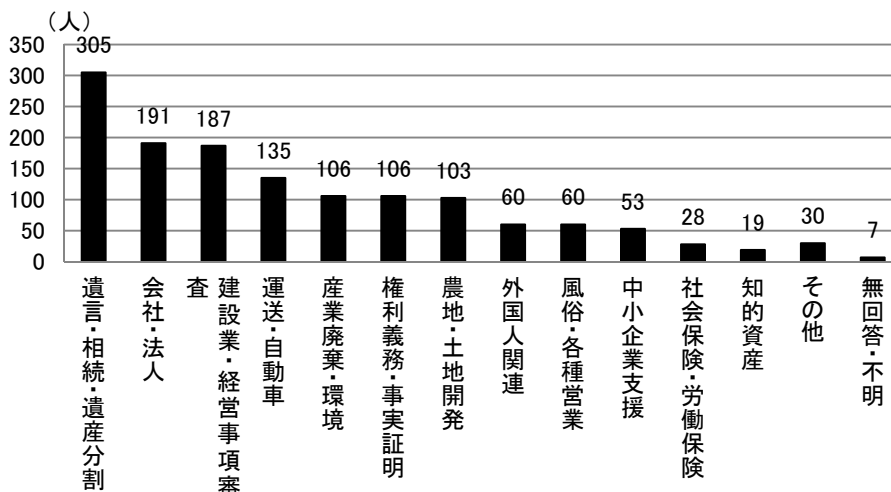
項目	人数	割合
5年未満	148	41.0%
5年～10年	102	28.3%
10年～20年	56	15.5%
20年以上	47	13.0%
無回答・不明	8	2.2%
回答該当者数	361	100.0%



問2 あなたが扱っている業務はどのようなものですか（複数回答）。

行政書士として取り扱っている業務内容について、「遺言・相続・遺産分割」という回答が最も多く305名（84.5%）であった。次いで、「会社・法人」が191名（52.9%）、「建設業・経営事項審査」が187名（51.8%）であった。

項目	人数	割合
遺言・相続・遺産分割	305	84.5%
会社・法人	191	52.9%
建設業・経営事項審査	187	51.8%
運送・自動車	135	37.4%
産業廃棄・環境	106	29.4%
権利義務・事実証明	106	29.4%
農地・土地開発	103	28.5%
外国人関連	60	16.6%
風俗・各種営業	60	16.6%
中小企業支援	53	14.7%
社会保険・労働保険	28	7.8%
知的資産	19	5.3%
その他	30	8.3%
無回答・不明	7	1.9%
回答該当者数	361	100.0%



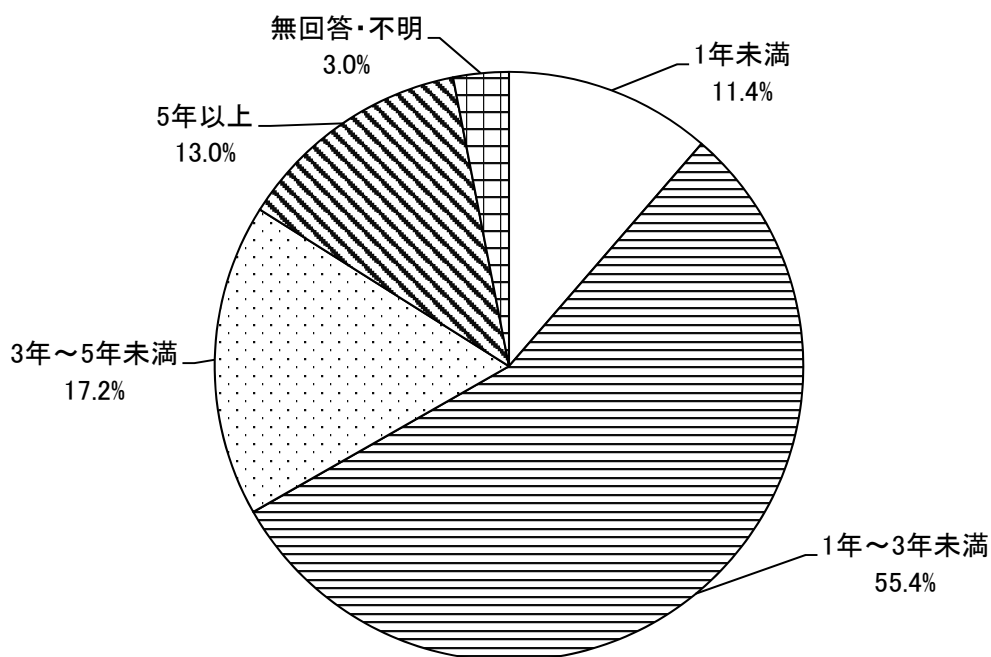
【その他の回答】

- ・障害者、高齢者支援 ・成年後見 ・医療法人設立 ・交通事故業務 ・道路専用許可申請
- ・福祉事業 ・契約書作成(労働者派遣、業務請負分野) ・特殊車輪通行許可 ・民事問題
- ・離婚協議書作成 ・パスポート認証 ・会計記帳 ・戸籍翻訳 ・公共施設の占用
- ・形状変更等の許可申請 ・職業紹介事業許可 ・用途廃止申請 ・ホームページ制作

問 3 あなたが成年後見の分野に関与してからの年数を以下の項目から 1 つお選びください。

成年後見の分野に関与してからの年数について、「1年～3年未満」と回答したのが 200 名（55.4%）で最も多く、次いで「3年～5年未満」が 62 名（17.2%）であった。成年後見分野に関与して 3 年未満の行政書士が全体の 3 分の 2 を占めている。

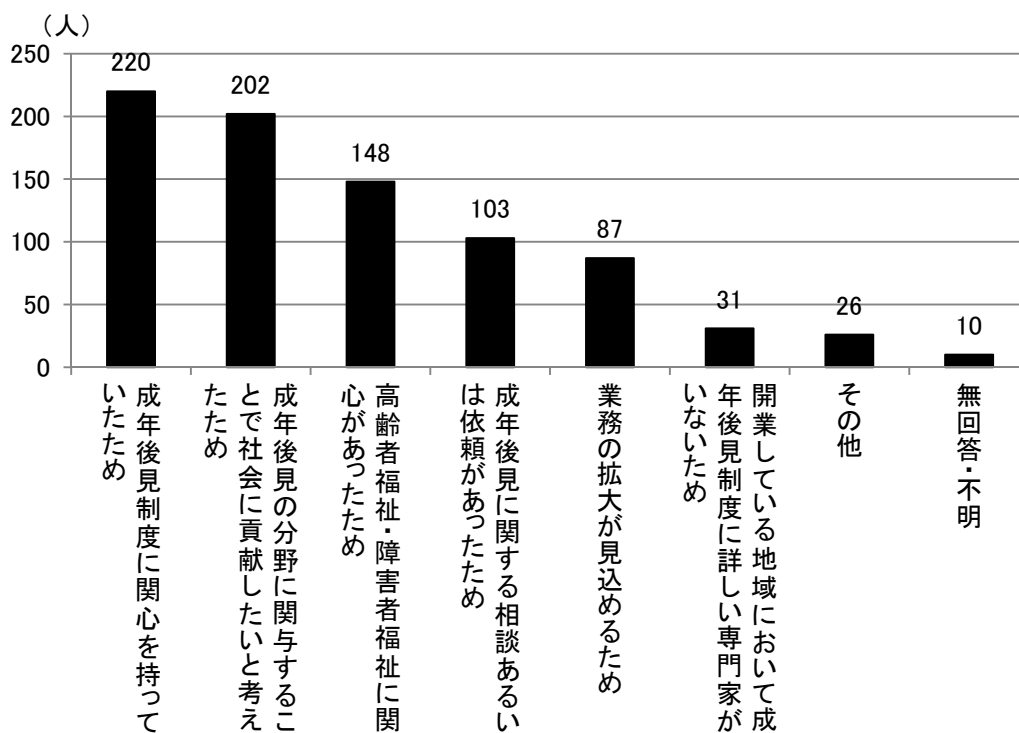
項目	人数	割合
1年未満	41	11.4%
1年～3年未満	200	55.4%
3年～5年未満	62	17.2%
5年以上	47	13.0%
無回答・不明	11	3.0%
回答該当者数	361	100.0%



問4 あなたが成年後見の分野に関与しようとした動機・きっかけは何ですか（複数回答）。

成年後見の分野に関与しようとした動機・きっかけについて、「成年後見制度に関心を持っていたため」と回答したのが220名（60.9%）で最も多かった。次いで「成年後見の分野に関与することで社会に貢献したいと考えたため」が202名（56.0%）、「高齢者福祉・障害者福祉に関心があったため」が148名（41.0%）であった。

項目	人数	割合
成年後見制度に関心を持っていたため	220	60.9%
成年後見の分野に関与することで社会に貢献したいと考えたため	202	56.0%
高齢者福祉・障害者福祉に関心があったため	148	41.0%
成年後見に関する相談あるいは依頼があったため	103	28.5%
業務の拡大が見込めるため	87	24.1%
開業している地域において成年後見制度に詳しい専門家がないため	31	8.6%
その他	26	7.2%
無回答・不明	10	2.8%
回答該当者数	361	100.0%



【その他の回答】

● 行政書士業務に関連して

- ・相続・遺言業務をやる中で関連して必要となる。
- ・業務に関係するため
- ・行政書士業務のスタートとして
- ・新規開業するに当たり、既存の方の業務を侵食する可能性が少ないと思った。
- ・行政書士の成年後見への関与に協力できたらと思った。

● 親族の事情

- ・実親の成年後見の申立てを行った経験を少しでも活かさないかと思った。
- ・実母が認知症にかかったので
- ・親族の後見をするようになったため
- ・祖母の介護をしているため
- ・妻の成年後見人

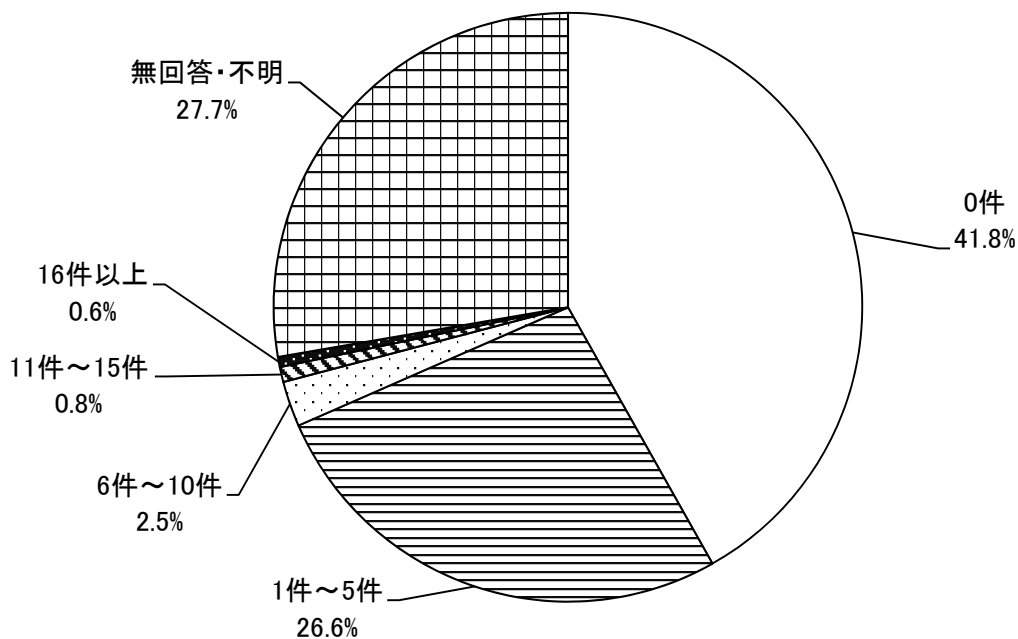
● その他

- ・行政で成年後見の担当であったため
- ・民生委員・児童委員を担当しているため
- ・関係者から、関係法人への参加を勧められた。
- ・いずれくる老後のために
- ・ケアハウス施設長から認知症傾向の入居者についての相談があり、成年後見制度の利用をすすめた。
- ・自治体より市長申立の後見人候補者に依頼されたため。家庭裁判所より他士業保佐人の後任として保佐人を依頼されたため
- ・財産を管理する仕事に、やりがいを感じ、必要性のある仕事で、利用者福祉に資する仕事だと思ったから。
- ・会務の担当業務であったため
- ・行政書士のホームページを見て
- ・コスモスの支部ができたため

問 5-1 これまで成年後見人に就任した件数をお書きください。

これまで成年後見人に就任した件数について、0件と回答したのが151名（41.8%）で最も多く、回答した行政書士の4割を占めた。次いで1件～5件の回答が96名（26.6%）、6件～10件の回答が9名（2.5%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は24件であった。

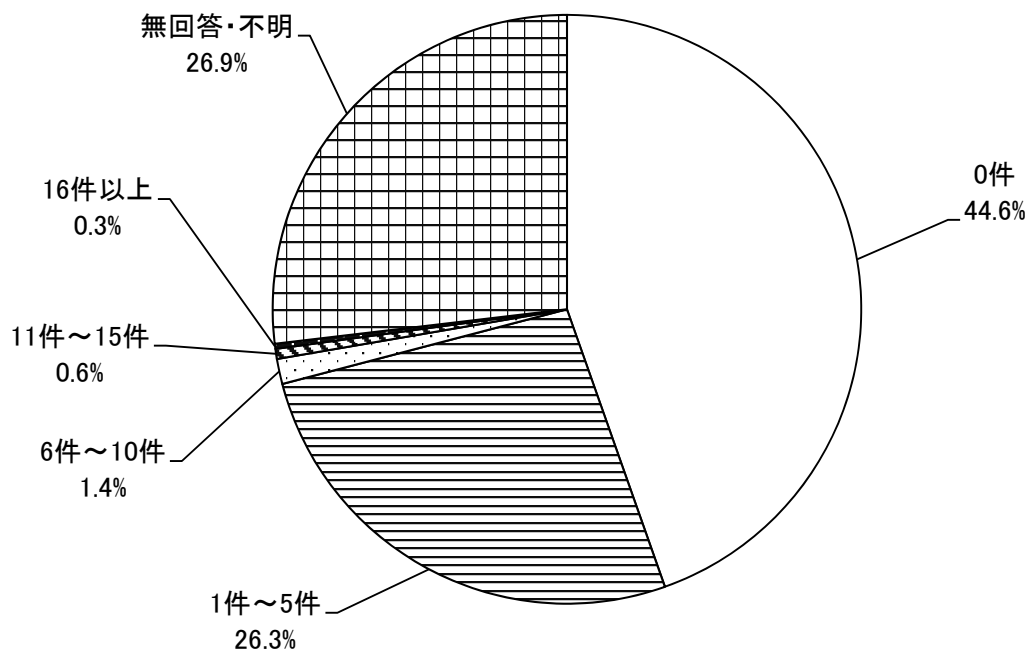
項目	人数	割合
0件	151	41.8%
1件～5件	96	26.6%
6件～10件	9	2.5%
11件～15件	3	0.8%
16件以上	2	0.6%
無回答・不明	100	27.7%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-2 現在も成年後見人としての職務を継続している件数をお書きください。

現在も成年後見人としての職務を継続している件数について、0件と回答したのが161名（44.6%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が95名（26.3%）であった。なお、回答の中で最も多い件数は20件であった。

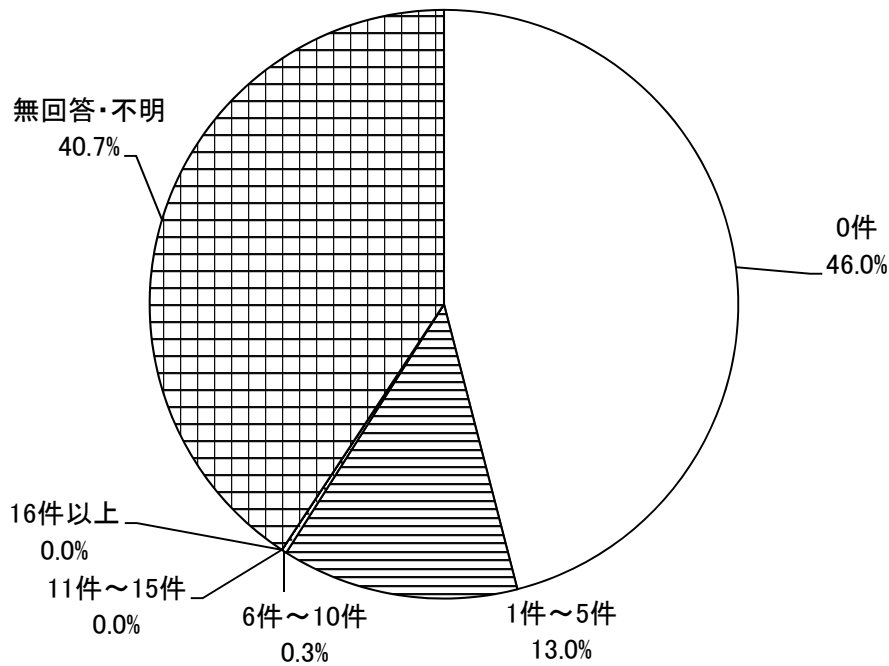
項目	人数	割合
0件	161	44.6%
1件～5件	95	26.3%
6件～10件	5	1.4%
11件～15件	2	0.6%
16件以上	1	0.3%
無回答・不明	97	26.9%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-3 これまで保佐人に就任した件数をお書きください。

これまで保佐人に就任した件数について、0件と回答したのが166名（46.0%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が47名（13.0%）、「6件～10件」の回答が1名（0.3%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は7件であった。

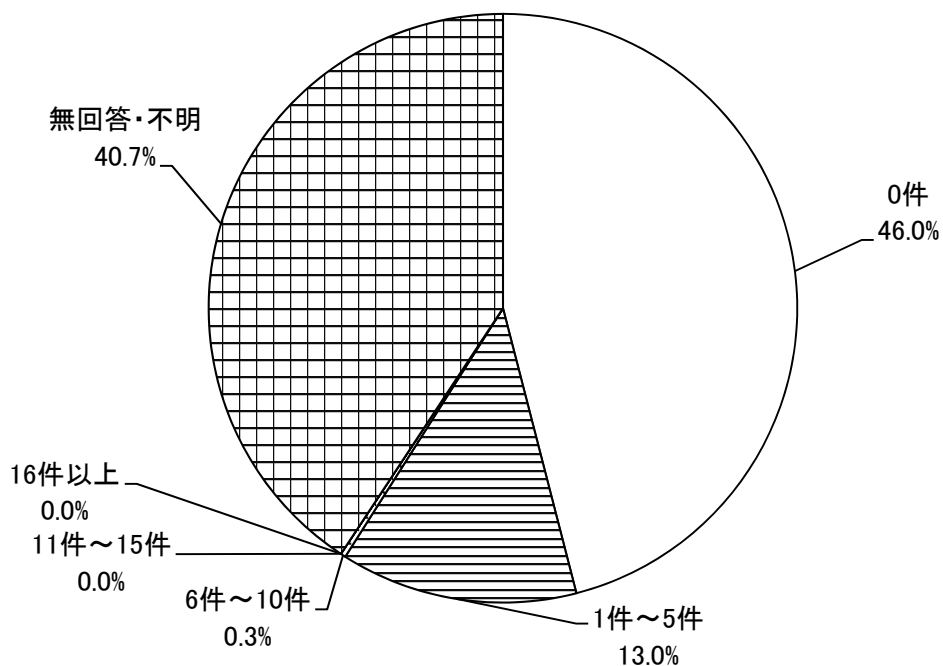
項目	人数	割合
0件	166	46.0%
1件～5件	47	13.0%
6件～10件	1	0.3%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	147	40.7%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-4 現在も保佐人としての職務を継続している件数をお書きください。

現在も保佐人としての職務を継続している件数について、0件と回答したのが166名（46.0%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が47名（13.0%）であった。なお、回答の中で最も多い件数は7件であった。

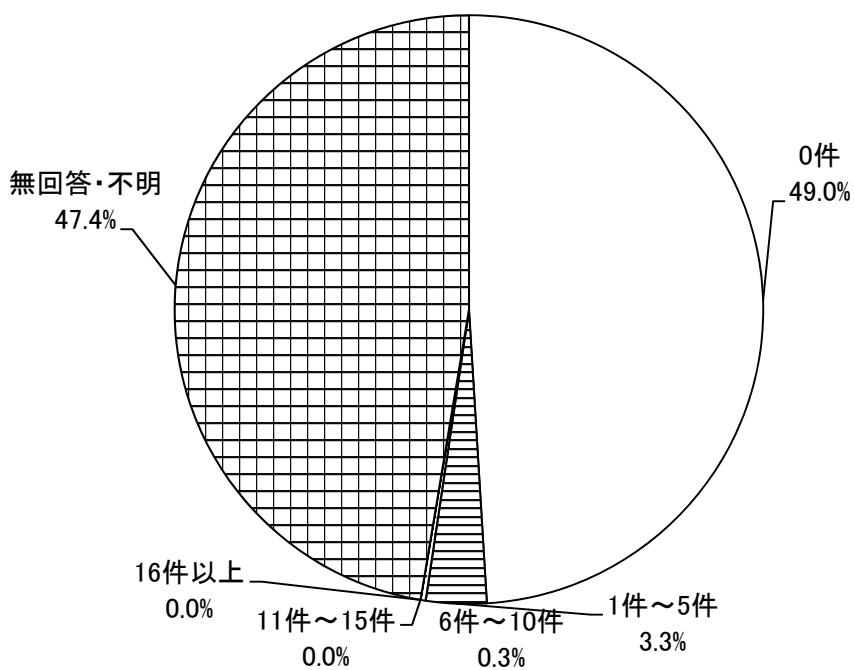
項目	人数	割合
0件	166	46.0%
1件～5件	47	13.0%
6件～10件	1	0.3%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	147	40.7%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-5 これまで補助人に就任した件数をお書きください。

これまで補助人に就任した件数について、0件と回答したのが177名（49.0%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が12名（3.3%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は6件であった。

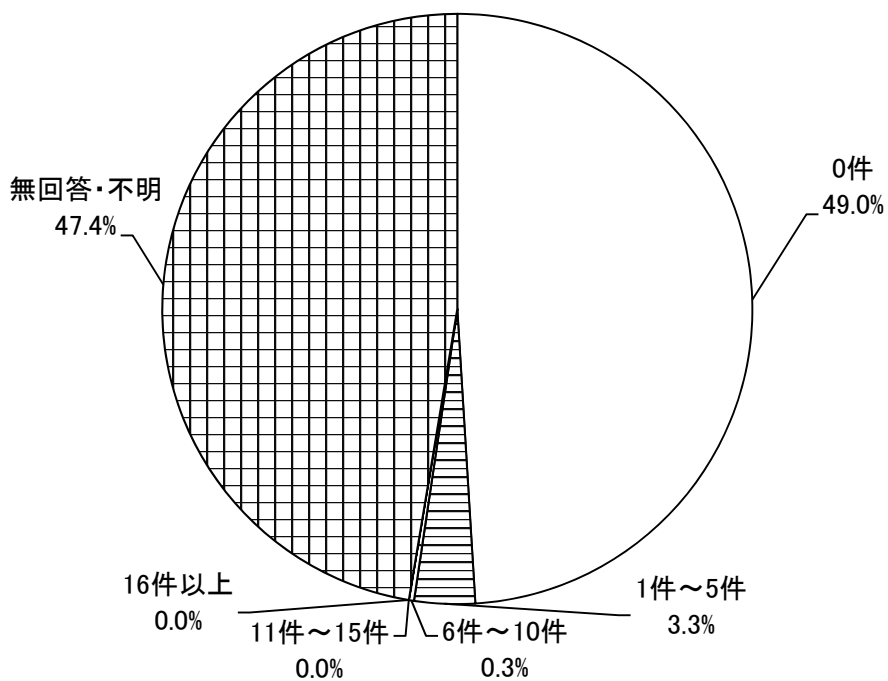
項目	人数	割合
0件	177	49.0%
1件～5件	12	3.3%
6件～10件	1	0.3%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	171	47.4%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-6 現在も補助人としての職務を継続している件数をお書きください。

現在も補助人としての職務を継続している件数について、0件と回答したのが177名（49.0%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が12名（3.3%）であった。なお、回答の中で最も多い件数は6件であった。

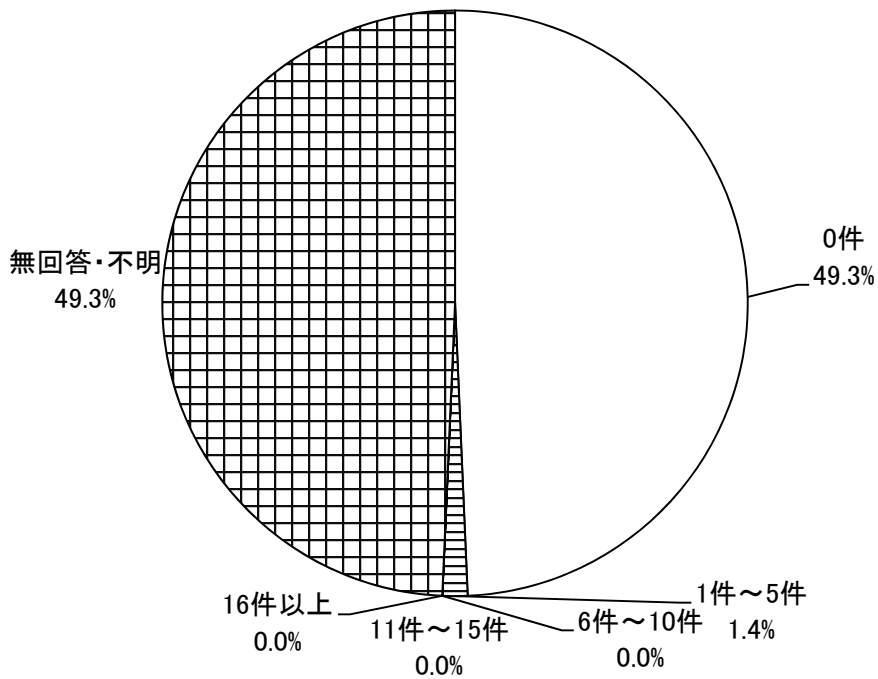
項目	人数	割合
0件	177	49.0%
1件～5件	12	3.3%
6件～10件	1	0.3%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	171	47.4%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-7 これまで成年後見監督人に就任した件数をお書きください。

これまで成年後見監督人に就任した件数について、0件と回答したのが178名（49.3%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が5名（1.4%）であり、当該項目を回答した全員が就任件数1件であった。

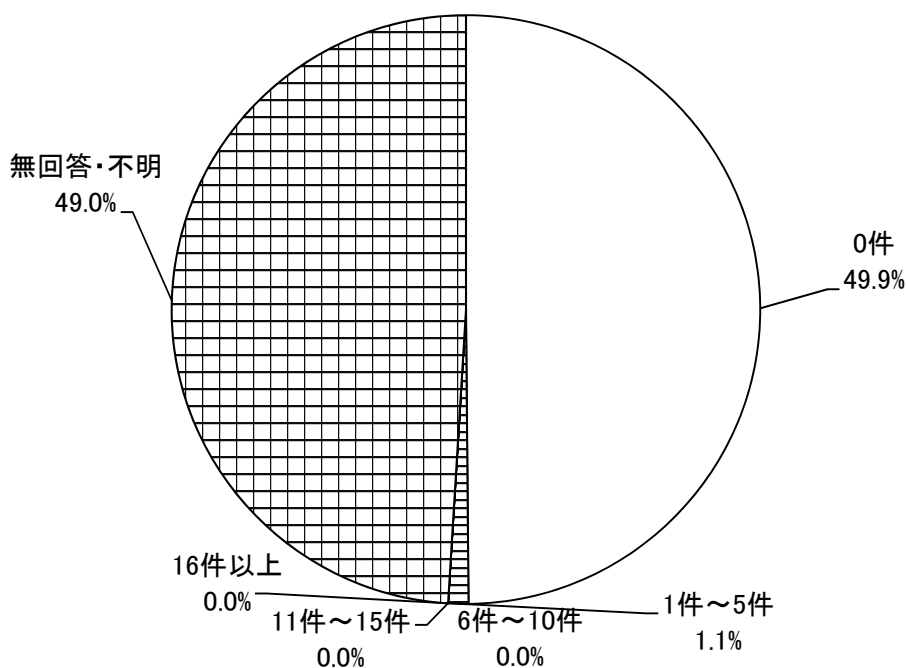
項目	人数	割合
0件	178	49.3%
1件～5件	5	1.4%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	178	49.3%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-8 現在も成年後見監督人としての職務を継続している件数をお書きください。

現在も成年後見監督人としての職務を継続している件数について、0件と回答したのが180名（49.9%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が4名（1.1%）であり、当該項目を回答した全員が就任件数1件であった。

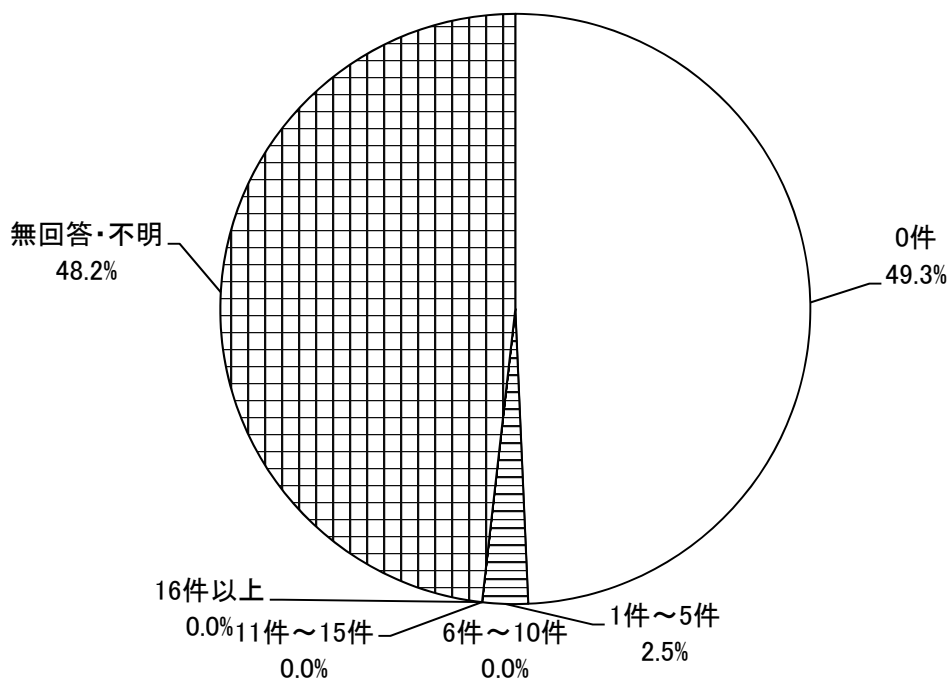
項目	人数	割合
0件	180	49.9%
1件～5件	4	1.1%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	177	49.0%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-9 これまで任意後見監督人に就任した件数をお書きください。

これまで任意後見監督人に就任した件数について、0件と回答したのが178名（49.3%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が9名（2.5%）であった。一方で、なお、回答の中で最も多い就任件数は3件であった。

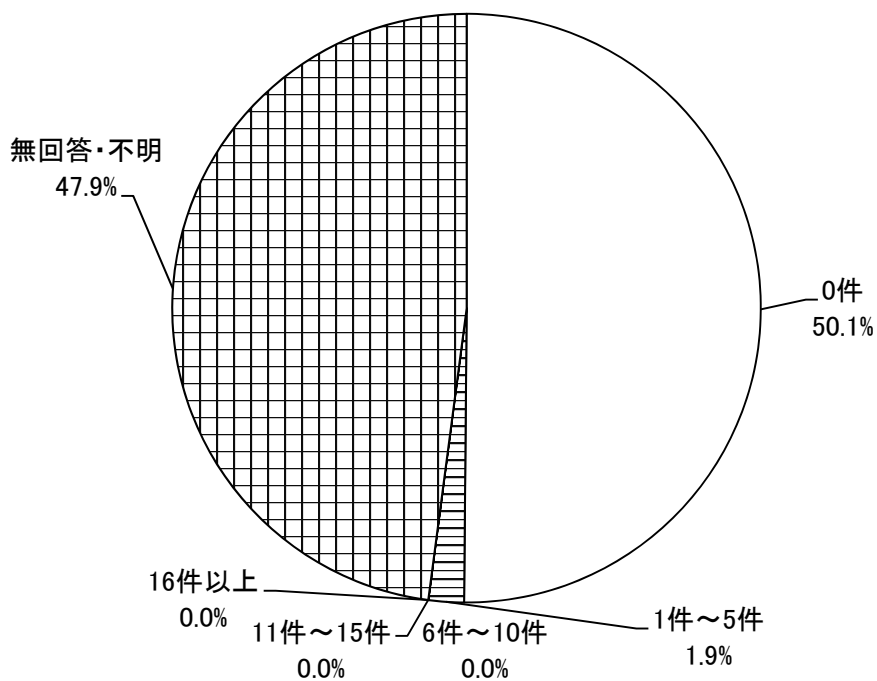
項目	人数	割合
0件	178	49.3%
1件～5件	9	2.5%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	174	48.2%
回答該当者数	361	100.0%



問 5-10 現在も任意後見監督人としての職務を継続している件数をお書きください。

現在も任意後見監督人としての職務を継続している件数について、0件と回答したのは181名（50.1%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答が7名（1.9%）であり、当該項目を回答した全員が就任件数1件であった。

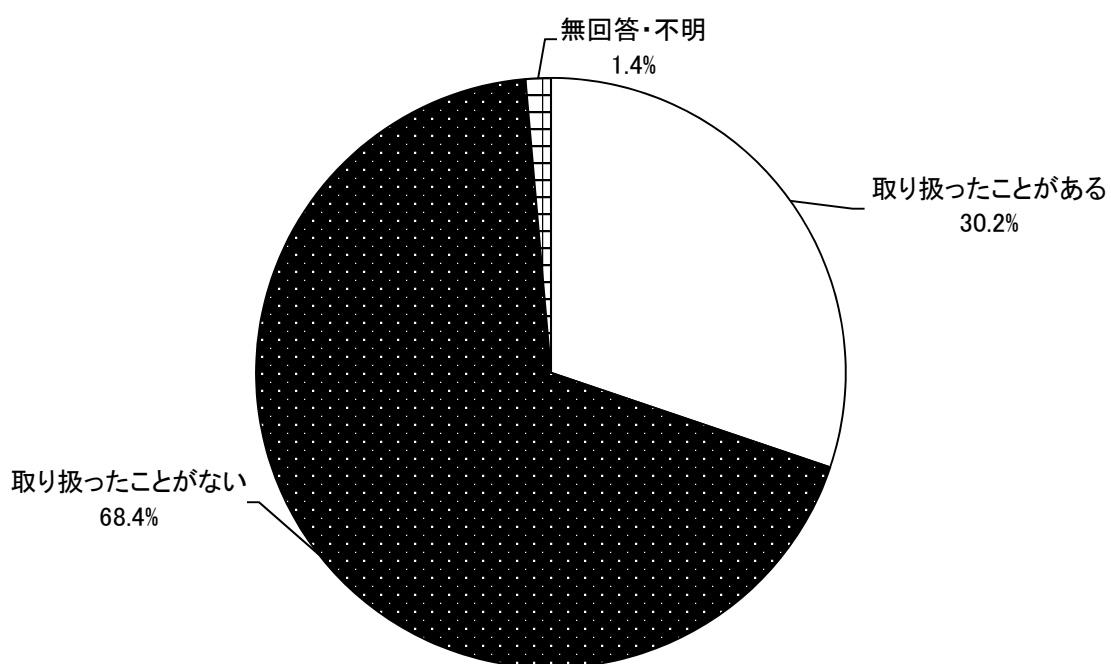
項目	人数	割合
0件	181	50.1%
1件～5件	7	1.9%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	173	47.9%
回答該当者数	361	100.0%



問6 あなたはこれまでに任意後見契約（見守り契約あるいは任意代理契約も含む）を取り扱ったことがありますか。

任意後見契約（見守り契約あるいは任意代理契約も含む）の取扱いについて、「取り扱ったことがない」と回答したのは247名（68.4%）であった一方で、「取り扱ったことがある」は109名（30.2%）であった。

項目	人数	割合
取り扱ったことがある	109	30.2%
取り扱ったことがない	247	68.4%
無回答・不明	5	1.4%
回答該当者数	361	100.0%

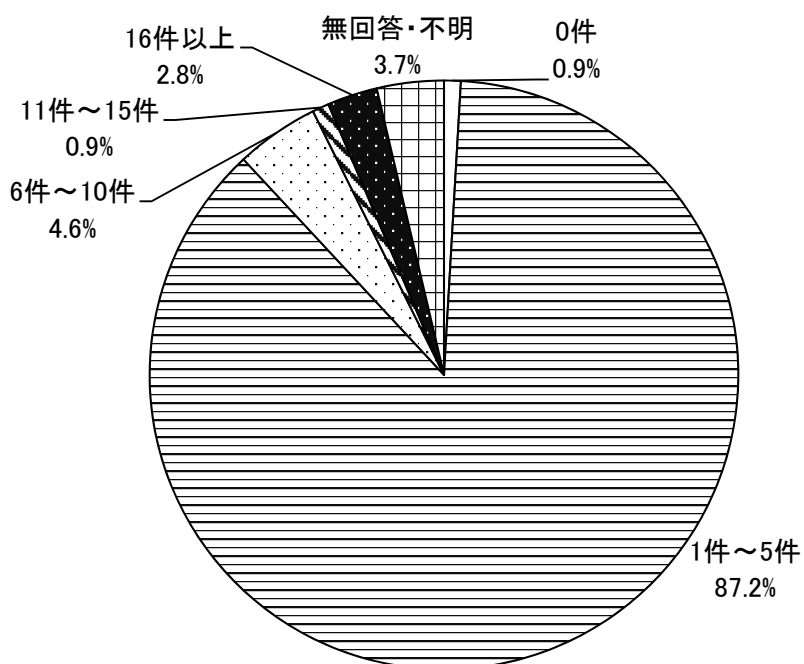


問 7-1～問 9-6 は、問 6 で任意後見契約等を取り扱っている行政書士に対する質問。

問 7-1 あなたがこれまで任意後見契約を締結した件数をお書きください。

任意後見契約等を取り扱っている行政書士のうちこれまで任意後見契約を締結した件数について、1 件～5 件の回答が 95 名（87.2%）であり、回答した行政書士全体の約 9 割を占めている。次いで 6 件～10 件の回答が 5 名（4.6%）であった。回答の中で最も多く契約を締結した件数は 21 件であった。

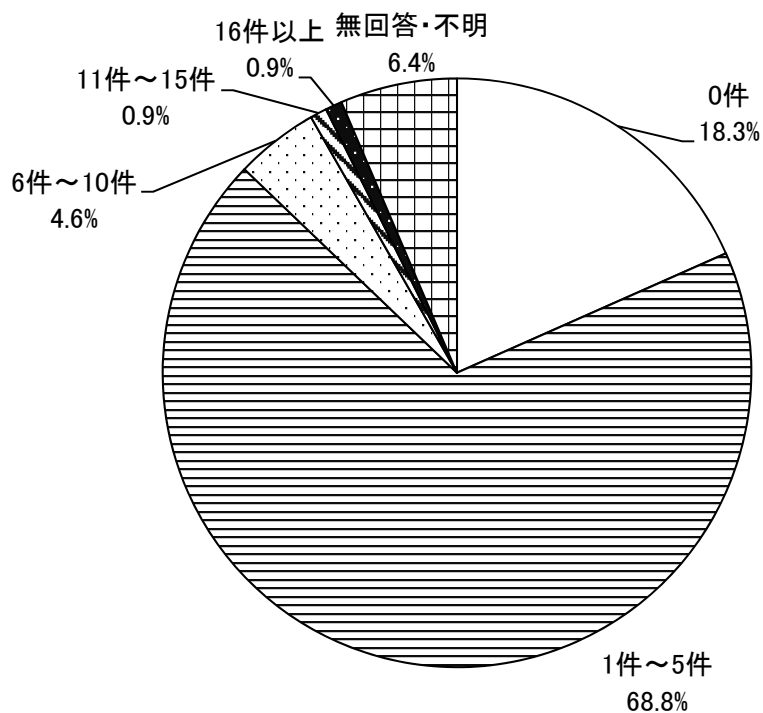
項目	人数	割合
0 件	1	0.9%
1 件～5 件	95	87.2%
6 件～10 件	5	4.6%
11 件～15 件	1	0.9%
16 件以上	3	2.8%
無回答・不明	4	3.7%
回答該当者数	109	100.0%



問 7-2 現在も継続している任意後見契約の件数をお書きください。

現在も継続している任意後見契約の件数について、1件～5件の回答が最も多く75名(68.8%)、次いで0件という回答が20名(18.3%)、6件～10件の回答が5名(4.6%)となっている。契約件数のうち最も多かったのは21件であった。

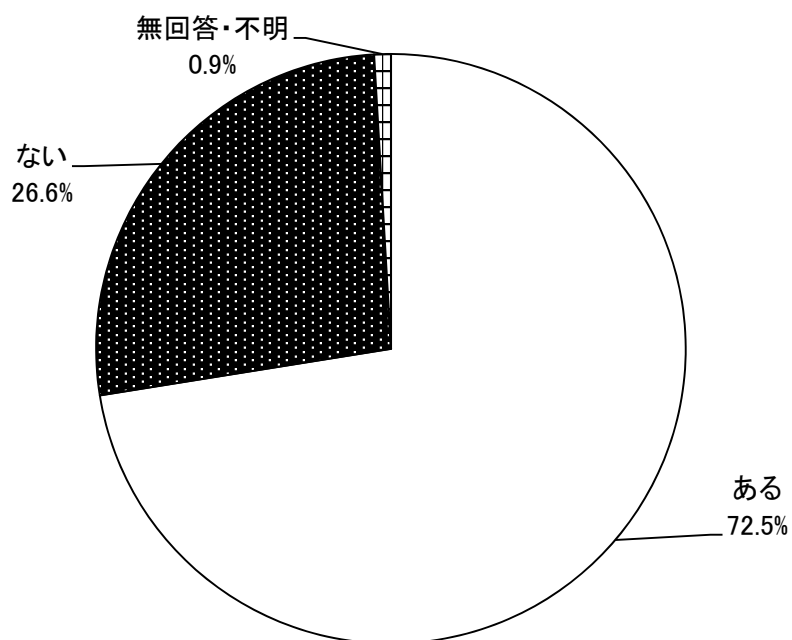
項目	人数	割合
0件	20	18.3%
1件～5件	75	68.8%
6件～10件	5	4.6%
11件～15件	1	0.9%
16件以上	1	0.9%
無回答・不明	7	6.4%
回答該当者数	109	100%



問 8 あなたは見守り契約、任意代理契約、任意後見契約に関する報酬についての目安を設けていますか。

見守り契約、任意代理契約、任意後見契約に関する報酬についての目安について、「ある」と回答したのは 79 名 (72.5%) であった。一方で「ない」と回答したのは 29 名 (26.6%) であった。

項目	人数	割合
ある	79	72.5%
ない	29	26.6%
無回答・不明	1	0.9%
回答該当者数	109	100.0%

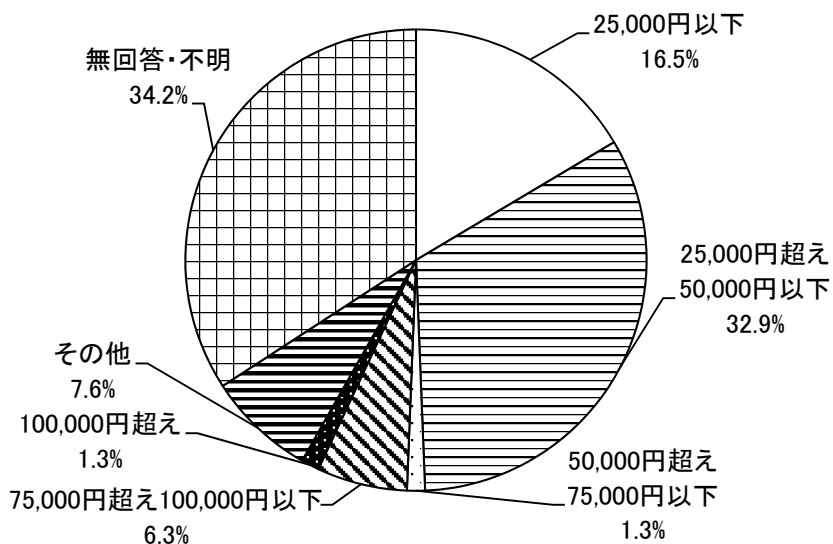


問 9-1～問 9-6 は問 8 で任意後見契約等に関する報酬についての目安を設けている行政書士に対する質問。

問 9-1 見守り契約書作成支援等の報酬について最低の報酬額をお書きください。

見守り契約書作成支援等の報酬の最低額について、2万5,000円超え5万円以下の回答が最も多く26名(32.9%)、次いで2万5,000円以下の回答が13名(16.3%)であった。回答があった最低額で最も高い額を示したのは20万円であった。その他、回答の中には見守り契約、任意代理契約書及び任意後見契約書作成支援等の報酬をセットにした報酬額を示した回答もあった。

項目	人数	割合
25,000円以下	13	16.5%
25,000円超え50,000円以下	26	32.9%
50,000円超え75,000円以下	1	1.3%
75,000円超え100,000円以下	5	6.3%
100,000円超え	1	1.3%
その他	6	7.6%
無回答・不明	27	34.2%
回答該当者数	79	100.0%



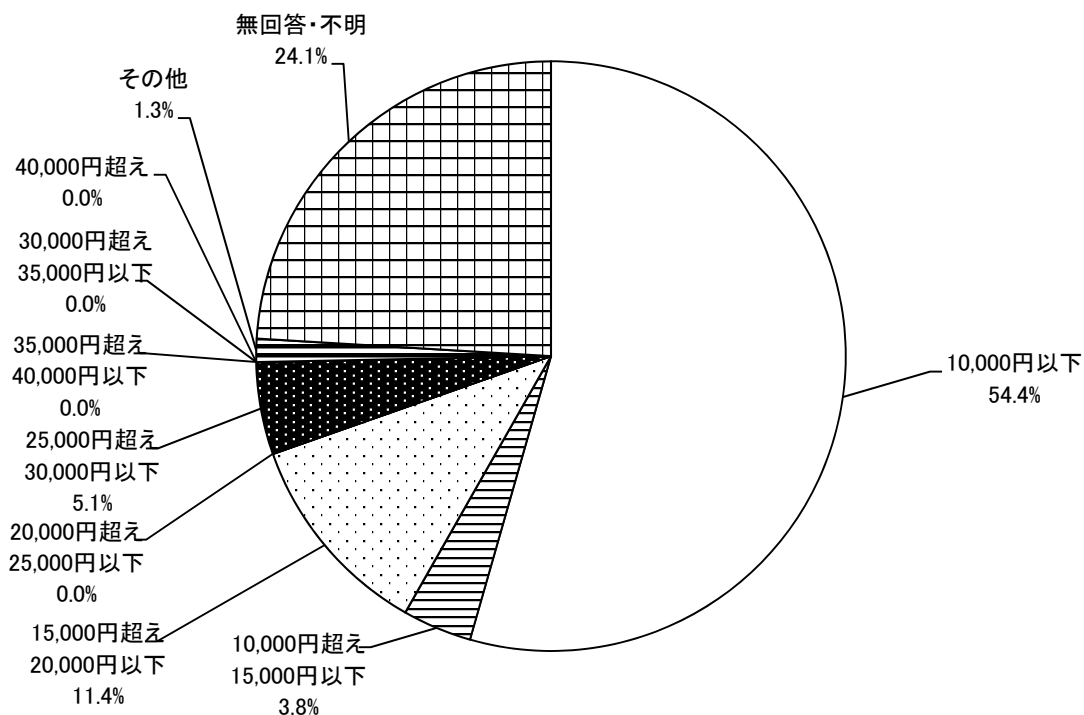
【その他の回答】

- ・見守り契約、任意代理契約書作成支援等、任意契約書作成支援等を併せて5万円 10万円 15万円
- ・生前事務委任契約、任意後見契約、死後の事務委任契約を併せて15万円
- ・見守り契約、任意後見契約、死後事務契約併せて10万円

問 9-2 見守り契約に基づく事務に関する定額報酬について最低の報酬額をお書きください。

見守り契約に基づく事務に関する定額報酬の最低額について、月額 1 万円以下の回答をしたのが 43 名 (54.4%) で、半数以上を占めた。次いで 1 万 5,000 円超え 2 万円以下の回答をしたのは、9 名 (11.4%) であった。回答があった最低額で最も高い額を示したのは 3 万円であった。

項目	人数	割合
10,000 円以下	43	54.4%
10,000 円超え 15,000 円以下	3	3.8%
15,000 円超え 20,000 円以下	9	11.4%
20,000 円超え 25,000 円以下	0	0.0%
25,000 円超え 30,000 円以下	4	5.1%
30,000 円超え 35,000 円以下	0	0.0%
35,000 円超え 40,000 円以下	0	0.0%
40,000 円超え	0	0.0%
その他	1	1.3%
無回答・不明	19	24.1%
回答該当者数	79	100.0%



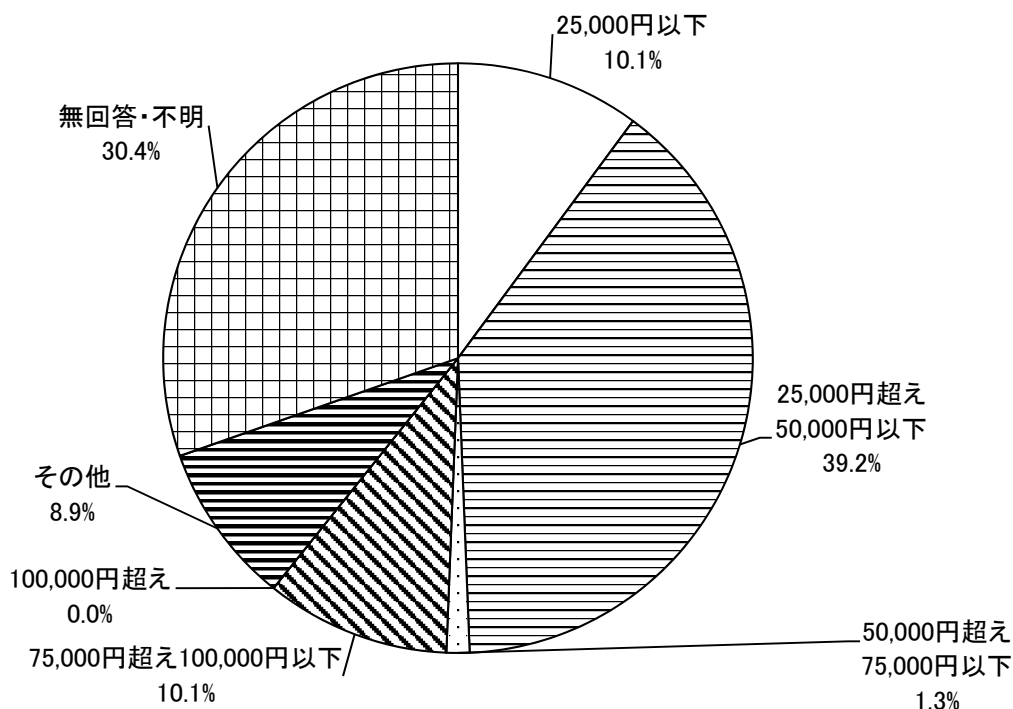
【その他の回答】

・見守り契約、任意代理契約を併せて 1 万円

問 9-3 任意代理契約書作成支援等の報酬について最低の報酬額をお書きください。

任意代理契約書作成支援等の報酬の最低額について、2万5,000円超え5万円以下の回答が最も多く31名(39.2%)、次いで2万5,000円以下と7万5,000円超え10万円以下の回答をしたのが8名(10.1%)であった。回答があった最低額で最も高い額は10万円であった。その他、見守り契約、任意代理契約書作成支援等、任意後見契約書作成支援等の報酬を合わせた報酬額を示したものがあつた。

項目	人数	割合
25,000円以下	8	10.1%
25,000円超え50,000円以下	31	39.2%
50,000円超え75,000円以下	1	1.3%
75,000円超え100,000円以下	8	10.1%
100,000円超え	0	0.0%
その他	7	8.9%
無回答・不明	24	30.4%
回答該当者数	79	100.0%



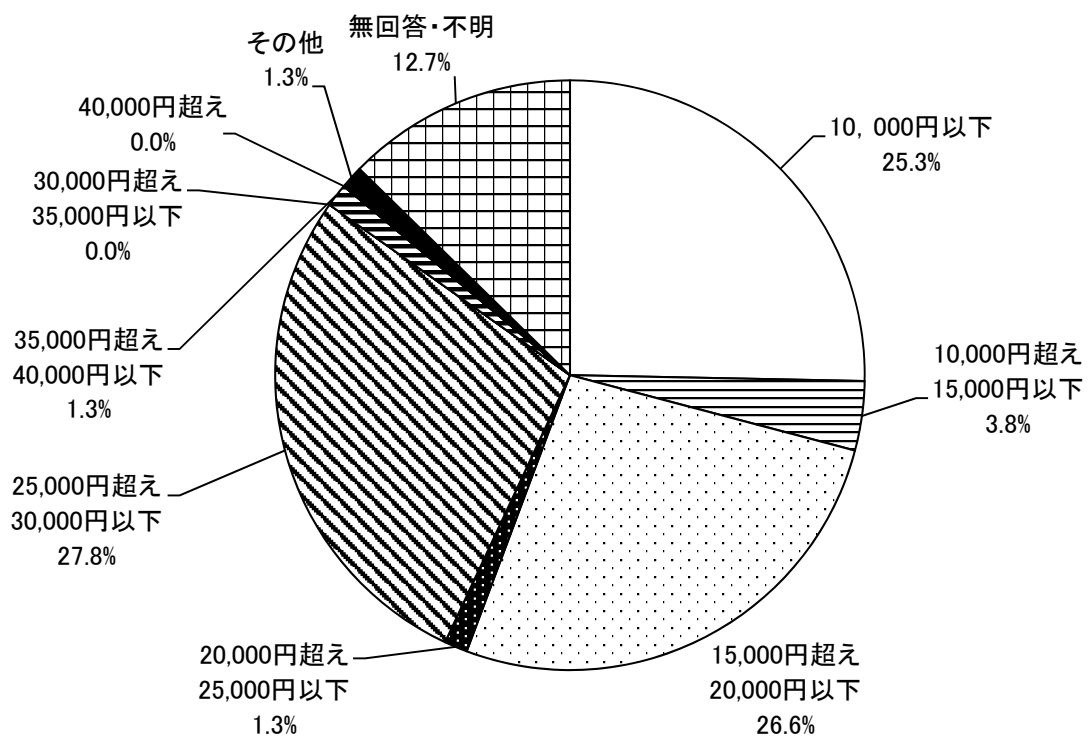
【その他の回答】

- ・見守り契約、任意代理契約書作成支援等、任意後見契約書作成支援等を併せて5万円10万円15万円
- ・生前事務委任契約、任意後見契約、死後の事務委任契約を併せて15万円
- ・見守り契約、任意後見契約、死後事務契約を併せて10万円

問 9-4 任意代理契約に基づく事務に関する定額報酬について最低の報酬額をお書きください。

任意代理契約に基づく事務に関する報酬の最低額について、月額 2 万 5,000 円超え 3 万円以下の回答が 22 名 (27.8%) で最も多かった。次いで 1 万 5,000 円超え 2 万円以下の回答が 21 名 (26.6%) であった。回答があった最低額で最も高い額は 4 万円であった。

項目	人数	割合
10,000 円以下	20	25.3%
10,000 円超え 15,000 円以下	3	3.8%
15,000 円超え 20,000 円以下	21	26.6%
20,000 円超え 25,000 円以下	1	1.3%
25,000 円超え 30,000 円以下	22	27.8%
30,000 円超え 35,000 円以下	0	0.0%
35,000 円超え 40,000 円以下	1	1.3%
40,000 円超え	0	0.0%
その他	1	1.3%
無回答・不明	10	12.7%
回答該当者数	79	100.0%

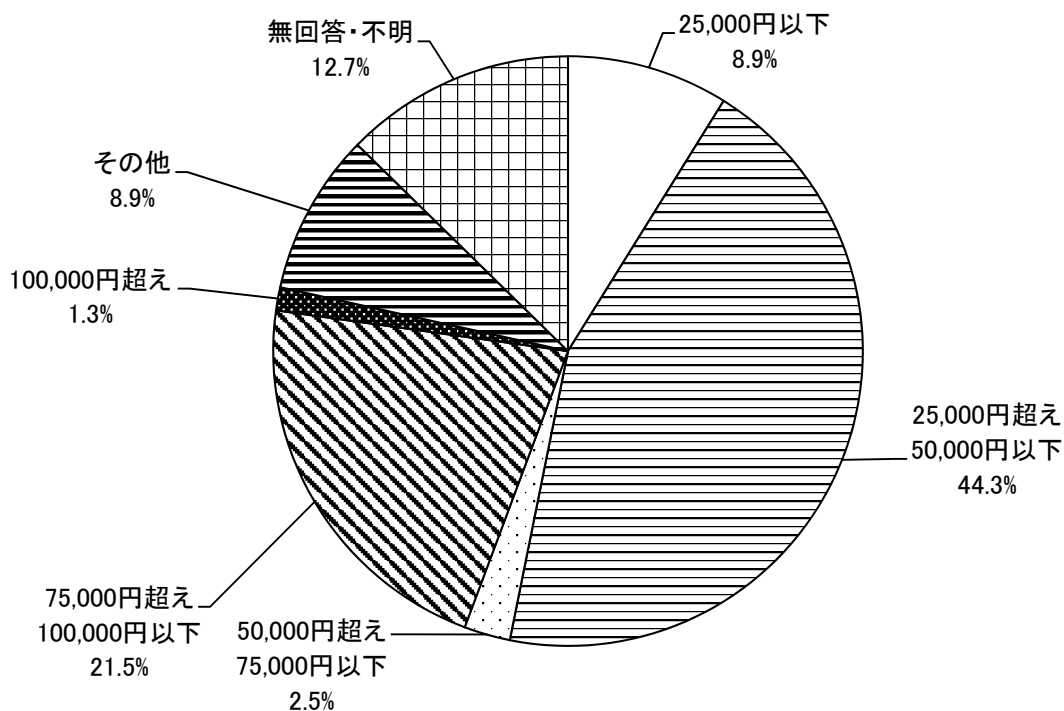


【その他の回答】
・見守り契約、任意代理契約を併せて 1 万円

問 9-5 任意後見契約書作成支援等の報酬について最低の報酬額をお書きください。

任意後見契約書作成支援等の報酬の最低額について、2万5,000円を超え5万円以下の回答が35名(44.3%)で最も多く、約半数近くを占めた。次いで、7万5,000円を超え10万円以下の回答をしたのは17名(21.5%)であった。回答があった最低額で最も高い額は11万円であった。その他、見守り契約、任意代理契約書作成及び任意後見契約書作成支援等をセットにした報酬額を示したものがあつた。

項目	人数	割合
25,000円以下	7	8.9%
25,000円を超え50,000円以下	35	44.3%
50,000円を超え75,000円以下	2	2.5%
75,000円を超え100,000円以下	17	21.5%
100,000円を超え	1	1.3%
その他	7	8.9%
無回答・不明	10	12.7%
回答該当者数	79	100.0%



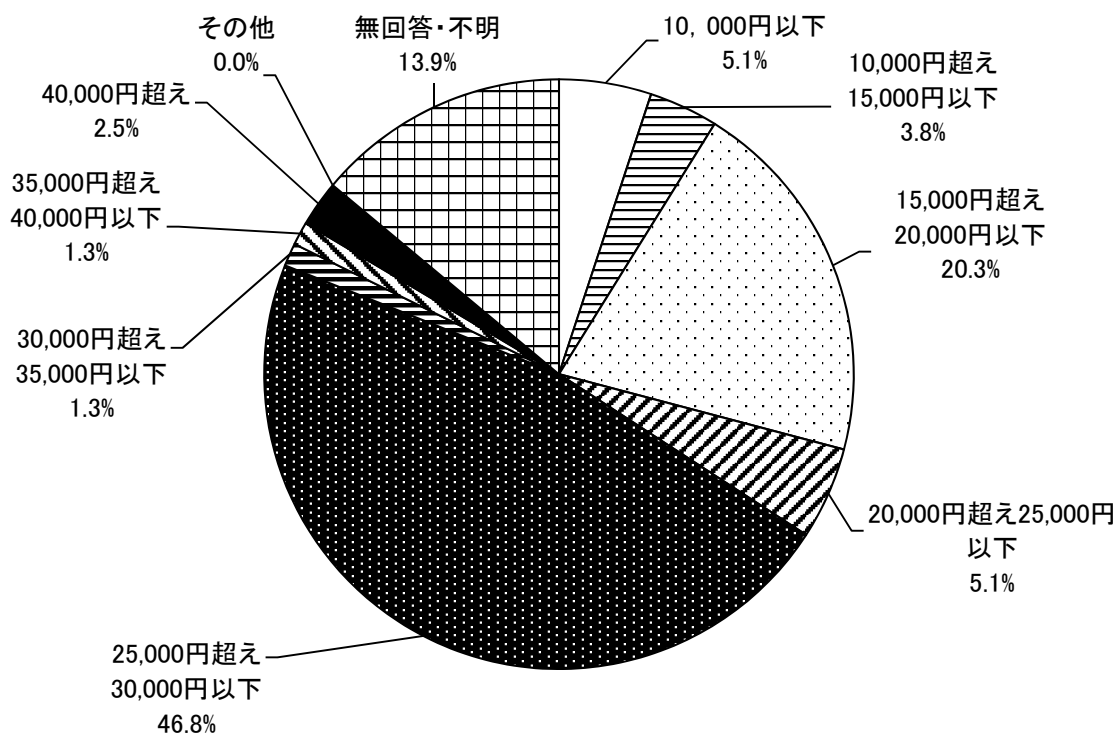
【その他の回答】

- ・見守り契約、任意代理契約書作成支援等、任意後見契約書作成支援等を併せて5万円10万円15万円
- ・生前事務委任契約、任意後見契約、死後の事務委任契約を併せて15万円
- ・任意代理契約書作成支援等、任意後見契約書作成支援等を併せて10万円

問 9-6 任意後見開始後の定額報酬について最低の報酬額をお書きください。

任意後見開始後の定額報酬の最低額について、月額 2 万 5,000 円超え 3 万円以下の回答をしたのが 37 名 (46.8%) で、約半数近くを占めた。次いで 1 万 5,000 円超え 2 万円以下の回答をしたのは 16 名 (20.3%) であった。回答があった最低額で最も高い額は 5 万円であった。

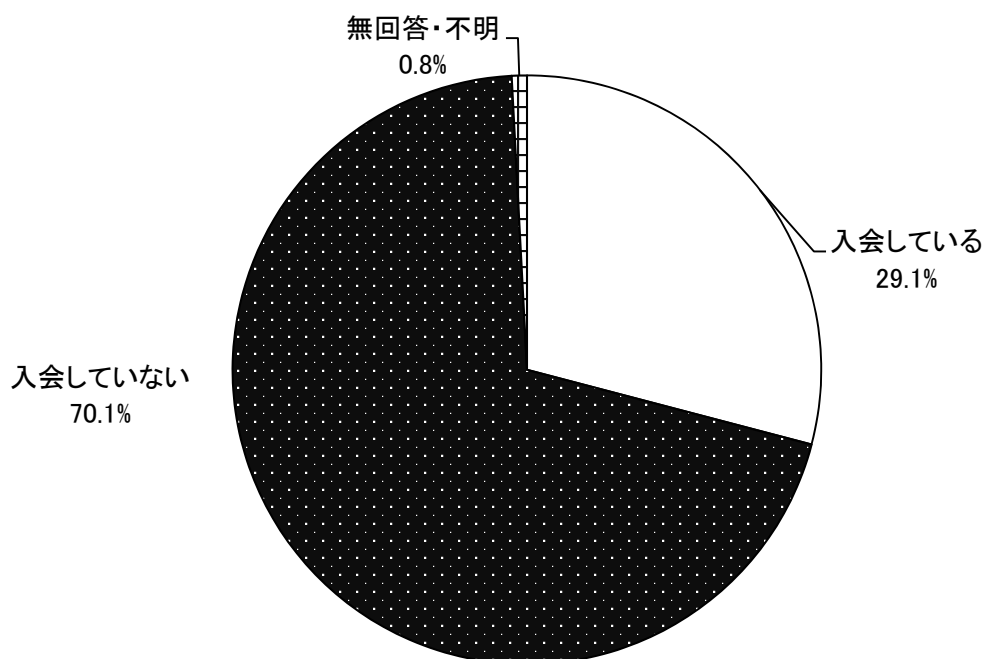
項目	人数	割合
10,000 円以下	4	5.1%
10,000 円超え 15,000 円以下	3	3.8%
15,000 円超え 20,000 円以下	16	20.3%
20,000 円超え 25,000 円以下	4	5.1%
25,000 円超え 30,000 円以下	37	46.8%
30,000 円超え 35,000 円以下	1	1.3%
35,000 円超え 40,000 円以下	1	1.3%
40,000 円超え	2	2.5%
その他	0	0.0%
無回答・不明	11	13.9%
回答該当者数	79	100.0%



問 10 あなたは、コスモスあるいは北海道成年後見支援センター以外に成年後見に関する活動をしている非営利団体等に入会していますか。

コスモスあるいは北海道成年後見支援センター以外の成年後見に関する活動をしている非営利団体等の入会について、「入会していない」と回答した行政書士は 253 名（70.1%）であった一方で、「入会している」が 105 名（29.1%）であり、約 3 割の行政書士が他の非営利団体等に入会していた。

項目	人数	割合
入会している	105	29.1%
入会していない	253	70.1%
無回答・不明	3	0.8%
回答該当者数	361	100.0%

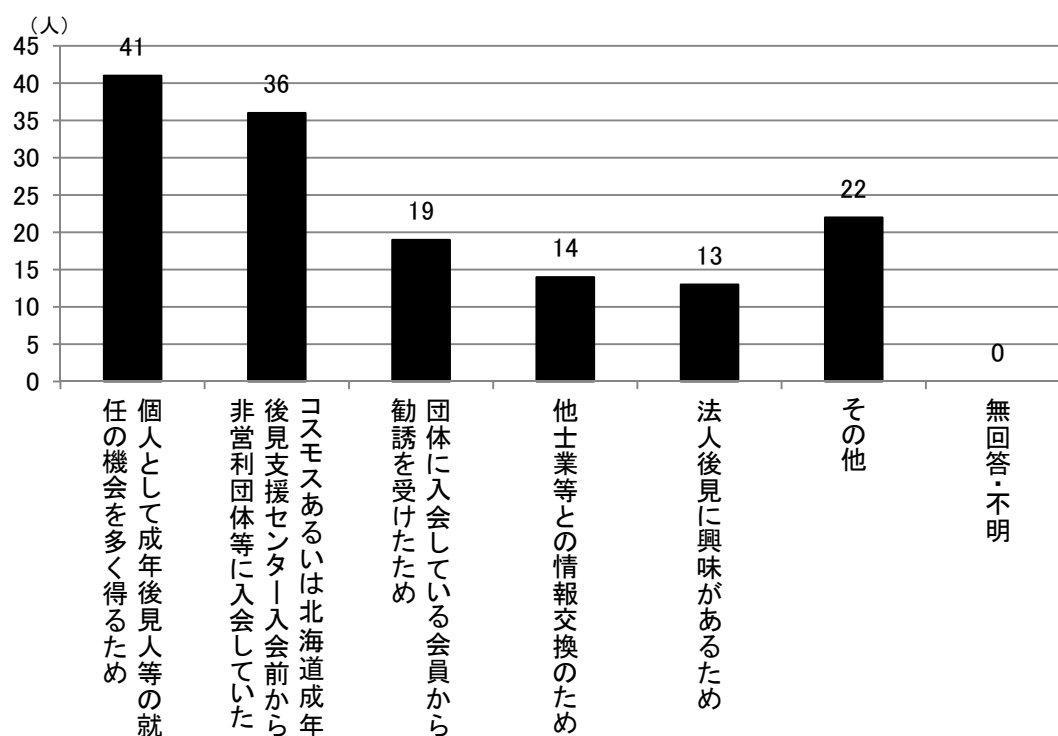


問 11 は、問 10 でコスモス及び北海道成年後見支援センター以外の非営利団体等に「入会している」と回答した行政書士に対する質問。

問 11 非営利団体等に入会されている理由は何ですか（複数回答）。

非営利団体等に入会している理由について、最も多かったのが「個人として成年後見人等の就任の機会を多く得るため」で 41 名（39.0%）であった。次いで「コスモスあるいは北海道成年後見支援センター入会前から非営利団体等に入会していた」が 36 名（34.3%）、「団体に入会している会員から勧誘を受けたため」が 19 名（18.1%）であった。

項目	人数	割合
個人として成年後見人等の就任の機会を多く得るため	41	39.0%
コスモスあるいは北海道成年後見支援センター入会前から非営利団体等に入会していた	36	34.3%
団体に入会している会員から勧誘を受けたため	19	18.1%
他士業等との情報交換のため	14	13.3%
法人後見に興味があるため	13	12.4%
その他	22	21.0%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	105	100.0%



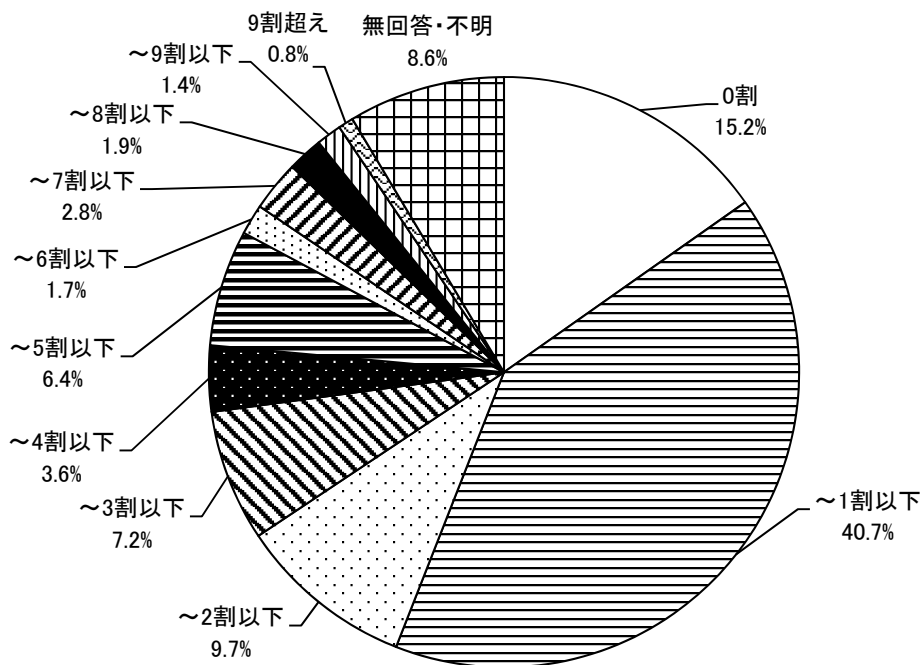
【その他の回答】

- 成年後見に関する実務能力の向上
 - ・相談事例に的確に対応できるよう知見を保持するため
 - ・後見人等に関する相談対応や、後見人育成の必要があると感じたため
 - ・成年後見業務の情報収集、知識向上
 - ・制度に関する情報の入手。自己研鑽先。
- 法人設立に関与
 - ・顧問先の友人が NPO 法人(成年後見人を行う)を設立し頼まれ理事に就任したため。支部立ち上げ時より参加。社会及び行政に貢献したいと思った。
 - ・団体設立に関わった役員だから
- その他
 - ・成年後見制度を広める活動に少しでも役立ちたいと考えたため
 - ・コスモス会員との情報交換のため
 - ・法人後見を採用しているため。コスモスは個人対応で何かあったら不安
 - ・コスモス支部の活動に物足りなさを感じたから。具体的には、出張出前相談会(各地方地域で)、セミナー(講師として市民から依頼を受けて、後見制度を説明する)の実施・機会が少ない。
 - ・市民後見人普及のため
 - ・研修に興味があった。
 - ・他会員との交流
 - ・市役所を中心に、裁判所(調査官、書記官)、行政書士、弁護士、司法書士、社会福祉士及び社会福祉協議会と2ヶ月に1回成年後見情報交換会を実施しているため
 - ・NPO 法人を立ち上げることが困難だったため
 - ・自己資産の活用・保有のため

問 12 全体の業務量のうち、成年後見分野に関するものが占める割合はどれくらいとお感じですか。

全体の業務量のうち成年後見分野に関するものが占める割合について、1割以下の回答をしたのは147名（40.7%）であった。0割を合わせると半数以上を占める。一方で、全体の業務量の9割を超えると回答したのが3名（0.8%）あった。

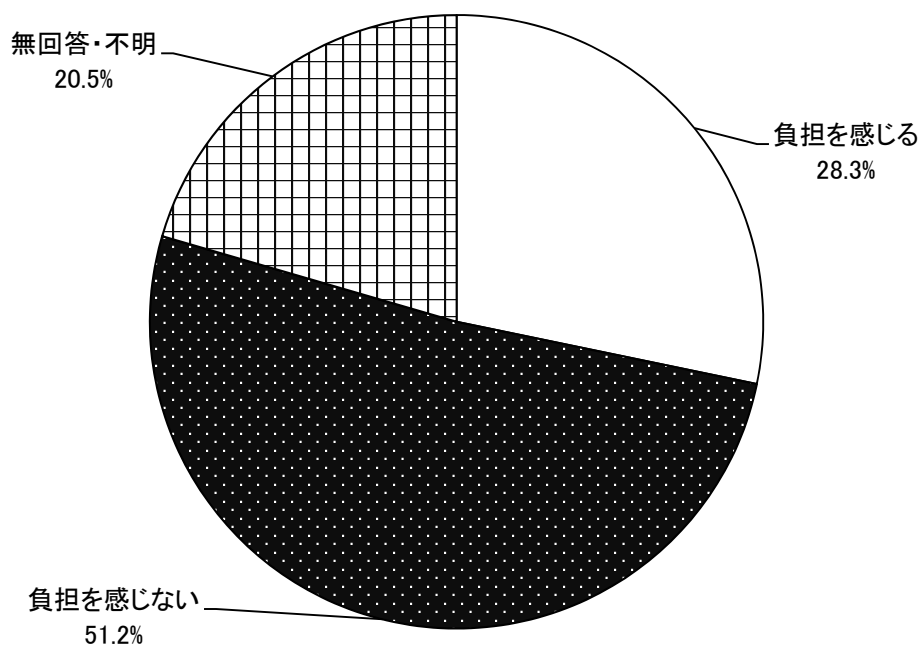
項目	人数	割合
0割	55	15.2%
～1割以下	147	40.7%
～2割以下	35	9.7%
～3割以下	26	7.2%
～4割以下	13	3.6%
～5割以下	23	6.4%
～6割以下	6	1.7%
～7割以下	10	2.8%
～8割以下	7	1.9%
～9割以下	5	1.4%
9割超え	3	0.8%
無回答・不明	31	8.6%
回答該当者数	361	100.0%



問 13 現在、成年後見人等又は任意後見人としての職務を遂行する上で負担を感じますか。

成年後見人等又は任意後見人としての職務を遂行する上で感じる負担について、「負担を感じない」と回答したのは 185 名（51.2%）であった。一方で「負担を感じる」と回答したのが 102 名（28.3%）あり、回答した行政書士のうち約 3 割が何らかの負担を感じている。

項目	人数	割合
負担を感じる	102	28.3%
負担を感じない	185	51.2%
無回答・不明	74	20.5%
回答該当者数	361	100.0%

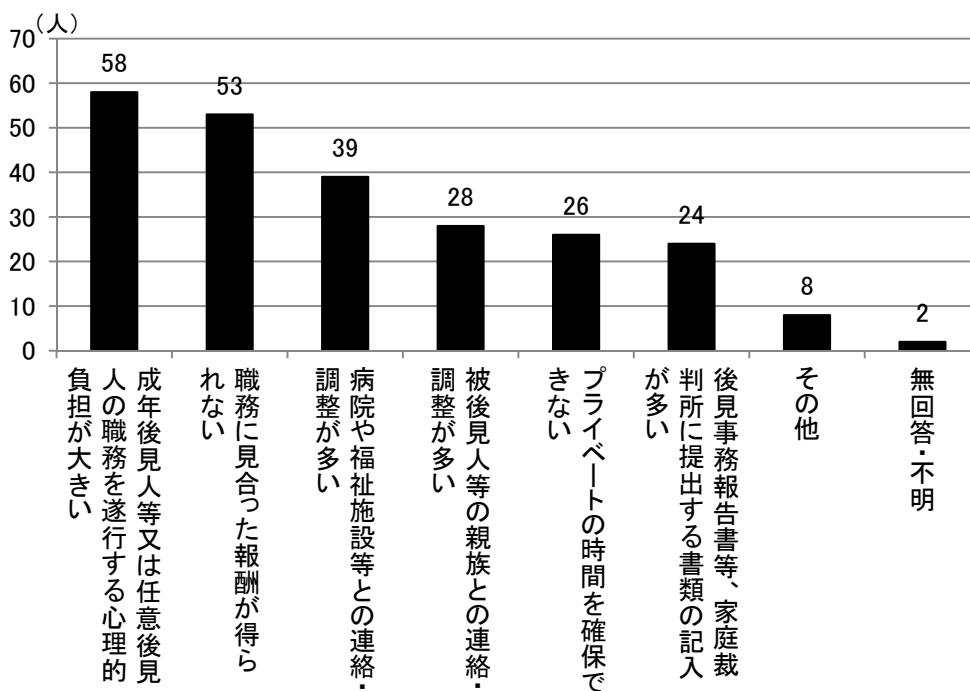


問 14 は、問 13 で成年後見人等又は任意後見人としての職務に対して「負担を感じる」と回答した行政書士に対する質問。

問 14 それは、どのような負担ですか（複数回答）。

成年後見人等又は任意後見人としての職務を遂行する上で負担を感じる具体的な内容について、最も多かったのが「成年後見人等又は任意後見人の職務を遂行する心理的負担が大きい」で 58 名（56.9%）であった。次いで「職務に見合った報酬が得られない」が 53 名（52.0%）、「病院や福祉施設等との連絡・調整が多い」が 39 名（38.2%）となっている。

項目	人数	割合
成年後見人等又は任意後見人の職務を遂行する心理的負担が大きい	58	56.9%
職務に見合った報酬が得られない	53	52.0%
病院や福祉施設等との連絡・調整が多い	39	38.2%
被後見人等の親族との連絡・調整が多い	28	27.5%
プライベートの時間を確保できない	26	25.5%
後見事務報告書等、家庭裁判所に提出する書類の記入が多い	24	23.5%
その他	8	7.8%
無回答・不明	2	2.0%
回答該当者数	102	100.0%



【その他の回答】

● 心理的・身体的負担

- ・後見人の職務以外のことを求める親族・病院等に対する心理的負担がある。
- ・足が悪いので、身体的負担がある。
- ・被後見人等本人とのつき合いに負担を感じる。

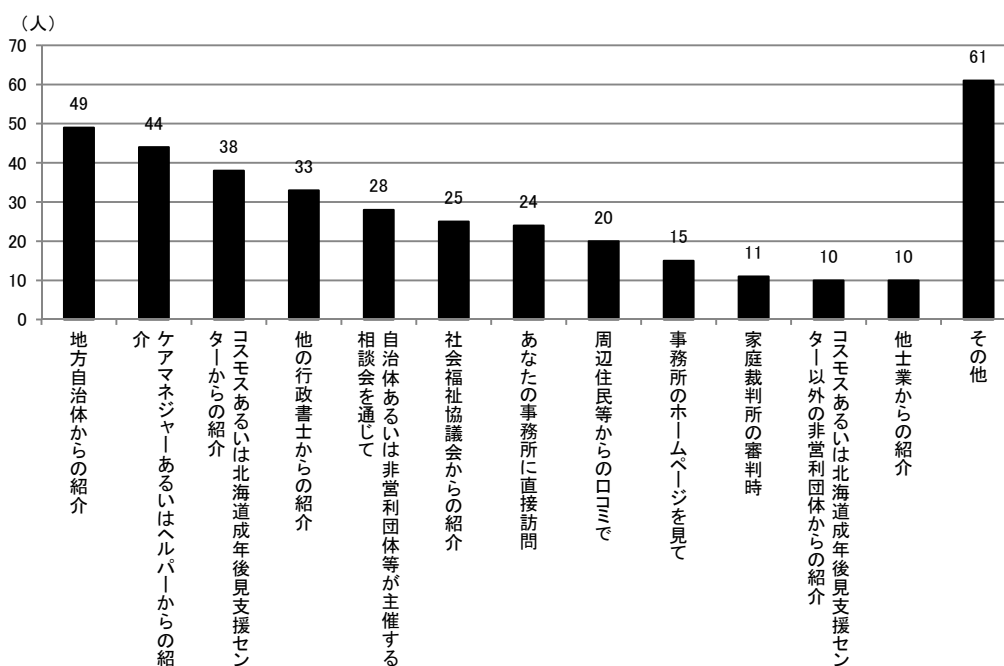
● その他

- ・施設入所の順番待ち（長期、見通しが無い）
- ・在宅のため、ほぼ毎日の電話。本来業務ではないと思うが、病院への付き添い等、本人が精神病のため、医師より求められている。
- ・リスク面でカバーしきれない。
- ・（被後見人等に）いつ何が起きるかわからない。

問 15 現在、担当している被後見人本人あるいは親族が、あなたを知ることになったきっかけ（手段等）は何ですか（複数回答）。

被後見人本人あるいは親族が行政書士を知ることになったきっかけについて、「地方自治体からの紹介」という回答が最も多く 49 名（13.6%）であった。次いで「ケアマネジャーあるいはヘルパーからの紹介」が 44 名（12.2%）、「コスモスあるいは北海道成年後見支援センターからの紹介」が 38 名（10.5%）、「他の行政書士からの紹介」が 33 名（9.1%）であった。

項目	人数	割合
地方自治体からの紹介	49	13.6%
ケアマネジャーあるいはヘルパーからの紹介	44	12.2%
コスモスあるいは北海道成年後見支援センターからの紹介	38	10.5%
他の行政書士からの紹介	33	9.1%
自治体あるいは非営利団体等が主催する相談会を通じて	28	7.8%
社会福祉協議会からの紹介	25	6.9%
あなたの事務所に直接訪問	24	6.6%
周辺住民等からの口コミ	20	5.5%
事務所のホームページを見て	15	4.2%
家庭裁判所の審判時	11	3.0%
コスモスあるいは北海道成年後見支援センター以外の非営利団体からの紹介	10	2.8%
他士業からの紹介	10	2.8%
その他	61	16.9%
無回答・不明	139	38.5%
回答該当者数	361	100.0%



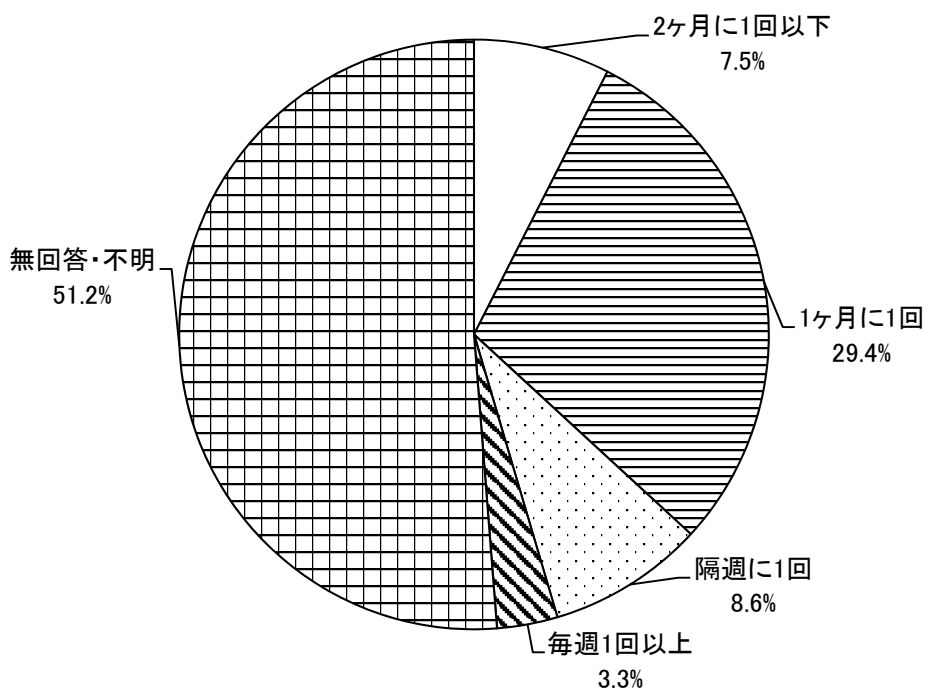
【その他の回答】

- 行政等関係機関
 - ・家庭裁判所 ・地域包括支援センター
- 医療関係
 - ・医師 ・病院ソーシャルワーカー
- 福祉関係
 - ・民生委員 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設相談員 ・有料老人ホーム施設長
- 親類、知人等
 - ・親戚 ・友人 ・友人の家族 ・知り合ったマンションのオーナー
- 営業活動・広告等を通じて
 - ・営業活動 ・地元誌の広告 ・事務所の看板
 - ・施設へ PR 活動 ・自ら開催したセミナー
 - ・入居している老人ホームにあいさつに行ったことがきっかけ
 - ・葬儀屋のパンフレットに相続手続等支援の案内を入れているため
 - ・遺産分割協議書の作成依頼に伴って法定後見申立手続が必要となった。
- 民間企業
 - ・葬儀会社 ・金融機関 ・生命保険会社 ・宅地建物取引業者
- その他
 - ・公証人 ・顧問先の勉強会 ・事務所の顧客 ・名刺
 - ・地域における成年後見の勉強会の参加を通じて紹介された(例-民生委員、児童委員や自立支援委員、地域のケアマネジャー等の勉強会で説明)。
 - ・所属する市民後見団体での活動を通じて

問 16-1 あなたが担当している被後見人等本人との接見の頻度は平均どれくらいですか。

担当している被後見人等本人に接見する頻度について、最も多い回答が「1ヶ月に1回」が106名（29.4%）であった。次いで「隔週に1回」が31名（8.6%）、「2ヶ月に1回以下」が26名（7.5%）であった。

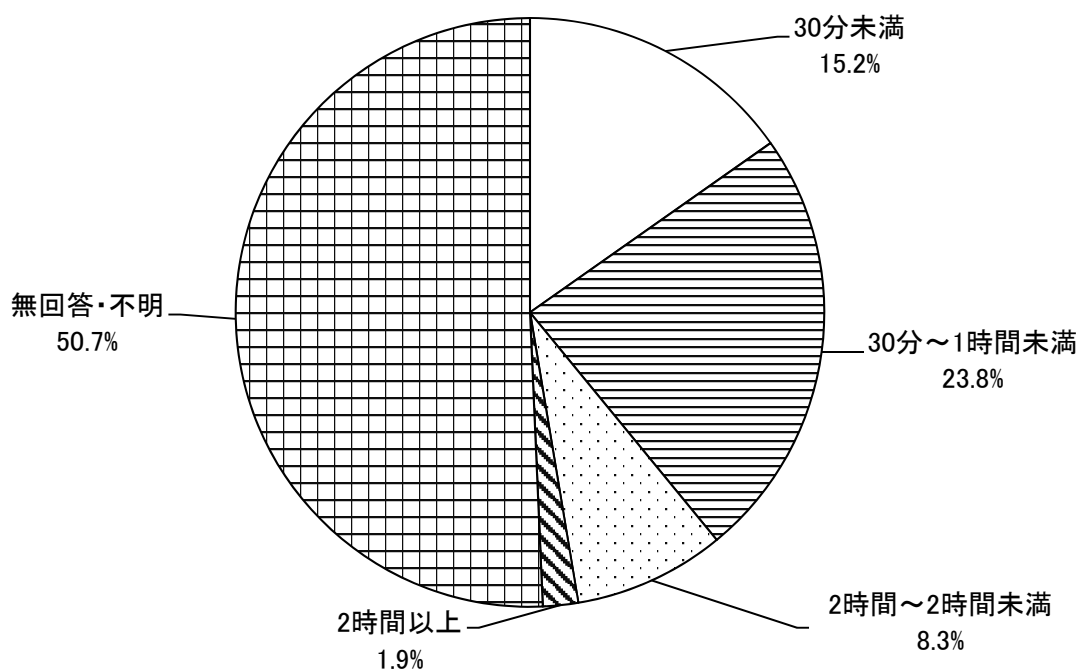
項目	人数	割合
2ヶ月に1回以下	27	7.5%
1ヶ月に1回	106	29.4%
隔週に1回	31	8.6%
毎週1回以上	12	3.3%
無回答・不明	185	51.2%
回答該当者数	361	100.0%



問 16-2 接見 1 回につき要する時間は平均どれくらいですか。

担当している被後見人等本人への接見 1 回につき要する時間について、最も多い回答が「30分～1時間未満」で 86 名（23.8%）であった。次いで「30分未満」が 55 名（15.2%）であった。

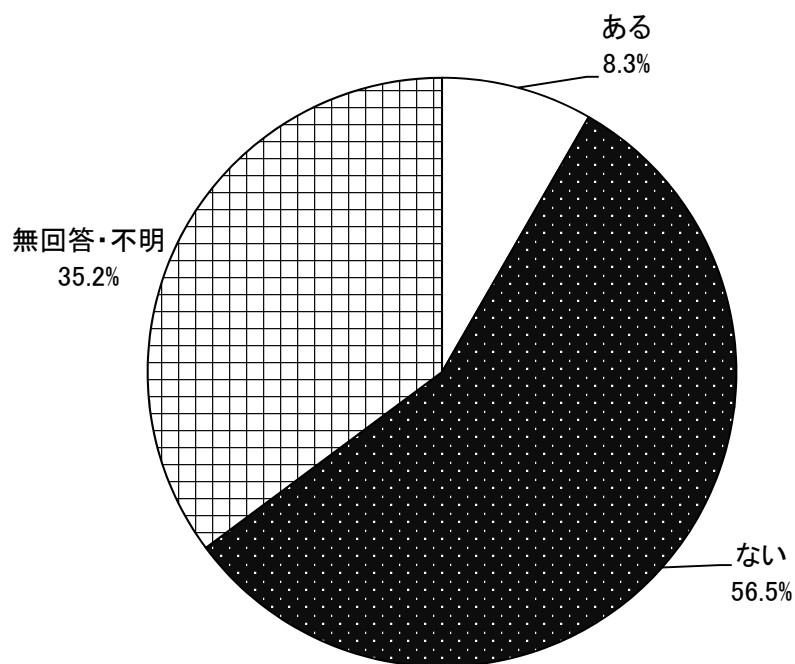
項目	人数	割合
30分未満	55	15.2%
30分～1時間未満	86	23.8%
2時間～2時間未満	30	8.3%
2時間以上	7	1.9%
無回答・不明	183	50.7%
回答該当者数	361	100.0%



問 17 これまで職務を遂行する上でトラブルはありましたか（又は現在もありますか）。

成年後見に関する職務上のトラブルの有無について、「ない」と回答した行政書士は 204 名（56.5%）であった一方で、「ある」と回答したのは 30 名（8.3%）であり、1 割弱が職務上のトラブルに遭遇している。

項目	人数	割合
ある	30	8.3%
ない	204	56.5%
無回答・不明	127	35.2%
回答該当者数	361	100.0%



問 18 は、問 17 で職務上のトラブルに遭遇したと回答した行政書士に対する質問。

問 18 差し支えない範囲で、トラブルの内容とその対処方法等について教えてください。

● 成年被後見人等本人によるトラブル

- ・ 保佐人の知らない間に被保佐人が知人からお金を借りて散財してしまい、相手方から返還請求を受けた。相手方と文書で返済方法を決めてもらい、保佐人が手続を代行した。
- ・ 被保佐人がテレクラに電話をしたらしく、その業者から執拗に代金支払いの請求の電話を受け、相手方が関係各所に苦情を入れる等して迷惑をかけた。成年後見支援センターから、その業者からの電話に対応しないように指示を受けた。
- ・ 就任時の財産調査の際にはなかった消費者金融の債務が複数あることが発覚した。いずれも消滅時効の利益を援用する旨を内容証明等により相手方へ通知した。
- ・ 本人が火災を発生させてしまい、原状回復の費用の支払い方法を検討している。
- ・ 任意後見契約をしている方(任意後見監督人選任済)。自分で金銭管理したいので通帳を返してほしいと頻りに電話をしてくるようになり、契約をしているのでお返しできない旨を告げると、「通帳を盗まれた」と交番へ電話した。ご本人をご親族が説得してくださり、関係者の前で通帳、印鑑をお見せし、納得していただいた。
- ・ 被後見人本人の協力を得られない(私だけでなく、ヘルパー等も介護拒否等の手を焼いている。)
- ・ 本人が契約をやめたいと言い出した。よくよく聞き出すと、本人の資金をたかる人物に逆らわないための行動だったようで、その人物を排除して、契約続行とした。
- ・ 本人とのトラブル(事理弁識能力が低下しているので仕方ない)
- ・ 信頼関係が崩れかけた。他人の憶測等を本人が信じた結果だと思うが、本人に問いただし謝罪を受けたので不問にした。

● 親族によるトラブル

- ・ 親族が「被後見人のために」と称して被後見人のお金を自由に使いたがる。実質的に本人のためか否か判断し、本人のため以外には使えないことと説明し納得してもらった。また、その際、裁判所からの助言も参考にした。
- ・ 身寄りのいない 50 代女性、精神病。唯一従姉がいるが推定相続人ではない。本人に資産があるため「自分に遺贈する旨の遺言書を作成しろ」等、本人の資産を狙うような言動があったので(入院中であり、本人がパニックに陥る心配があった)お見舞いを遠慮してほしい旨願ったところ逆切れされた。本人は遺言書を作成する気であるが、それについてあれこれ詮索をしてくる。
- ・ 認知症を患っている一人暮らしの高齢者(女性)のケースで、相談者はその女性の家主であった。家主の妻は預貯金通帳、証書類の一切と銀行印・実印を管理していた。申立

てに伴いそれらの全てを預かり、調査するうちに用途不明金があったため、以後家主の妻には戻さなかった。家主の妻に用途不明金について問い質すと収支明細、受領書を提示するとしたが、結果として提示されなかった。また、これを機に女性に対する虐待行為が激しくなり、一方で、「後見人になる以前に、通帳と印鑑両方管理し出入金すべきではない」等と地域でアナウンスするようになった。家庭裁判所と協議し、申立て直後に引越しをした。用途不明金の件についても問い質すことにより、移転先にまで訪問し女性に対して虐待行為に働くことが予測されるため、家主の妻を女性から遠ざけることに苦勞をした。審判確定の4ヶ月後、財産管理について第三者の共同の管理下に置き、不正防止等の手だてをした。

- 被後見人の死亡後、遺族から遺産が少ないと何度も電話があった。成年後見人の役割と報酬について説明をした。
 - 親族との通帳等の引渡しについてトラブルがあった。家庭裁判所に報告の上、低姿勢で時間をかけて対処した。1年以上かかったが、引き渡しを完了した。
 - 被後見人の子供が被後見人の預金から金を下ろして貸してほしいと言われた。子供から母親の通帳を見せろと言われた。家族なのに何故見せないのかと立腹。被後見人の死亡後すぐに弁護士を雇った。親身になって本人を世話して家族にも良い対応をしてきたつもりが、家族は後見人の立場を理解できないでいる。
 - 親族から借金を申し込まれた。
 - 本人の父が平成24年に亡くなり、遺言執行人が遺言内容(土地、建物の売却)を執行しているか、執行状況の報告がないのでこちらから執行状況報告の依頼をすると執行が遅くなるので止めてほしい等の返事が来るので(電話にて怒っている状況)、当本人としても困り、内容証明郵便にて執行状況報告をくれるよう依頼する予定でいる。
 - 申立人等の家族とのやりとりできちんと情報が伝わらない。現状を正確に伝えるのがむずかしい。そのため、何度も会って説明する。
 - 娘は障害年金で生活できるはずだが、毎週定額を母の預金から送金している(裁判上申中)。精神障害があり金銭管理ができないので、娘に保佐申立をさせた。現在は娘の保佐人が娘の財産管理をしている。
 - 本人の娘は仕事がなく無収入のため毎月定額送金している。この頃、娘の預金が減って送金額の増額要求がある。
 - 本人のいところから財産や用途の開示要求があり、断ったら嫌われたままになっている(任意後見の事務委任時、本人は財産や用途の開示について親族に言う必要ないという意思だった)。
- 家庭裁判所の対応
- 私が行政書士でA在住、父が(母とともに)本人の身上監護をB県で、本人の妻はC県で財産管理(主に通帳の保管)。3人の後見人が可能な範囲で後見活動をするとの説明(申立て)の結果、「共同後見」の審判となったが、全員それぞれ後見事務報告の「全部」

について書記官から求められた。「分掌後見」ではないため、全員が全部の報告を求められるのは止むを得ないとしても、書記官の横柄横暴な態度と性悪説に立った話し方と要求に憤慨している。上職の主任書記官に相談したが、悪さを認め謝罪しつつも、担当者が変更されることはないと言われた。

● 金融機関とのトラブル

- ・ 本人の希望により郵便局の定額貯金の更新のため、郵便局に行ったところ盗難届が出ているとのことで拘束され、警察の取調べを受けた。警察職員には保佐人であることを説明すればすぐに納得していただけた。問題は郵便局の担当者がまったくの無知であったこと。解決のために、ゆうちょコールセンターに苦情を言い、郵便局職員に教育をするよう提言した。
- ・ 任意後見に関する知識が不足している金融機関担当者が多い。常に説明が必要である。窓口でのトラブルが多数。

● 医療機関とのトラブル

- ・ 被保佐人が心筋梗塞となり、救急者ととも病院へ。カテーテルによる緊急手術を行うとのことで、同意書に署名を求められた。「同意者がいないと手術しません」とのこと。

● 民間業者等とのトラブル

- ・ 被後見人が入院後、直接施設に入所することになり、本人が入居していた部屋を公団に返還する際、部屋がゴミ屋敷になっていたため、公団側とかなりやり合いになりましたが、結局お金のない人だったので、押し切って公団に泣いてもらいました。
- ・ 土地の売却において、不動産会社とのトラブル。前から土地の売却を考えていたようだが、不動産会社は被後見人の妻と話をするだけで後見人に話はなかった。不動産会社の成年後見への認識不足が感じられる。

● その他のトラブル

- ・ 後見業務の中には債権がらみのことが多いため行政書士のみで対応するのがむずかしい場合が多い。特に介護の事業の賠償事業。紛争事業は結局弁護士に依頼しなければ解決できないことが多い。
- ・ 被後見人の居住用不動産の処分手続の中で、境界石を確定する必要があった。隣地地主と境界石の件で食い違いがあり、家庭裁判所の担当書記官を通じ、審判官の判断を仰いだ。
- ・ ペーパー上で保身的な事務処理をしようとする後見監督人(司法書士)との間の被後見人に関する判断の相違。監督人は自分の役割は何かをハッキリしない指示や求める報告書が多い。
- ・ 本人の物取られ妄想や福祉関係者との意見の相違等。
- ・ 親の成年後見人候補者として子を挙げたところ、家族にて利益相反を指摘され就任断念し、そのまま申立取下げとなった。

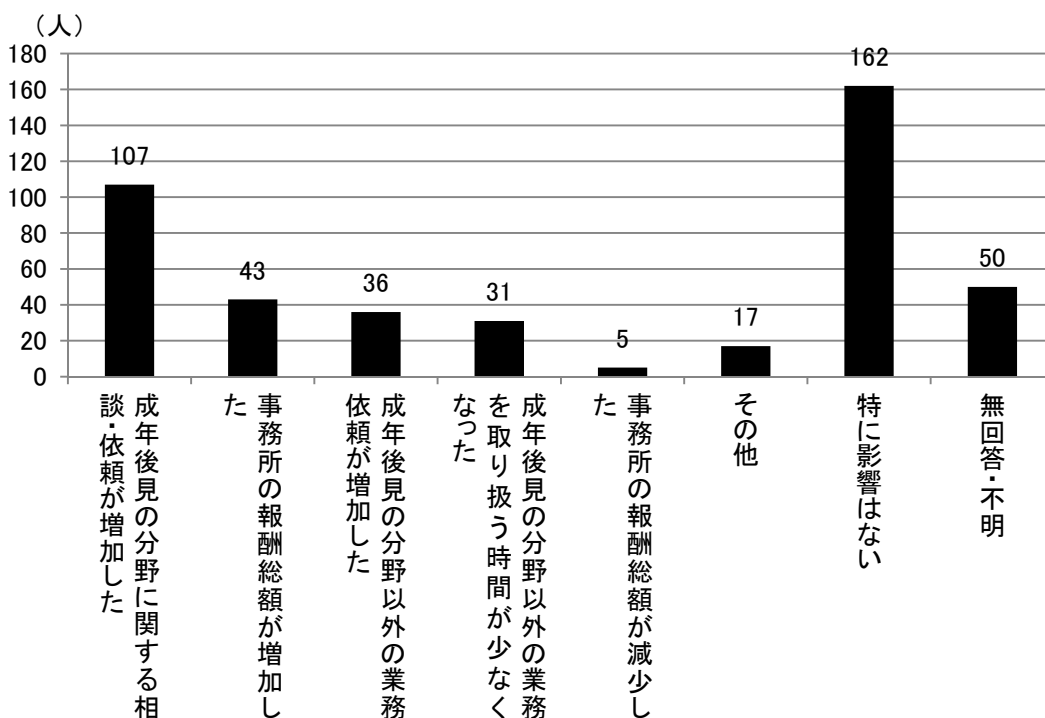
● トラブルの対処例

- ・ 不必要な物品の通信販売、訪問販売の場合、話し合い、クーリングオフ、関係者との連携で予防。行政機関等の対応が悪い場合、話し合い、説得、苦情申立で対応。
- ・ 任意後見契約の高齢者が古いアパートを経営していて、住人との間でトラブルがあり、相談を受けました。生活保護をもらっている人が住人で、家賃の件で苦情があり、対処方法は、生活保護課の担当の方が間に入っていただいたのでスムーズに解決できました。
- ・ たくさんあったが、すべて解決済み。裁判所の事務官や介護施設の看護師さん、ケアマネジャーさんからのアドバイス・協力が各種問題の解決に非常に役立った。
- ・ その都度、家庭裁判所と相談、調整して解決しています。

問 19 成年後見分野に關与して以降、行政書士としての業務にどのような影響がありますか（複数回答）。

成年後見分野に關与して以降の業務の影響について、「特に影響がない」と回答した行政書士は 162 名（44.9%）で最も多かった。次いで「成年後見の分野に関する相談・依頼が増加した」が 107 名（29.6%）、「事務所の報酬総額が増加した」が 43 名（11.9%）、「成年後見の分野以外の業務依頼が増加した」が 36 名（10.0%）、「成年後見の分野以外の業務を取り扱う時間が少なくなった」が 31 名（8.6%）、「事務所の報酬総額が減少した」が 5 名（1.4%）、「その他」が 17 名（4.7%）であった。

項目	人数	割合
成年後見の分野に関する相談・依頼が増加した	107	29.6%
事務所の報酬総額が増加した	43	11.9%
成年後見の分野以外の業務依頼が増加した	36	10.0%
成年後見の分野以外の業務を取り扱う時間が少なくなった	31	8.6%
事務所の報酬総額が減少した	5	1.4%
その他	17	4.7%
特に影響はない	162	44.9%
無回答・不明	50	13.9%
回答該当者数	361	100.0%



【その他の回答】

● 良い影響

- ・業務に精通できた。
- ・講演、研修依頼が増加した。
- ・市、区役所より相談を受ける。市後援の講演会、講師依頼を受ける。
- ・相続業務の一環で成年後見制度に関係してくる案件があり、お客様の相談に応えられる範囲が広まったと思う。
- ・広い知識を得ることで相談に深みを増した。
- ・認知症である義父の世화에役立っています。
- ・相続等に関する相談が増加した。

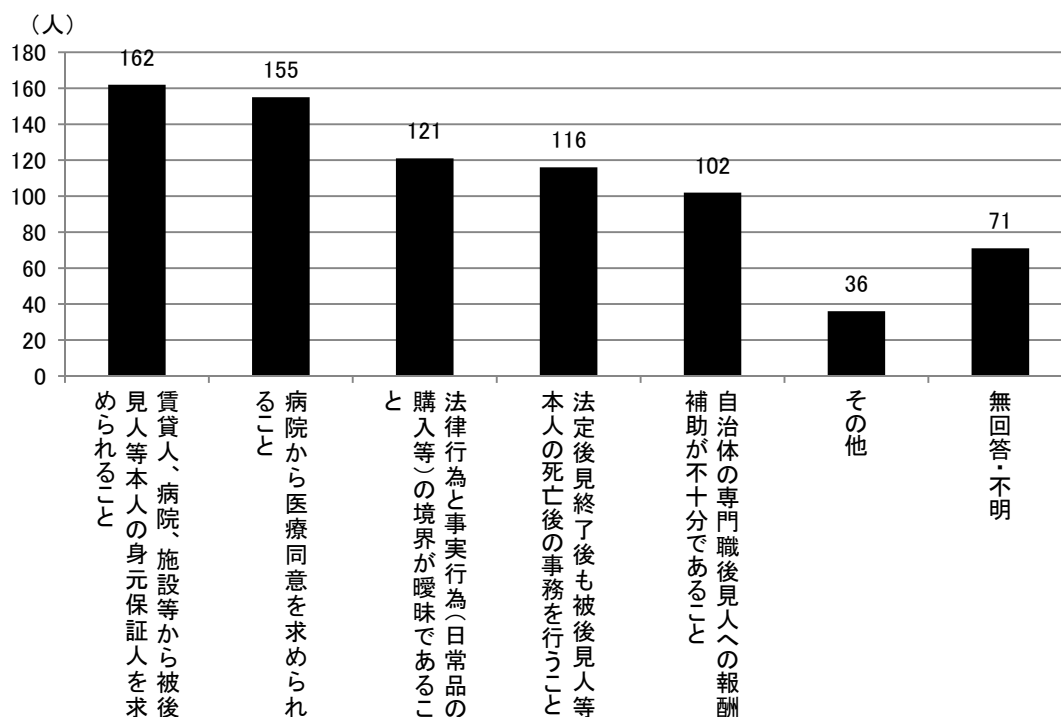
● 職務に関する負担

- ・それなりに時間をとられる。
- ・無用に家庭裁判所の書記官に振り回される時間が膨大

問 20 成年後見制度に関して成年後見人等の不祥事以外で特に問題だと考えているのは何ですか（複数回答）。

成年後見人等による不祥事を除く成年後見制度に関する問題点について、「賃貸人、病院、施設等から被後見人等本人の身元保証人を求められること」と回答したのが 162 名（44.9%）で最も多かった。次いで「病院から医療同意を求められること」が 155 名（42.9%）、「法律行為と事実行為（日常品の購入等）の境界が曖昧であること」が 121 名（33.5%）であった。

項目	人数	割合
賃貸人、病院、施設等から被後見人等本人の身元保証人を求められること	162	44.9%
病院から医療同意を求められること	155	42.9%
法律行為と事実行為（日常品の購入等）の境界が曖昧であること	121	33.5%
法定後見終了後も被後見人等本人の死亡後の事務を行うこと	116	32.1%
自治体の専門職後見人への報酬補助が不十分であること	102	28.3%
その他	36	10.0%
無回答・不明	71	19.7%
回答該当者数	361	100.0%



【その他の回答】

● 申立てに関する問題点

- ・申立書作成ができないこと
- ・申立費用及び関連する費用の申立人費用という法律、この申立てで利益を受けるのは本人だと思う。
- ・申立てに関して、倫理問題で解決しようとしているコスモスの対応が問題である。
- ・申立費用の負担者が原則として申立人となっていることが、申立ての障壁となるケースがある。
- ・行政書士として成年後見に関する手続申請をどこまでできるのか。未だにコスモスから説明がない。多くの行政書士が悩んでいる。職務上請求書が使えないとすると代理としてどこまで戸籍をとり、関与できるのか。会員(コスモス・NPO 等)なら特別に他の行政書士と違ってできることがあるのか、メリットはあるのか。

● 成年後見制度に関する理解不足

- ・在宅の場合、介護支援者の成年後見制度の理解が低く、言えば何でもやってもらえると誤解されていると感ずることがある。
- ・制度の有効利用の仕方が分かっていない。都合の悪い一部の親族が強く利用を反対する。
- ・制度に関する企業や行政の知識不足
- ・法・制度上の形式はあるとしても、まだまだ地域社会にあっては、制度運用上課題は多い。市町村自治体と家庭裁判所間の定期的な情報交換会ぐらひは最低年 1 回持つべきである。社会制度として充実をするべきである。

● 報酬の問題

- ・報酬額が低い。
- ・後見人の負担が重いこと。その割に報酬が少ない。
- ・市長申立案件で、本人の収入等財産が少ない場合の行政からの助成が不十分。このような場合に裁判所の報酬付与額は見込めない。
- ・後見人等に対する家庭裁判所の報酬額について、報酬額の基準が不透明である。
- ・財産の多少で報酬額が決定される。
- ・実務内容よりも本人の財産を基準に決める現在の報酬決定方法
- ・業務のボリュームに対し、報酬が今より 20%程度増加すべきと思う。

● その他

- ・本人に対する親族の理解がない。
- ・後見事務の被扶養者への生活費の支出をする基準等、被後見人の財産管理基準が法律や省令で明確になっていない。こうした事が親族後見人兼任の障害事由になっていないか。
- ・家庭裁判所の書記官の職権濫用(希薄な理由、目的で後見人の事務を増やし、危険な後

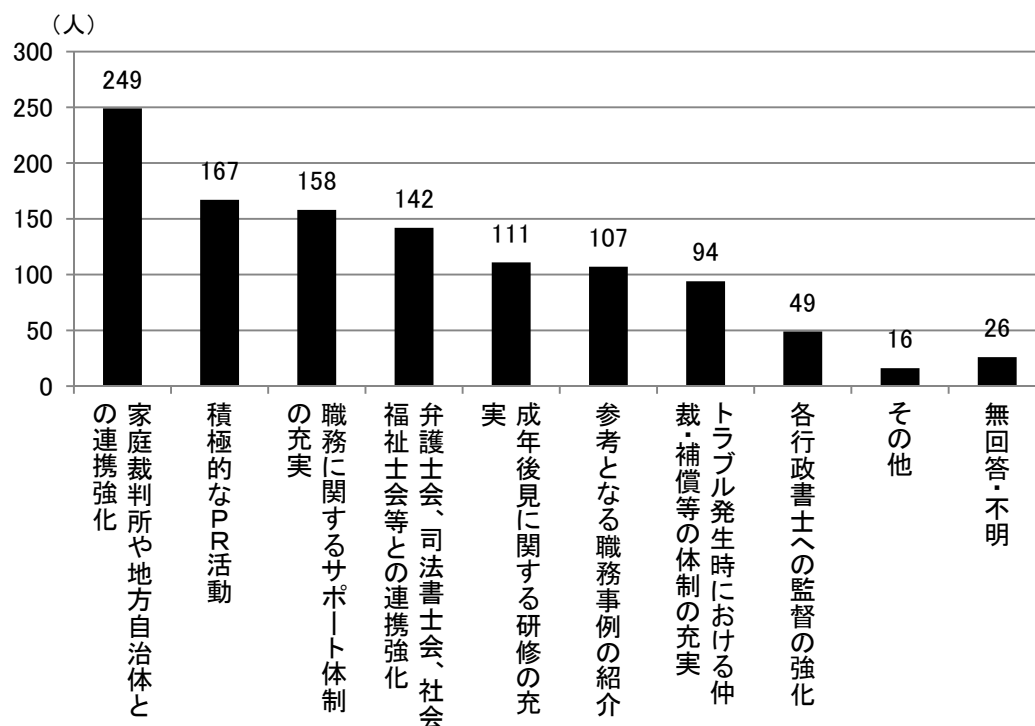
見と安全な後見と見分ける能力向上に努める様子がない」と、本質的な後見監督としての機能の「混同」がある。制度利用促進の新たな障壁＝無用な後見事務の「肥大化」による忌避拡大

- ・空家の責務(所有者代理として)
- ・成年後見制度が介護保険制度の中に組み込まれていないこと。
- ・宗教の対応
- ・社会制度として充実をするべきである。
- ・財産のない人はどうしたらいいのか。
- ・任意後見契約(移行型)において、受任者(任意代理人)時点での金融機関の手続が煩雑。一般と同じ委任状を要求されるケースが多い。
- ・後見人は法律行為をするものとされているが、被後見人が在宅の場合や統合失調で入院していて親族・家族がいない場合には事実行為をある程度行うことは不可欠である。事実行為をする事が成年後見賠償責任補償制度の対象外となっていることは成年後見人の職務の実態を無視したものであり、不満を感じている。

問 21 成年後見制度に関して、行政書士会、コスモスあるいは北海道成年後見支援センターに要望する点は何ですか（複数回答）。

成年後見制度に関して、行政書士会、コスモスあるいは北海道成年後見支援センターに要望する点について、「家庭裁判所や地方自治体との連携強化」という回答が最も多く 249 名（69.0%）であった。次いで「積極的な PR 活動」と回答したのが 167 名（46.3%）、「職務に関するサポート体制の充実」と回答したのが 158 名（43.8%）であった。

項目	人数	割合
家庭裁判所や地方自治体との連携強化	249	69.0%
積極的な PR 活動	167	46.3%
職務に関するサポート体制の充実	158	43.8%
弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等との連携強化	142	39.3%
成年後見に関する研修の充実	111	30.7%
参考となる職務事例の紹介	107	29.6%
トラブル発生時における仲裁・補償等の体制の充実	94	26.0%
各行政書士への監督の強化	49	13.6%
その他	16	4.4%
無回答・不明	26	7.2%
回答該当者数	361	100.0%



【その他の回答】

- 法人後見に関する要望
 - ・コスモスによる法人後見の検討
 - ・法人後見の体制整備、促進
- コスモスあるいは北海道成年後見支援センターの体制強化
 - ・コスモスへの要望として、各支部への組織構築面、金銭面での助成を強化すること、相談会開催のノウハウ支援や講師育成支援(会員の中からセミナーを担当できるようにする)
 - ・各支部の組織強化への支援、情報交換
 - ・報酬額向上の働きかけ
 - ・気軽に相談できるよう単位会の充実が望まれる。
- 業際関係
 - ・家庭裁判所に提出する申請書の作成権限の付与
 - ・業務対象をはっきりさせてほしい。どこまで関与できるか(申請)できないか。特にグレー部分をはっきり示してほしい。
- その他
 - ・任意後見契約に関する統一見解の形成
 - ・もっと受任件数を増やしてほしい。
 - ・会費減額
 - ・行政書士の家庭裁判所での地位向上

問 22 これまでのことに関連して、何かご意見等があれば、ご自由にお書きください。

● PRに関する意見・要望

- ・ 士業の不祥事報道、費用を抑える意味から親族が後見人となるケースが多いです。第三者に金融機関届印・通帳等を渡すことに抵抗を感じているうちに判断能力がなくなる方もいます。難しいことだと思います。大切な財産を安心して任せるスペシャリストとしてもっと PR して身近に利用してもらえればと思います。費用・報酬等を利用しやすく明確にしていった方がよいと思います。
- ・ 今のところ、成年後見制度の理解が社会になされていない。PR をやるべき。
- ・ 市長申立ての際、候補者としてコスモス会員の行政書士名を記入してもらったが、結果的に別の方が選ばれた。家庭裁判所にも PR しているものの、その認知度がいまいちである。むしろ任意後見について福祉関係団体に PR していく等して実績を積み重ねるべきと思う。
- ・ 行政書士の成年後見業務について、TV・ラジオの PR をしてみてもどうか。この分野は行政書士の職責をなんとしても守っていかなければならないと考える。他士業の活動状況等きちんと知る必要がある。連携の強化や交流の機会を持つべきである。障害者分野に深く関わり合いを持つことで新たな展開が望める。入所施設、グループホーム向けにパンフ配布、親や教師を対象とした講演等をしてみてはどうか。
- ・ 社会に対して「コスモス成年後見サポートセンター」の知名度を上げ、行政書士も成年後見人の職務を行っていることをもっともって知っていただくために、より一層の PR 活動を期待しています。そのためには、まず何よりもコスモス会員がきちんと財産管理を行っていることについて、他の団体よりも一層厳しいチェック体制が必要なのでは、と思います。「成年後見」が「マイナスイメージ」を持たれていることも、一部の不正報道により事実です。行政書士のコスモス会員が第三者後見人として認知されるため、財産管理に関するチェックについて強化していただきたいと思う。
- ・ 自分の周辺を見渡しても、未だ成年後見制度に関する関心度は非常に低いように思われる。自治体の地域包括支援センターや社会福祉協議会及び民生委員等への働きかけや PR を行うにしても行政書士個人レベルでの関わり方では、通り一遍の挨拶程度のことで終わってしまいがちである。従って PR 活動の充実を図るには組織体として、具体的な情報収集と、戦略的な活動計画を確立する必要があるのではないかと思う。
- ・ 行政書士は、多寡はともあれ、ほとんどの人が相続・遺言業務を扱っています。それに関連して成年後見の相談が多く、身近なところに認知症の人が多いのも事実です。私もこれまで後見の支援業務を比較的多くやってきました。今後ますます第三者後見人のニーズが高まってくるとと思いますが、行政書士会あげてもっと強くアピールすることが重要だと思います。

- ・ 成年後見制度について PR し理解を深める必要がある。裁判所における信頼度が他士業に比べ低いように感じられる。地道な努力と実績が必要だと思う。
- ・ 平成 25 年 7 月 31 日の日本経済新聞(夕刊)にも特集がありましたが、行政書士も当然ですが、一般の不動産会社等への PR が必要なのでは。
- ・ 徳島家庭裁判所はコスモス会員を後見人等候補者として申立てた過去 5 件につき、他の専門職を選任している(平成 25 年 8 月 18 日現在)。本部での PR 活動に一層活力いたたくとともに職務支援や監督の強化を図り裁判所が選任しやすい環境の醸成に努めてほしい。もちろん、各地での我々の努力が何より重要であることは承知しているが家庭裁判所の裁定が厳しすぎるような感じがあります。この仕事はむしろ行政書士向きの仕事であり、司法書士業のリーガル・サポートが先行していることに違和感がある。コスモス成年後見サポートセンターは、もっともっと広告すべきもの考える。
- ・ 市民に成年後見制度があまり認知されていないと感じていますので PR 活動にマスコミ等を利用しなければならないと考えます。
- ・ 実際、後見受任し業務を行なう上で、まだまだ認知度の低さを通感しています。現在の 5 倍ぐらいには広げる必要があると思われます。制度の充実が求められます。
- ・ コスモス成年後見サポートセンター会員になり、2 年目に入っていますが、現在その仕事をしていません。確かに過疎地域で成年後見を頼むこと自体なかなかありませんが私自身が足で稼ぐことも必要であると思っております。しかし、コスモス成年後見サポートセンターを知らない市町村及び住民が多いのではないのでしょうか。やはり広報活動の必要性は重要な課題ではないのでしょうか。
- ・ 受任のための働きかけや、資質の向上について、基本的には、個々の努力によるべきものと考えますが、行政書士が成年後見制度に取り組んでいることの PR や、自治体への働きかけ(市町村長申立て時の後見人候補者への選任や、市民後見人育成におけるアドバイザー的役割等)について、コスモスや行政書士会として、より活発化していただけないかと、感じています。
- ・ 全国組織としてメリットをいかして、PR 活動を活発に行っていただきたい。同時に不祥事に対する取組みもアピールすることにより、単独・独自に業務を行っている後見人とは異なることをセールストークできる組織であるようにしていただきたい。
- ・ コスモスのホームページより、一般の方々へ発信される「情報の量と質があまりに貧弱」であると懸念しています。
- ・ 制度ができて 10 年以上となるが、相談にこられる方には、制度を理解されていない方、言葉も知らない方が大勢いらっしゃる。国は、この制度をもっと積極的に国民の皆様方に周知することが必要だと思う。
- ・ できることなら行政書士の後見は「コスモス」との社会認知を目指す方が五月雨式に訴えるより効率的だと思います。(＝一枚岩＝一致結束＝信用基盤が確立)

- ・ 退職後、これまでの経験を生かして社会貢献につながれば、そして実親の成年後見の申立てをした経験を通して感じたことを反映できればと思ってコスモス成年後見サポートセンターに入会しましたが、周囲の社会環境は成年後見制度の認知度もない状況で、なかなか理解されていないのが実情です。PR 不足だと感じます。
- ・ 成年後見に対するコスモス行政書士の新規参入について、やや抵抗があるかも。コスモスの PR が必要である。
- 後見等開始の審判申立の書類作成に関する意見・要望
 - ・ 成年後見制度の発展・充実を図るために、行政書士等に後見開始申立書の代理作成権限を認める法律改正に向けた活動が求められる。
 - ・ コスモスに入会してから法定後見が急激に増えました。一個人の行政書士よりコスモスの会員という信用力の高まりのおかげだと思います。裁判所の申立てが作成できないので、申立人となる人に全てを書いてもらっています。高齢の申立人が多く支援も大変です。相続人でないところや兄弟の配偶者が申立人となる時等、申立人が費用負担をして弁護士や司法書士に依頼することはほぼありません(家庭裁判所が認める申立費用の本人負担は印紙、切手代のみ)。社会保険労務士、税理士も成年後見の団体ができているようですが、申立書の作成について堂々とできるように関連士業の法整備していただきたいです。
 - ・ 現在の法律では、行政書士は裁判所に対して成年後見人等の審判申立書を作成し、提出することができない。神奈川県においては、現在まで 1,300 件超の受任をしており、裁判所からの認知度も高い。このような事情を鑑み、成年後見制度について、制度改正をして、行政書士(一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターのように、保険の加入、倫理の確立、研修体制の充実等の組織体制が必要である)にもできるように、政党に働きかけて欲しい。
 - ・ 後見等開始の審判の申立てを数件行っているが、「行政書士」としての資格での申立てができない現状を改善してもらいたい。高齢者等、一般のお客様が申立書類及び添付書類等の取得は、各々の依頼者からも「自分では無理である」と言われた。行政書士として家庭裁判所への書面作成業務を認知して頂けたらと思います。
 - ・ 家庭裁判所に提出する申請書の作成権限の付与がない限り、世間は行政書士に成年後見業務を依頼しません。依頼はあくまで個人に対してであって、法人後見等不可能だと思います。
 - ・ 成年後見の申立てに係る資料収集や書類作成は行政書士業務ではなく、やってはいけないこととされていますが、相続業務に関わる者として成年後見制度に係わる知識だけでなく、具体的実務支援が必要な場面に遭遇することもある中で、とてもジレンマを感じます。作業の中での縄張りのな発想による規制を取り払い、真に必要な困った人達に門戸を広げる意味でも、是非検討是正されるべきと考えています。

- ・ 申立書の作成をすることができないことが制度の欠陥となっています。制度利用の普及促進にとって大きな障害です。困っている方のための制度なので、弁護士・司法書士の理解を求めます。
- ・ 成年後見に行政書士の肩書きで関与できるように法律の改正を望む。
- ・ 裁判所に対する申請の代理権が欲しい。弁護士会の介入に対してはもっと強く戦うべきと思います。
- ・ 申立支援と申立書作成は別であると考えても行政書士としての業務範囲が明確ではなく、報酬についても問題がある。法律上の問題もあるが、行政書士が関わる仕事上、相続等においても、家庭裁判所に関係する業務は多くあると思われる。ぜひ、家庭裁判所への申立書類については行政書士が行うことができるように、行政書士会が政治的に運動されることを望みます。
- ・ 行政書士が成年後見の申立段階から関わった場合において、申立書類の作成費用として報酬を請求する事案、私の地元でも散見されますが、それを放置するのは行政書士全体の信用低下につながりますし、問題だと思えます。依頼者に実害が生じさえないければいいという感覚の方もいらっしゃいますが、その論理がまかり通ってしまったら、社会保険労務士が農地転用の書類を作成して報酬を請求しても良い、医師資格のない者が健康診断をして報酬を受け取っても良い等々、何でもありになってしまいます。行政書士も法律家の一人である訳ですから、一般の他の者が法律を犯しても行政書士だけは絶対に法律違反をしないというような高い倫理観をもって、業務に取り組んでいただきたいものです。
- 報酬に関する意見・要望
 - ・ 報酬が一定額ないと被後見人等をサポートするにも事務所経営が成り立たなくなると思えます。
 - ・ 資産が十分でない人の後見に対してどうしていくのか。報酬がでなくなるようなケースに対して、基金等方法を考える必要があると思う。
 - ・ 成年後見業務は報酬が低く、責任も重いため、新たに成年後見人になる人の参入が進まないのが実態のようです。今より 20～30%程度、報酬を引き上げないと専門後見人の関与等もなかなか上がらないと思う。各会で家庭裁判所等にPRして積極的に報酬増の取組みをしてもらいたい。
 - ・ 法定後見人を受任して3ヶ月が過ぎます。申立ては平成25年3月に行い、審判が下りたのが5月でした。申立て以前から申立人との打合せ等で頻繁に時間を取ったにもかかわらず、申立費用は印紙代の立替のみでした。申立書類作成補助に関する費用の報酬はいただくのが当たり前だと思います。現在も申立人から何のお金も支払っていないので申し訳ないと言われます。被後見人は、独居であったので2週間前にグループホームへ入所しました。この引越作業、手続すべて後見人が行いました。1年後に報酬付与の請求はします。社会貢献は無料ではないと思います。

- ・ 成年後見は職務が大変な割に報酬が少なく割に合わないので、あまりたくさん受注しないようにしています。ただ、北海道成年後見支援センターの会員になると札幌家庭裁判所に氏名が登録されますのでステータスが上がるというメリットがあります。
- ・ 収入の少ない人及び受任後に負債等を有していることがわかった人の担当をした場合、報酬付与が少額になるケースがある。コスモス成年後見サポートセンターにおいて、報酬が少額の場合の助成をする仕組みが必要と考えます。
- 成年後見制度に関する意見・要望
 - ・ 後見人の絶対数が不足している状況であり、市民後見人の育成を考えているようであるが、一般の方々が色々な知識が不十分な中で、後見人になることは、大きな負担があると感じられている方々が多くいる。土業の中でもっと後見人を増やす取組みを強めるべきであると思う。
 - ・ 成年後見制度は知っていても利用される方は利用するまでの踏ん切りがつかない、例えば経済的理由、世間的な目、後見人等になってくれる人が信頼のおける人かどうか、等。今、成年後見制度を真に利用したい人がどこにいるのか、そのような人を見出すネットワークを作れたらと思っています。その面で個人としても努力が足りないと思っています。どのように皆さんが取り組んでおられるのか、教示して頂ければ有難いと思います。
 - ・ 後見等を受任すると精神的にも体力的にも負担が大きいが、個人の信頼関係が長い程強くなり、法人後見の難しさもあるように感じています。(特に知的障害者の後見等)これからの変化(見直し)が必要と思っています。
 - ・ 圧倒的に、後見人となる担い手が不足している。
 - ・ 制度について知らない、分からない、相談者が手近にいない。少々わかってきても、手続が面倒で複雑、お金がかかる、すぐ開始とならない。
 - ・ 家事事件手続法の解釈の改善。「後見人等選任の審判について不服申立は許されない」という裁判実務は改められるべきと考えます。
 - ・ 「成年後見人は、本人(被後見人)の死亡により終了する」とされているが、実際には死後の事務を放棄する訳にはいかず、相続人の確定がなければ財産の引き渡しもできないので、「死後の事務」が教科書通りにいかないのが実情であり、具体的に示した情報がほしい。同時に家庭裁判所での相続財産引継書は相続開始時の財産目録でいいか。相続人代表にその目録を渡し終了となるか。実例の情報がほしい。
 - ・ 社会制度として、福祉の両輪として、介護保険制度と比較検討するならば「何が不足しているか」「課題は何か」さほど難解なテーマではないと思う。社会制度として充実することにより、制度運用面での課題実践で相当程度の前進が用いられると考えられる。成年後見制度の社会制度として前に進めるにはどうあるべきか、国(家族を含む)自治体(都道府県、市町村)が、法、制度両面において運用面の徹底した改善を具体的に進める

べきである。例として、地域包括支援センターのような業務運営マニュアル、全国統一的な運用の改善だけでも相当の進展を期待できると思うのだが。

- ・ 成年後見制度については、一般の人たちへあまり浸透していない、有資産者のみが対象との認識、外様による身内への身上監護、財産管理への忌避感等の実態があり、また、後見人は、クライアントへ対する多様な対応及び専門知識と行動を要する、予期しないトラブルに巻き込まれる可能性がある等想定されるところ、これに対する専門的なサポートが気がかりである。各施設においては、入居者及びその関係者からの成年後見、ADR、分割協議等の照会は、業務外なため、当該社会福祉協会等を紹介しているようである。これらから、クライアントに対して、当該制度の目的の理解と信頼を第一に、併せて、各種専門家の連携を図りつつ各施設等へ営業活動中である。
- ・ 任意後見受任者を務めているが、銀行の対応がまちまちで、制度が周知されていないと感じる。預金を引き出す際は、窓口が何を言ってくるか、それぞれ変わるので緊張する。
- 行政機関あるいは家庭裁判所に関する意見・要望
 - ・ 受任の推進を図るにはまずは裁判所からの理解を得ることが大きな課題。裁判員制度が運用されていても、裁判所自体の社会性、開示制が未だ進展していない感すらある。裁判所はあくまでも弁護士、司法書士のみをターゲットならやがてオーバーフローが容易に予測される。大切なことは上級裁判所をも含めて懇親、懇談できる体制づくりが急務と考えます。
 - ・ 家庭裁判所が行政書士を排除しているような気がする。他士業とパイの奪い合いをするのではなく連携する道を探って行って欲しい。
 - ・ 成年後見は本人に対してきめ細かなサービスを求められる業務だと思うので、本人の住んでいる市区町村役場との連携を強化すべきだと思います。まずは、コスモスや成年後見センターの知名度を上げるようにしていかなければならないと思います。
 - ・ 裁判所の対応が行政書士に対して理解がなく、行政も後見人の苦労を理解していないと思われる。
 - ・ 後見人が選任される際、弁護士と競合して家庭裁判所が弁護士にふった。私にふらなかった理由を知りたいが、家庭裁判所に聞けるか。後見人の申立書類については家庭裁判所の指示通りに提出していた。
 - ・ 相続の分割の問題から後見人の依頼があり、裁判所に審判の申立てをしたが、行政書士は能力がないという理由で他の士業者に替えられたために、全くやる気喪失。いかに研修を積み熟知していても、判断を下す裁判所が行政書士を後見人として認知しなければ、何をやっても無駄。まず、固い裁判所の認識を変えることが急務。それよりも、他の分野で報酬を得たほうが得策。裁判所が頭を下げて依頼あれば話は別だが。

- 日行連あるいは都道府県の各行政書士会への意見・要望
 - ・ 成年後見における職務の請求書の使い方に関する公式見解を日行連から発信してほしい。
 - ・ 日行連全体での取組業務として成年後見業務を位置づけ、独立専門組織としてコスモスが発足したわけですが、行政書士会員といっても他士業との兼業者も多く、ともすれば自分の関係業務さえ取り扱えればよいと考え、行政書士会として成年後見業務に参加していくことに否定的考えの人が少なくない。また、専業者でもまだまだ業務としては、肯定的にとらえていない人が少なくない。こういう環境の中で、日行連の基本方針について、多くの全国会員に周知、徹底して理解を求めていく積極的活動が必要かと思われます。
 - ・ 各自治体が推進している「市民後見人養成」との整合性等について各単位会、連合会の情報を教えていただきたいと思います。また、家族の対応が厳しくなっていることから、PR活動と実績作りに、更なる連合会の協力をお願いしたいと思っています。
 - ・ 全国組織であるコスモスに反する対応をとっている法人があることは非常に残念なことであり、日行連の指導性をもって早急に解決してもらいたい。コスモスが全行政書士会の中に支部を確立し、名実ともに行政書士による成年後見制度の推進のセンターとしての機能を発揮されることを望んでやまない。
- コスモスあるいは北海道成年後見サポートセンターへの意見・要望
 - ・ 未経験者を紹介する場合はベテランをサポートに付けるくらいの心配りが欲しい。
 - ・ 支部が機能していない。個人で動いてみたが限界がある。単位会が広報活動を一切していないにもかかわらず会費は高い。単位会の協力が望めない。
 - ・ コスモスは家庭裁判所等へのアピールを行っていない。会として何もしていないのにもかかわらず、会費とは何なのか。個人的に無料相談会等で件数を増やしていくつもりである。組織でやっている意味がない。
 - ・ 家庭裁判所や地方自治体からの認知度が極端に低いので、これを解決しなければならないが、司法書士ができて行政書士ができない。有償ボランティアとしてもやれるのなら、組織は不必要なのではないでしょうか。
 - ・ コスモスのセンターとしての運営は現在はまだ試行錯誤の状態かと思われるが、入会研修、3ヶ月に1回の事務報告が多すぎる等、疑問に感じる点がある。
 - ・ コスモス入会前からの後見業務を行っておりますが、コスモスの会費納入のみで業務は1件も回ってきません。しかも、自分で受託した案件の報告も毎回求められては、コスモス入会自体が負担以外の何物でもないと思います。改善を望みます。
 - ・ 法人の管轄内の運営(特に管轄長の人選や、裁判所や公証人役場から管轄宛に依頼のあった案件のセンター会員への割振り等)が、管轄長の独断で行われており、非常に非民主的で問題のある形で行われていると言わざるを得ません。少なくとも人選や案件の割振りについては、個々の管轄に運営を委ねるのではなく、コスモスといった大きな

単位で統一的で民主的な基準を設けていただきたいと強く希望します。ご検討方、よろしくお願ひ申し上げます。会員に対し、依頼のあった案件についての情報が管轄長から提供されず、管轄長が受任者を決めています。法人経由で受任した案件の件数は管轄長が一番多いです。問題を管轄長に直接指摘しても取り合ってもらえません。

- ・ 特別なケースだと思いますが、被後見人の親族が生活保護受給していて援助を求められる。その都度、家庭裁判所・保護課と連絡をとって対応しているが、後見センターに信頼して相談できない。後見センターの理事に経験、信頼できる人材がない。
- ・ コスモスは会員に後見業務を紹介してほしい。現在、理事等の世話、あっせんが少ないと思う。
- ・ コスモス会員としての業務と行政書士としての業務の差がわかりづらいのでコスモスへの入会者が少ないのではないか。
- ・ コスモス会員への支援と、実際の業務ができるように適切な積極的な助言を望みます。
- ・ 一般社団法人コスモス成年後見人センターは何のためにあるのか。まったく何も伝わってこない。いったい何をやる組織なのか。
- ・ 未だコスモス成年後見サポートセンターから業務の依頼等を受任していないため、所属していることにより業務が得られるという感覚が乏しい。
- ・ 鹿児島県は全く活動がないので、このままではいつになったら認知度が上がるのかよく見えてこない。このままだったら退会の方向です。
- ・ コスモスの組織は、組織構築を各支部の責任者に任せているので、支部によってイベントの開催頻度に格差がある。コスモスへは、イベント開催を希望する支部に対して人員や運営のノウハウの提供支援等を望みます。また、講師育成(入会研修終了後)の視点での研修開催場所が少ないと思います。コスモスの講師養成研修について、他県でも実施を希望します。とにかく、会員の能力向上についてのより多くの機会を提供するために、支部のイベントの開催(出張出前説明会)支援や講師育成支援に、コスモスの事業として、コスモスの会員の人員派遣やノウハウの提供を強化する等して、取り組んでいただきたいです。
- ・ コスモスは成年後見業務としての財産管理と身上監護のうち財産管理に傾倒し過ぎていると思う。他士業の場合、身上監護のニーズ把握やトラブル処理事例検討を懸命に行っている。今のコスモスの姿勢では早晩、成年後見に関しては利用者からの信頼度の低下やコスモス離れがあるように思う。コスモスの成年後見への取組みの理念を早急に確立してどちらをとるかはっきりすべき時期に来ていると思う。
- ・ 行政書士が本制度に業務として関わる場合、業務問題は避けて通れません。コスモスを立ち上げた以上、その点について他士業からの指摘に対抗できる理論構成をしっかりと行っていただきたい。
- ・ 実際に行った事例の手続や現金出納帳等、具体的なものをオープンにしたマニュアルがあればと思う。本人が 20 歳になり、病院との契約をし直すために成年後見人に就任

した。年金手続やその他多くの変更手続を行ったが、まだあるのではないかと不安である。また、本人が所持している公的機関が発行した手帳(証書)等のひな型とその効力等をまとめたマニュアル等もあればいいと思う。

- ・ 業務管理規模が現実的でない。より合理的に改善されたい。
- ・ 専門成年後見人の社会的認知度は弁護士、司法書士、社会福祉士が高かった。しかし、ここ最近行政書士の認知度が高まっているのを感じる。コスモス全体でもっとがんばっていけばと思う。
- ・ 各会と比較し非常に認知度の低さが目立つ。また、生活保護受給者への支援を各会でも避ける傾向が強いようだ。認知症高齢者への接し方等を学ぶために、介護職員初任者研修を受講した方がよいのではないか。
- ・ 任意後見はどこまでできるのか。法定後見の申請の手伝いはどこまでできるのか。皆ビクビクしている。司法(裁判所)への書類申請は行政書士としてどこまで可能なのか。司法書士、弁護士以外の者は、どこまで可能なのか。もっともっと教育してほしい。
- ・ コンプライアンスの指導を徹底して不正をなくすこと。
- ・ 実際に成年後見業務をすることになった場合、その個人の人生を背負うことになりまから、何かと大変かと感じる次第です。成年後見業務受任の2人制(複数)等も、よろしいかと思われます。
- ・ コスモスに入会をしていない行政書士の成年後見制度業務のチェックはどのようにしておられるのでしょうか。万一、不祥事を起こした場合は、コスモス界の信用失墜になります。
- ・ 非コスモス会員のトラブルが行政書士全体の評価を下げる。全行政書士会のコスモス加入ないし、後見対応部門設置を。未加入の県の行政書士から初歩的あるいは驚くべき誤った内容の相談を受けることあり。早急に各県ごとの相談窓口設置をお願いしたい。
- ・ ◆ 「市民後見人」要請気運の高まりの中での当支援センターの立ち位置(方向性)
 - 北海道内各地域で最も地理的にバランスよく業務を行っている当支援センター(会員)が、市町村の後見実施機関の連携受け皿となるべく信頼を得ることが急務(※既に当センターがすでに関わっていると思うが…)。
 - 市町村との協働により「市町村長申立」の委任事務を担える機関としての信頼を得るための標準化された能力担保団体への脱皮が急がれる。市町村より候補者推薦依頼を受けるための関係づくりとルールづくりが必要。
 - 権利擁護における、いわゆる「協議の権利擁護」はもとより「積極的権利擁護」を担える「北海道後見支援センター」となるための札幌家庭裁判所等から信頼感欠如の克服。そのためには、後見人活動を専門的かつ継続的にサポートする仕組みが家庭裁判所に認知されなければならない。札幌家庭裁判所からの

推薦依頼を受けるための関係作りが不可欠(家庭裁判所が期待する行政書士が担う後見人像の家庭裁判所とのすり合わせが必要)

- 養成から、本人と候補者とのマッチング、その後の後見業務を継続的に支えるセンターの仕組みの深耕が急務。今後の市民後見人の広がりには、ドイツ世話法の名誉後見人との専門職後見人との棲み分けをモデルにしていくことに留意しておく必要がある。

(参考)ドイツにおける法的世話制度の運用スキーム

・構造→民間団体・行政・司法の三位一体

- 世話社団(民間団体)×世話官庁(行政)×世話裁判所(司法) -

◆ コスモスと当支援センターの立ち位置の確認

- 理念、能力担保等はコスモスと全国レベルで、実践と支援は、地域ニーズに合わせて当支援センターで。
- センター設立から4年経過に当たり、また成年後見制度利用件数が年間3万件を超えるほどに定着の現状下、当センター外部理事招聘(例えば社協、学識経験等々)の時期だと考えます。
- 研修の充実(会員の研鑽)

関連法知識(家事事件手続法)←家庭裁判所書記官

- ・対象者の理解(認知症)←精神科医師
- ・消費者保護←弁護士 or 消費者センター
- ・保険、年金←社会保険労務士
- ・事例報告会(後見業務の振り返りと評価)←会員相互

※研修実施の真のねらい:「専門家との接触の場(人的ネットワーク醸成)」

◆ 当センターのありたい姿

- 市町村が主体となって指導・監督するであろう市民後見人を支援する支援機関に認められること(信頼を勝ち得ること)。
- 市民後見人における適格性のある「後見監督人」として裁判所から信頼選任される団体に深化すること。

● コスモスあるいは北海道成年後見サポートセンターの各会費に関する意見・要望

- ・ 会費が高い。
- ・ コスモス入会のメリットを感じられない。会費と保険料の負担が大きい。
- ・ コスモスの会費が高額である。賠償保険と合わせると負担が大きい。値下げしてほしい。
- ・ コスモス入会により、活動資金が激減した。地元の活発な活動を阻害しないよう、会費の地元への配分を再考されたい。

- ・ 会費と保険合わせて年に約 3 万円を払っていますが、それに見合うサポートを受けている実感がありません。今後のサポート体制の充実を望みます。
- 成年後見制度と行政書士の在り方に関する意見・要望
 - ・ 少子高齢化という時代の流れから必要なことなので、社会貢献という立場から積極的に関与し、よりすぐれた制度を目指すべきだと考えます。
 - ・ 業の拡大等の考えで取り組む若い会員が多く見受けられるが、これは社会貢献であることを念頭に行うべき時と考える。従って、行政書士の資質が真に問われる場面である。このことを重視し、各単位会では十分な倫理研修をする必要があると思う。人からもれ聞くに、被後見人の死後整理をするに当たり、住居内の動産を持ち帰ったり、処分費用を業者に多く見積もらせ、バックを取得しているというような事実もあるようだ。このような一部の心無い会員のため、誠心誠意行っている会員が多大な迷惑となる、さらには行政書士そのものがはずされることにもなりかねない。
 - ・ 成年後見制度の取組みは、職域の拡大ではない。社会貢献としての「取組み」である。
 - ・ 法改正による成年後見業務の公認化を希望します。
 - ・ 成年後見制度は行政書士の本来業務ではないことを理解せずに、過度な営業活動、報酬目的を優先した活動を行っている者がいることに危機感を持っている。
 - ・ 1 人で 25～30 人の成年後見人になっている司法書士がおり、行政書士がリーガル・サポート並みの認知を得ることができれば、被後見人にとってもっと丁寧に対応できる後見人になることができると思う。業務として行政書士にぴったりの分野だと思う。
 - ・ 私は相続手続専門の行政書士であり、簡単に成年後見人を単独で受けるつもりはありません。この 3 年間で、成年後見は片手間でできるものではないと実感しております。簡単に社会貢献とか福祉といったキレイごとではすまない業務だと思います。
 - ・ 今後ますます活躍の場が広がっていくものと思います。業務のみならず人間的にも充実を図り信頼される行政書士になることが大事と思っております。
 - ・ コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部(かなさぼ)は旧 NPO 法人時代から一貫して地域に密着した活動(行政機関、地域支援センター等との連携)を展開し、神奈川県において行政書士による社会貢献として成年後見制度の取組みが大きな成果を挙げている(平成 25 年 4 月 1 日現在受任件数 1,366 件)。私達の経験から、街の法律家としての行政書士にとって成年後見制度の取組みは非常に適しており、行政、市民から信頼を得ることはできる。
 - ・ 社会福祉協議会が行っている日常生活支援事業での積極的なかわり等を通じて行政書士が成年後見制度を通じて社会貢献に取り組んでいる姿勢を示すため、これらボランティア的な仕事も引き受けていくことが業務の増大報酬の増加、社会的信頼の向上になると思う。責任ある立場の人は、「ただの仕事はするな」等と言うが、身近な法律の専門家なる行政書士として社会の中で信頼される存在になるためには、社会奉仕貢献

の中から業務拡大がなせると認められる。新人の行政書士にとって身近な貢献事業に接し、仕事を覚えて仕事の士気の高揚、仕事の充実感もつながると思われるが。

- ・ 社会貢献ということで考えないと成年後見の業務にかかわることは難しい。共存共栄の精神であれば大変だと思ふことを乗り越えられる。家族がいても行方不明だったりすると判断が難しい。このようなとき、裁判所の方である程度柔軟な対応をしてもらったり、アドバイスと言うか考えを教えてもらって助かった。
- ・ 遺言作成に関わった方から成年後見申立支援の依頼を受けて、やってみたが制約が多く行政書士として関わるのは困難との判断をしております。
- ・ 行政書士が成年後見人としての社会貢献は良いが、法的な裏付けがないため他士業に馬鹿にされている実態を見逃せない。行政書士も社会福祉士とどこか違う。司法書士にしても同じ。行政機関、司法機関との連帯をじっくりとって本当に価値のある、堂々とやっていける成年後見人支援でなければ行政書士は単なる代書屋になってしまう。
- ・ 遠い将来における行政書士の役割への準備としてイギリスの 2005 年意思決定能力法によって導入された IMCA(第三者代弁人)に類似した役割を果たすことができるように研鑽する。その役割を果たすため法的地位を得て、本人の法的救済を求めることができる存在になれるよう認知されること。

● その他

- ・ 士業間における業務の奪い合い等あってはならないと思いますし、また、利用潜在数が人口の1%と想定されることをとらえるならば、相互に連携し、地域展開の積極的担い手として努力するべきと思います。その意味からすると、士業間や士業内といったものではなく、地域、あるいは制度、制度運用全体といった枠内で、専門職の任にあるものは活動する視点を強く持つべきであると思います。
- ・ 成年後見に関する地域内の専門家や関係組織団体間の情報交換連携強化が必要。
- ・ 山形市の場合成年後見事務の賦存量は結構あるも、弁護士、司法書士等先行につき、行政書士までは回ってこない感じ。なお、当市の場合、市長後見も結構多い。
- ・ 愛媛では、成年後見はほぼ95%以上の確率で司法書士のところへ行きます。
- ・ 現在、成年後見を受任しておりませんが、義父の認知症の世話で会員の研修等大いにその知識が役立っています。ホームページを作りましたので、高知支部の指導を受けながら、周辺地域の希望者に出向き、無料相談の実施、そして希望があれば成年後見人を務めたいと考えます。
- ・ 高次脳機能障害者のセミナーに出席したり、社会保険労務士の成年後見部会に出席しているがまだ裁判所登録はしていない。
- ・ 行政書士、民生委員等の役職で成年後見人等についての知識が必要となりコスモスに入会しているのであり高齢でもあり成年後見人等に就くつもりはない。
- ・ 都道府県ごとの会員同士の情報交換をもっと積極的に行いたい。
- ・ 仕事もなさそうなので退会を検討しているところです。

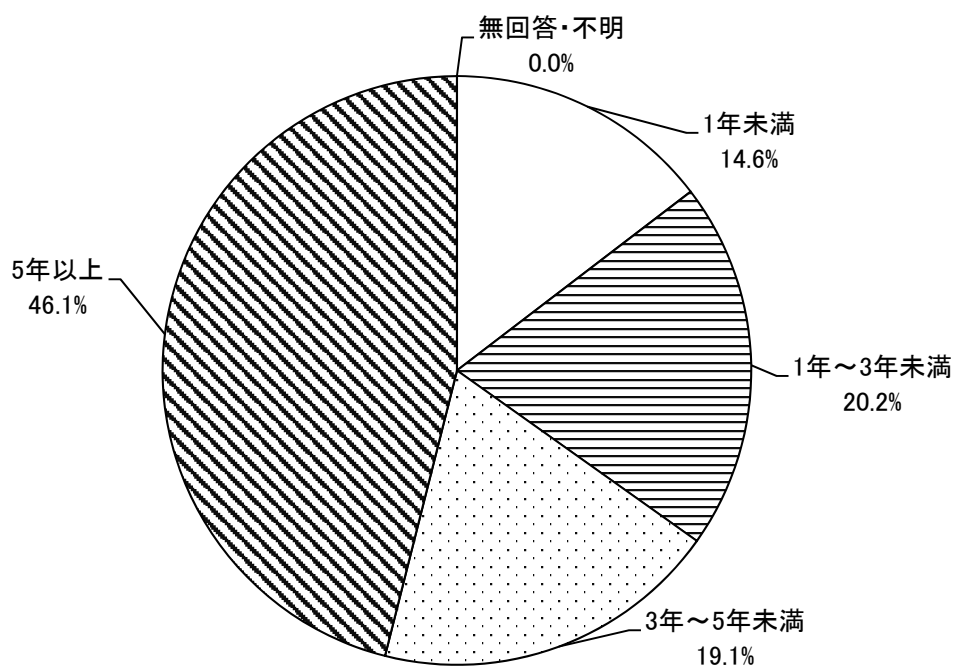
- ・ 現在は他の業務に対する影響を考え、引受けをセーブしている。
- ・ 任意後見契約の相談・依頼に対して条件不一致により受託を断った事例があるが、条件が一致する行政書士を探すのが難しかった。

3. NPO 法人対象アンケート調査結果

問1 貴法人の運営年数を以下の項目から1つお選びください。

回答した NPO 法人のうち、運営年数について「5年以上」と回答したのが 41 法人(46.1%)で最も多かった。次いで「1年～3年未満」が 18 法人 (20.2%)、「3年～5年未満」が 17 法人 (19.1%) であった。

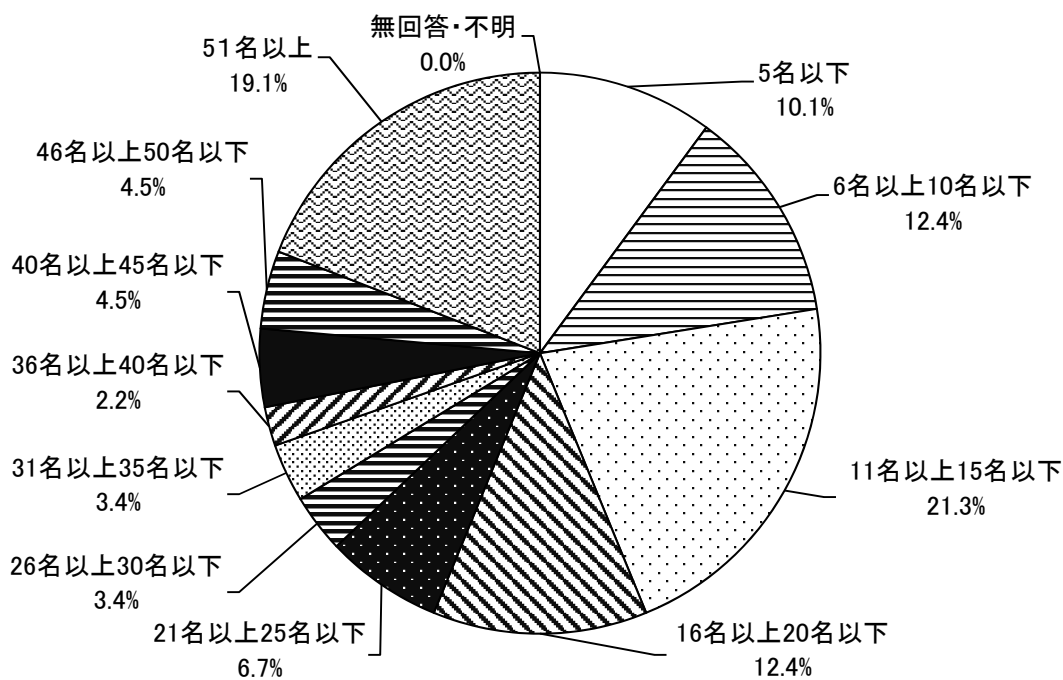
項目	回答数	割合
1年未満	13	14.6%
1年～3年未満	18	20.2%
3年～5年未満	17	19.1%
5年以上	41	46.1%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	89	100.0%



問2 貴法人で活動している会員は現在何名でしょうか。

回答した NPO 法人の会員数について、11 名以上 15 名以下の回答が 19 法人（21.3%）であり、6 名以上 10 名以下の回答と 16 名以上 20 名以下の回答が 11 法人（12.4%）であった。会員数が 20 名以下の法人は全体の 6 割近くであった。一方で 51 名以上の会員を有する法人は 17 法人（19.1%）あり、このうち最も多い会員数を示したのは 250 名であった。

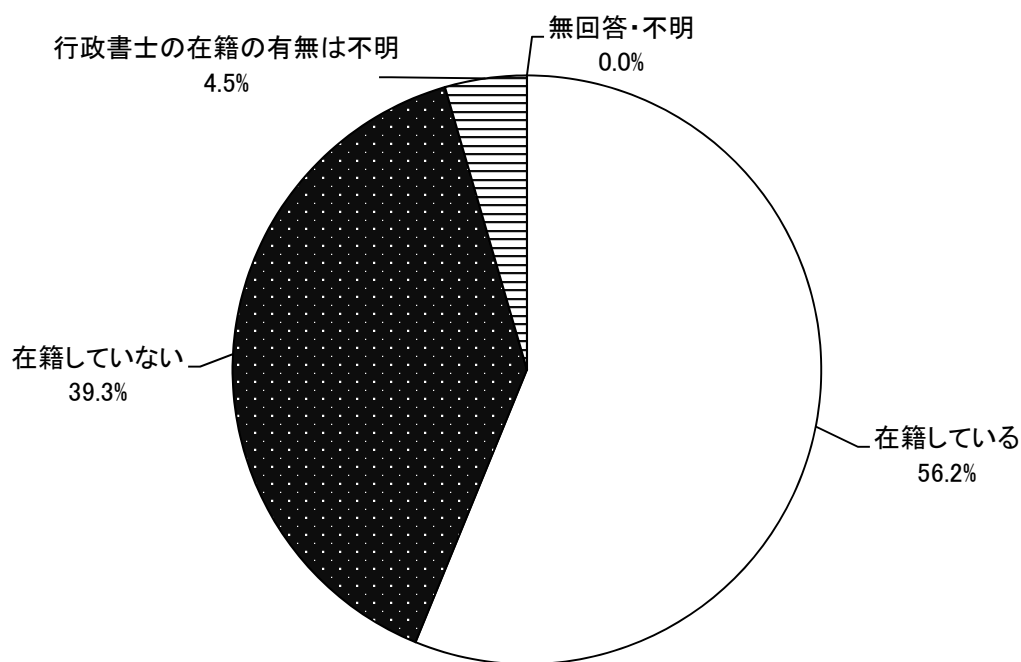
項目	回答数	割合
5名以下	9	10.1%
6名以上10名以下	11	12.4%
11名以上15名以下	19	21.3%
16名以上20名以下	11	12.4%
21名以上25名以下	6	6.7%
26名以上30名以下	3	3.4%
31名以上35名以下	3	3.4%
36名以上40名以下	2	2.2%
40名以上45名以下	4	4.5%
46名以上50名以下	4	4.5%
51名以上	17	19.1%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	89	100.0%



問 3-1 貴法人に行政書士の会員は在籍していますか。

行政書士の会員の在籍について、「在籍している」が 50 法人（56.2%）で全体の半数以上を占めた。在籍していない法人は 35 法人（39.3%）であった。

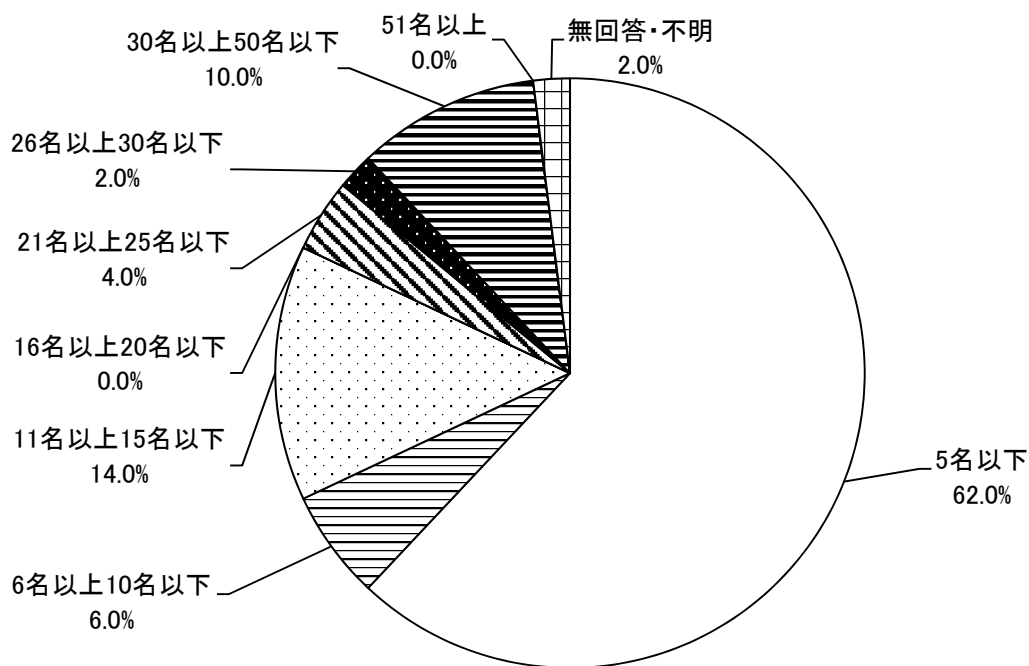
項目	回答数	割合
在籍している	50	56.2%
在籍していない	35	39.3%
行政書士の在籍の有無は不明	4	4.5%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	89	100.0%



問 3-2 貴法人に行政書士の会員は何名在籍していますか。

問 3-1 で行政書士の会員が在籍していると回答した法人のうち、5名以下の回答が31法人（62.0%）で最も多かった。なお、回答の中で最も多い行政書士の会員数は50名であった。

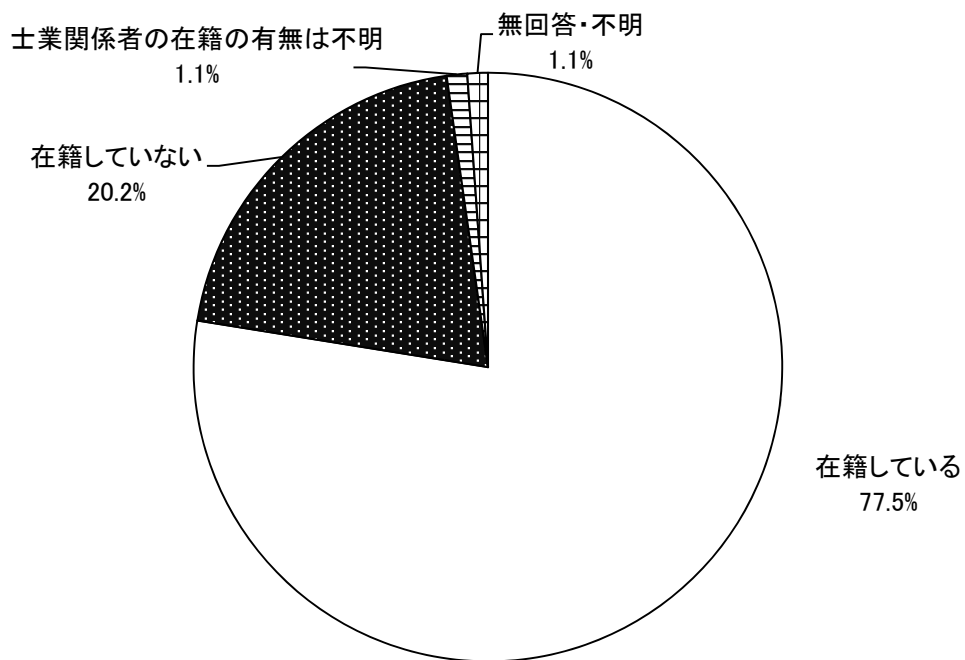
項目	回答数	割合
5名以下	31	62.0%
6名以上10名以下	3	6.0%
11名以上15名以下	7	14.0%
16名以上20名以下	0	0.0%
21名以上25名以下	2	4.0%
26名以上30名以下	1	2.0%
31名以上50名以下	5	10.0%
51名以上	0	0.0%
無回答・不明	1	2.0%
回答該当数	50	100.0%



問 4-1 貴法人に行政書士以外の士業関係（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等）の会員は在籍していますか。

行政書士以外の士業関係者の在籍について、「在籍している」が 69 法人（77.5%）で全体の 4 分の 3 以上を占めた。士業関係者が在籍していないのは 18 法人（20.2%）だった。

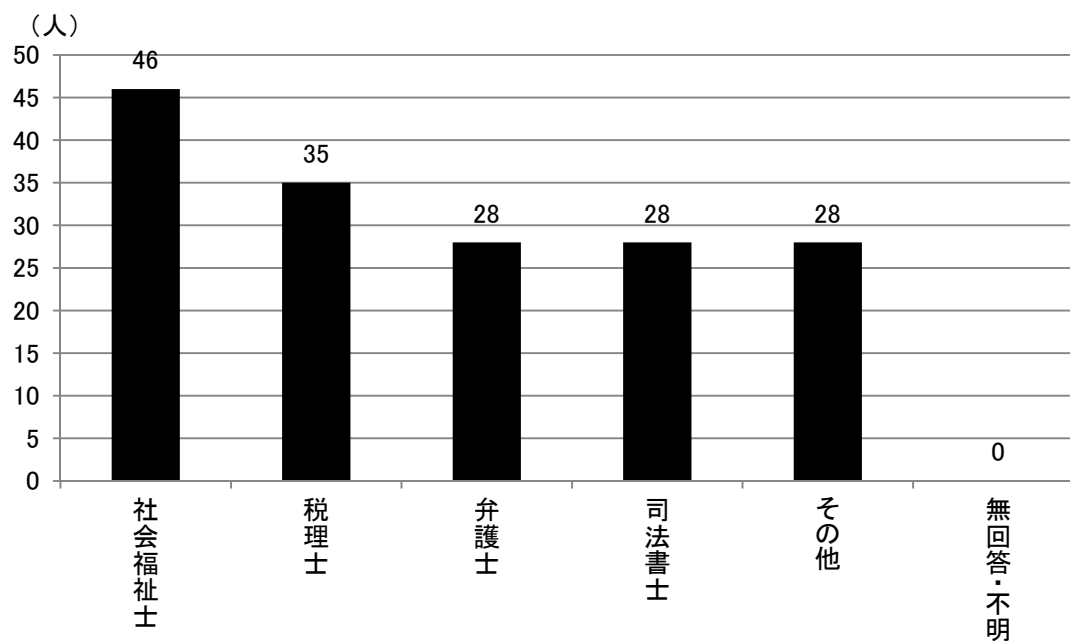
項目	回答数	割合
在籍している	69	77.5%
在籍していない	18	20.2%
士業関係者の在籍の有無は不明	1	1.1%
無回答・不明	1	1.1%
回答該当数	89	100.0%



問 4-2 貴法人にどのような士業関係者が在籍していますか。

在籍している法人の会員の士業の種類について、最も多かったのは「社会福祉士」で 46 法人（66.7%）であった。次いで「税理士」が 35 法人（50.7%）、「弁護士」と「司法書士」が 28 法人（40.6%）であった。その他の回答では、社会保険労務士や土地家屋調査士等があった。

項目	回答数	割合
社会福祉士	46	66.7%
税理士	35	50.7%
弁護士	28	40.6%
司法書士	28	40.6%
その他	28	40.6%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	69	100.0%



その他の回答

医療関係

・医師 ・看護師 ・精神保健師

福祉関係

・介護福祉士 ・ケアマネジャー

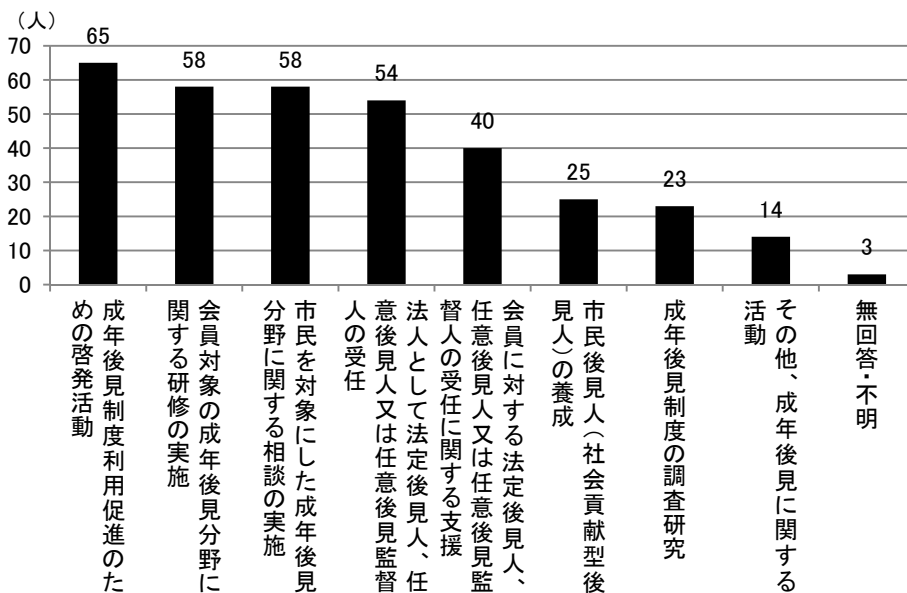
その他

・社会保険労務士 ・土地家屋調査士 ・公認会計士 ・精神保健福祉士 ・1級建築士
 ・介護福祉士 ・元公証人 ・フィナンシャルプランナー

問5 現在、貴法人は成年後見に関してどのような活動を行っていますか（複数回答）。

成年後見の活動内容について、「成年後見制度利用促進のための啓発活動」という回答が65法人（73.0%）で最も多かった。次いで「会員対象の成年後見分野に関する研修の実施」及び「市民を対象にした成年後見分野に関する相談の実施」がそれぞれ58法人（65.2%）、「法人として法定後見人、任意後見人又は任意後見監督人の受任」が54法人（60.7%）であった。「会員に対する法定後見人、任意後見人又は任意後見監督人の受任に関する支援」が40法人（44.9%）であった。

項目	回答数	割合
成年後見制度利用促進のための啓発活動	65	73.0%
会員対象の成年後見分野に関する研修の実施	58	65.2%
市民を対象にした成年後見分野に関する相談の実施	58	65.2%
法人として法定後見人、任意後見人又は任意後見監督人の受任	54	60.7%
会員に対する法定後見人、任意後見人又は任意後見監督人の受任に関する支援	40	44.9%
市民後見人（社会貢献型後見人）の養成	25	28.1%
成年後見制度の調査研究	23	25.8%
その他、成年後見に関する活動	14	15.7%
無回答・不明	3	3.4%
回答該当数	89	100.0%



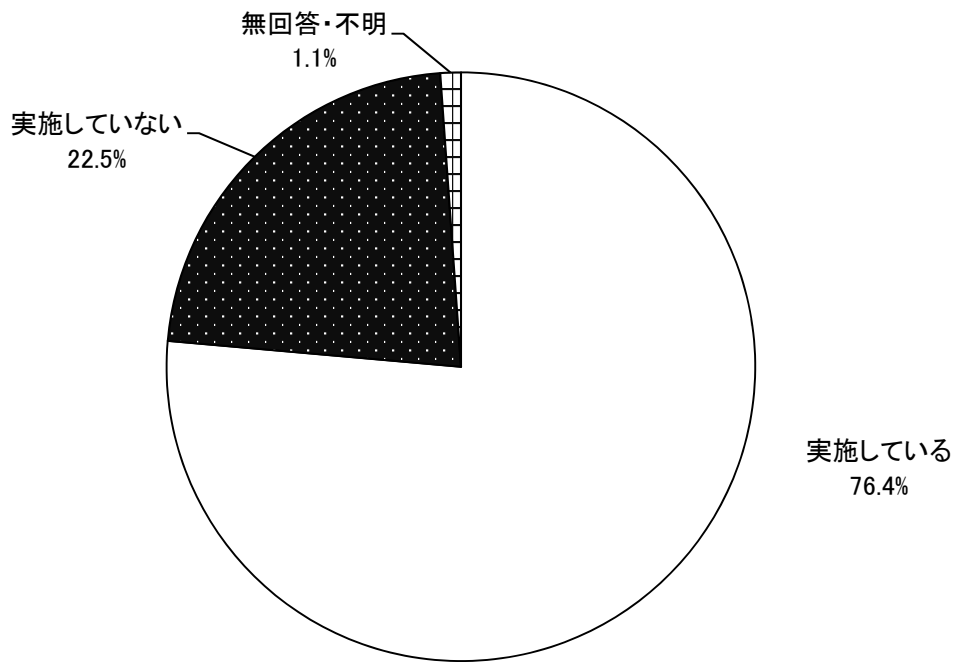
【その他の回答】

- ・広報紙やハンドブックの発行 ・行政職員、医療福祉関係者のための研修
- ・申立書作成のサポート ・後見的支援 ・個人で成年後見受けている。
- ・(社会福祉協議会の委託による市民後見人の要請)出前講座
- ・講演 ・書籍の発行

問 6 貴法人は市民を対象とした成年後見分野に関する相談を実施していますか。

市民を対象とした成年後見分野に関する相談について、回答した法人 4 分の 3 にあたる 68 法人（76.4%）が「実施している」と回答した。一方で、「実施していない」と回答したのは 20 法人（22.5%）であった。

項目	回答数	割合
実施している	68	76.4%
実施していない	20	22.5%
無回答・不明	1	1.1%
回答該当数	89	100.0%

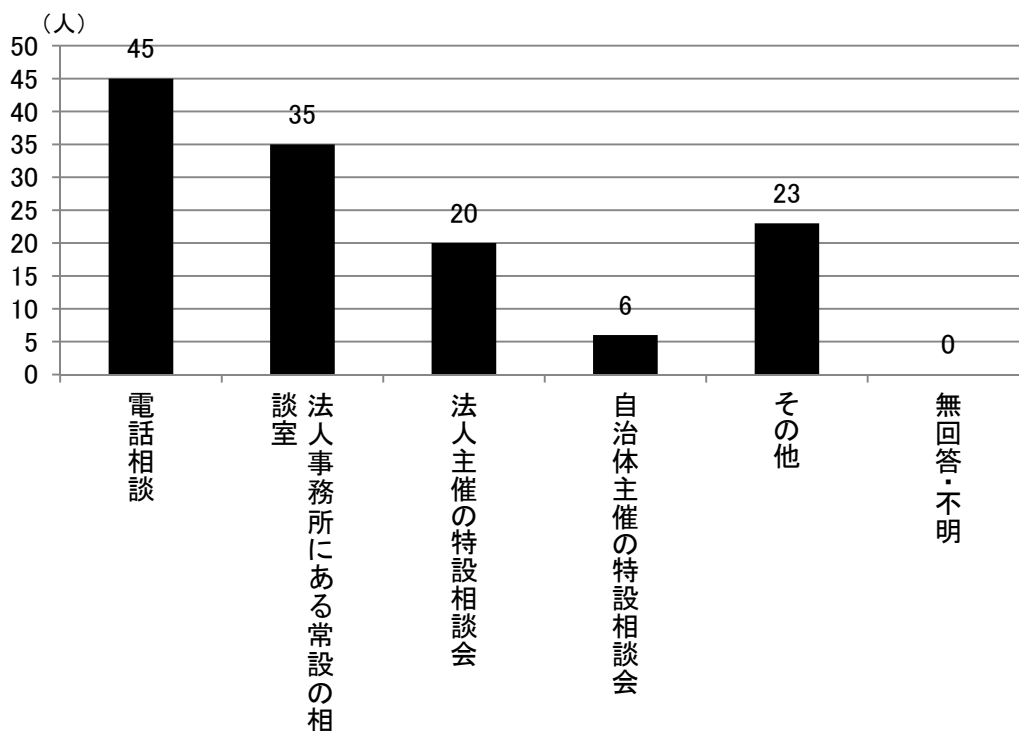


問 7～問 10 は、貴法人は市民を対象とした成年後見分野に関する相談を実施している NPO 法人に対する質問。

問 7 貴法人による成年後見分野に関する相談の実施形態はどのようなものですか（複数回答）。

問 6 で相談会を実施していると回答した 68 法人のうち、その実施形態について、「電話相談」と回答したのが 45 法人（66.2%）で最も多かった。次いで「法人事務所にある常設の相談室」が 35 法人（51.5%）、「法人主催の特設相談会」が 20 件（29.4%）であった。

項目	回答数	割合
電話相談	45	66.2%
法人事務所にある常設の相談室	35	51.5%
法人主催の特設相談会	20	29.4%
自治体主催の特設相談会	6	8.8%
その他	23	33.8%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	68	100.0%



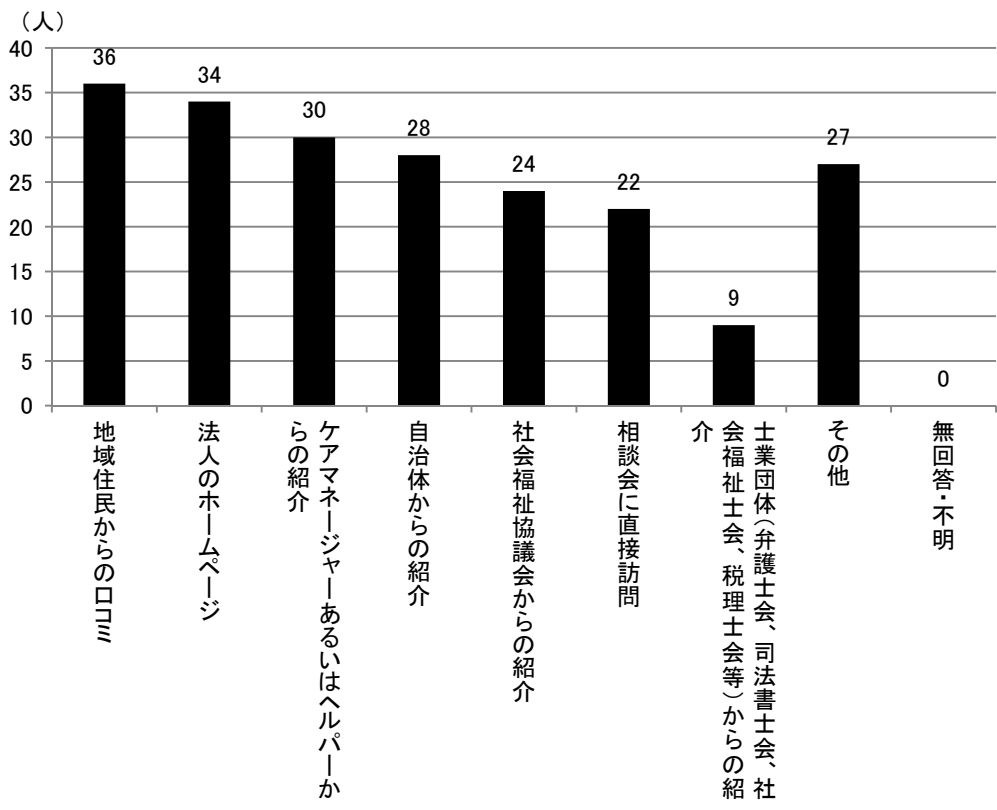
【その他の回答】

- 施設を借りての相談会
 - ・市民活動センター貸事務所に常設相談室設置
 - ・地域朝市での常設(朝市開催日、実施時間に限る)
 - ・自治体主催の定期無料相談会中で受けている。
 - ・セミナー開催時に無料相談会
 - ・社会福祉協議会権利擁護センターと共催で相談会を開催
 - ・自治体担当課や地域包括支援センター、連携先の NPO 法人等から依頼された相談
- 自治体・施設等からの相談
 - ・施設及び地域包括支援センター等からの相談
 - ・各福祉施設からの依頼
 - ・障害者施設における成年後見の相談及び受任
- 研修会の中での相談会等の実施
 - ・公開講座とセットにした相談会
 - ・福祉施設の家族会による成年後見制度の研修会
- その他
 - ・メール
 - ・インターネット
 - ・訪問相談
 - ・県ネットワーク主催の相談会参加
 - ・弁護士・司法書士による月 1 回のよろず相談会
 - ・知人からの紹介

問 8 相談者が貴法人を知った手段は何ですか（複数回答）。

相談者が法人を知った手段について、「地域住民からの口コミ」が 36 法人（52.9%）で最も多く、次いで「法人のホームページ」が 34 法人（50.0%）、「ケアマネジャーあるいはヘルパーからの紹介」が 30 法人（44.1%）、「自治体からの紹介」が 28 法人（41.2%）であった。

項目	回答数	割合
地域住民からの口コミ	36	52.9%
法人のホームページ	34	50.0%
ケアマネジャーあるいはヘルパーからの紹介	30	44.1%
自治体からの紹介	28	41.2%
社会福祉協議会からの紹介	24	35.3%
相談会に直接訪問	22	32.4%
士業団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会等）からの紹介	9	13.2%
その他	27	39.7%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	68	100.0%



【その他の回答】

● 士業関係者

- ・行政書士
- ・弁護士

● 医療機関・福祉施設

- ・病院相談員
- ・施設相談員
- ・障害者生活相談支援センター病院の PSW(精神保健福祉士)
- ・障害者生活相談支援センター病院の MSW(医療ソーシャルワーカー)
- ・障害者施設を運営する社会福祉法人経由

● その他団体・機関等

- ・法務局
- ・法テラス
- ・医師会
- ・地域包括センターからの紹介
- ・障害関係の親の会
- ・障害者法人からの相談
- ・家族会

● セミナー等

- ・成年後見セミナーの開催
- ・老人会等へのセミナー

● チラシ・広告等

- ・公開講座セミナーのチラシ
- ・啓蒙チラシの配布
- ・パンフレット設置
- ・案内パンフレット設置
- ・市発行の広報誌
- ・当会発行のニュースレターや研修会の中での呼びかけ
- ・個人会員ごとの呼びかけ
- ・新聞広報

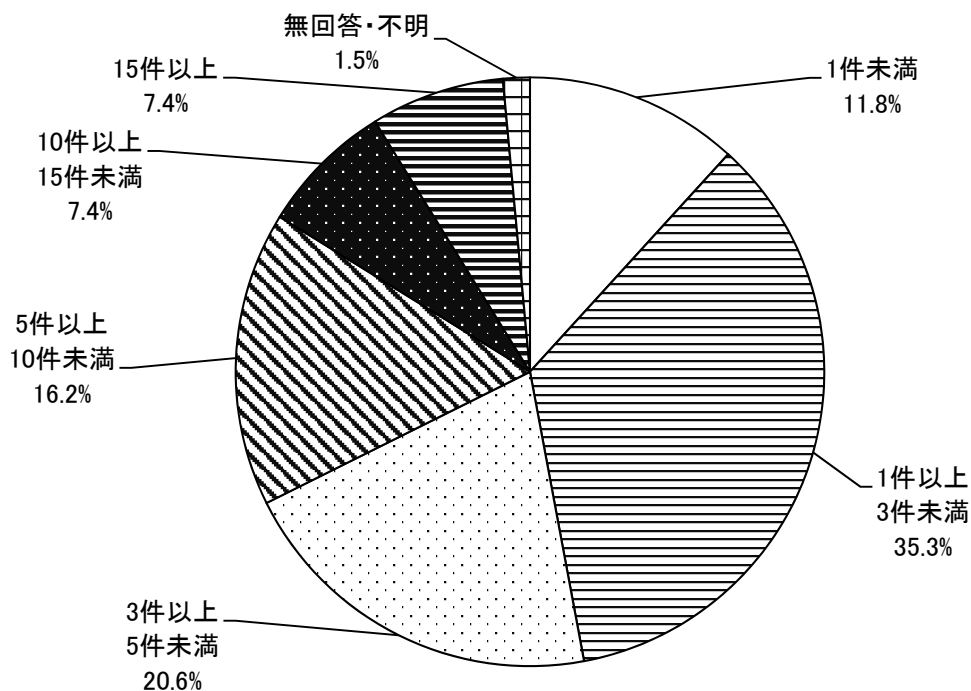
● その他

- ・会員(法人)からの紹介
- ・知人の紹介
- ・研修先での問合せ
- ・人権擁護委員

問9 1ヶ月に成年後見分野に関する相談件数はどれくらいありますか。

1ヶ月の成年後見分野に関する相談件数について、1件以上3件未満の回答が24法人(35.3%)で最も多かった。次いで3件以上5件未満の回答が14件(20.6%)であった。一方、10件以上の回答は全体のおよそ15%であった。なお、回答の中で最多の相談件数は、月に120件であった。

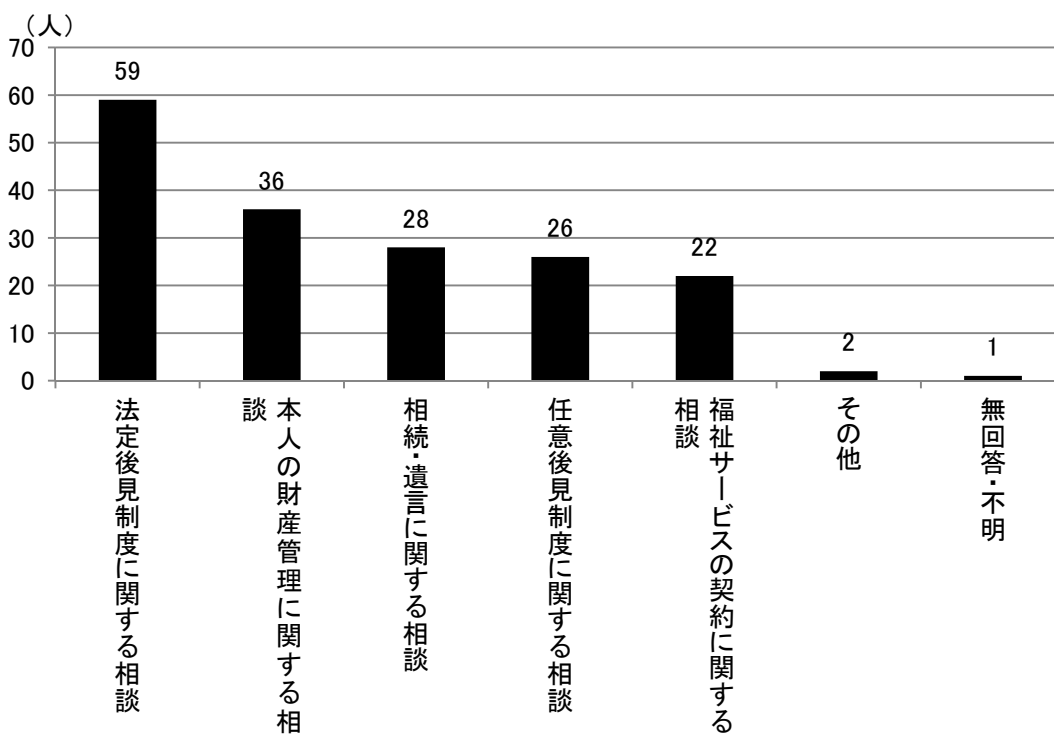
項目	回答数	割合
1件未満	8	11.8%
1件以上3件未満	24	35.3%
3件以上5件未満	14	20.6%
5件以上10件未満	11	16.2%
10件以上15件未満	5	7.4%
15件以上	5	7.4%
無回答・不明	1	1.5%
回答該当数	68	100.0%



問 10 相談内容はどのようなものが多いですか（上位3つ以内を選択）。

相談内容について、「法定後見制度に関する相談」と回答したのが 59 法人（86.8%）で最も多かった。次いで「本人の財産管理に関する相談」が 36 法人（52.9%）、「相続・遺言に関する相談」が 28 法人（41.2%）であった。

項目	回答数	割合
法定後見制度に関する相談	59	86.8%
本人の財産管理に関する相談	36	52.9%
相続・遺言に関する相談	28	41.2%
任意後見制度に関する相談	26	38.2%
福祉サービスの契約に関する相談	22	32.4%
その他	2	2.9%
無回答・不明	1	1.5%
回答該当数	68	100.0%



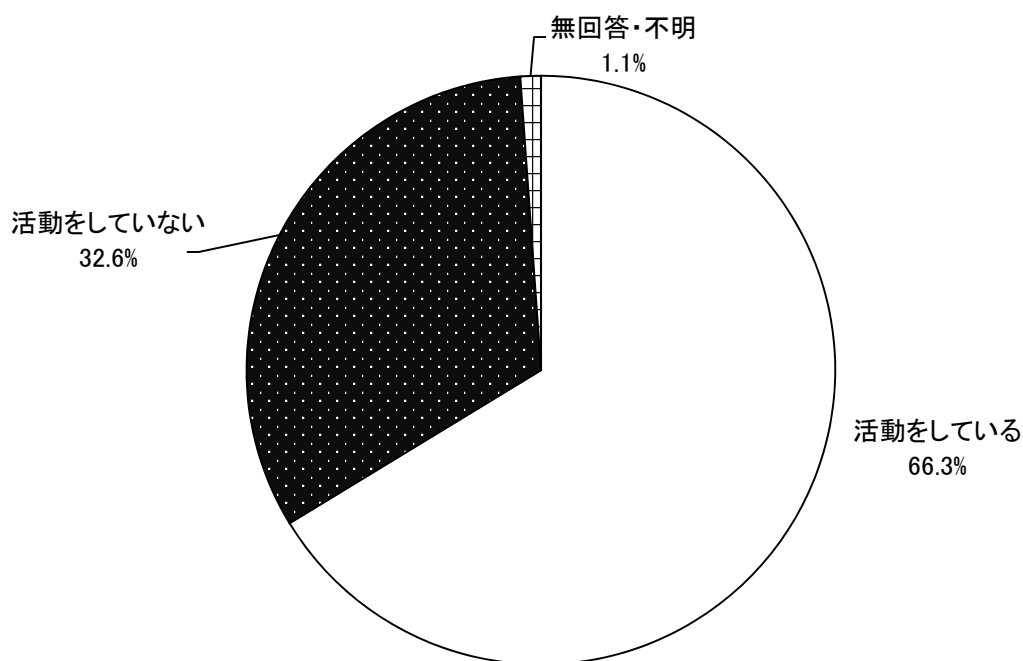
【その他の回答】

- ・身上監護
- ・障害者を子に持つ親からの相談

問 11 貴法人として成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」）、成年後見監督人又は任意後見監督人のうちいずれかを受任する活動をしていますか。

法人後見の受任に関する活動については「活動している」と回答したのは 59 法人（66.3%）であり、全体のおよそ 3 分の 2 を占めた。一方で、「活動していない」と回答したのは 29 法人（32.6%）であった。

項目	回答数	割合
活動をしている	59	66.3%
活動をしていない	29	32.6%
無回答・不明	1	1.1%
回答該当数	89	100.0%

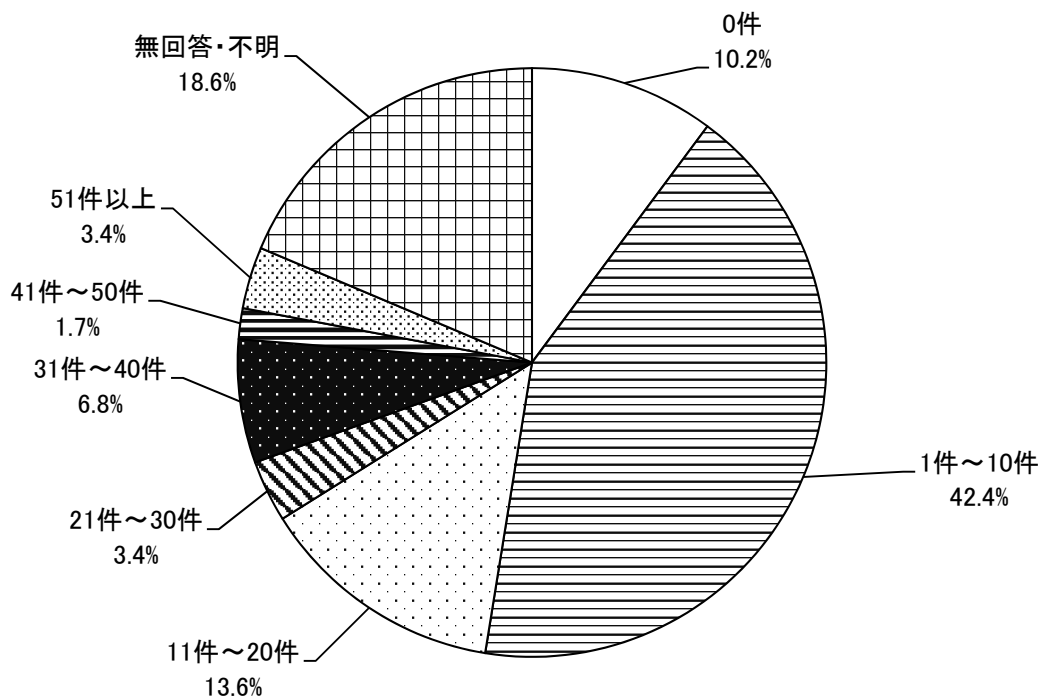


問 12-1～問 12-10 は、問 11 で成年後見人等、成年後見監督人又は任意後見監督人のうちいずれかを受任する活動をしている NPO 法人に対する質問。

問 12-1 貴法人としてこれまで成年後見人に就任した件数をお書きください。

これまで法人として成年後見人に就任した件数について、1 件～10 件の回答をしたのが 25 法人（42.4%）で最も多かった。次いで 11 件～20 件の回答が 8 法人（13.6%）であった。一方で、0 件は 6 法人（10.2%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は 220 件であった。

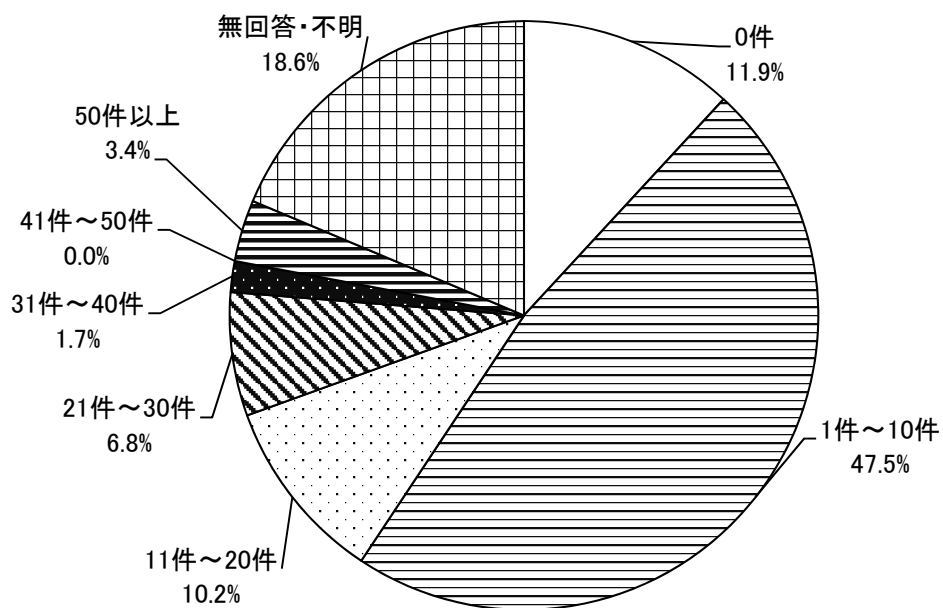
項目	回答数	割合
0 件	6	10.2%
1 件～10 件	25	42.4%
11 件～20 件	8	13.6%
21 件～30 件	2	3.4%
31 件～40 件	4	6.8%
41 件～50 件	1	1.7%
51 件以上	2	3.4%
無回答・不明	11	18.6%
回答該当数	59	100.0%



問 12-2 貴法人として現在も成年後見人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も成年後見人の職務を継続している件数について、1件～10件の回答をしたのが28法人（47.5%）で最も多かった。次いで0件が7法人（11.9%）、11件～20件の回答が6法人（10.2%）であった。なお、回答の中で最も多い件数は210件であった。

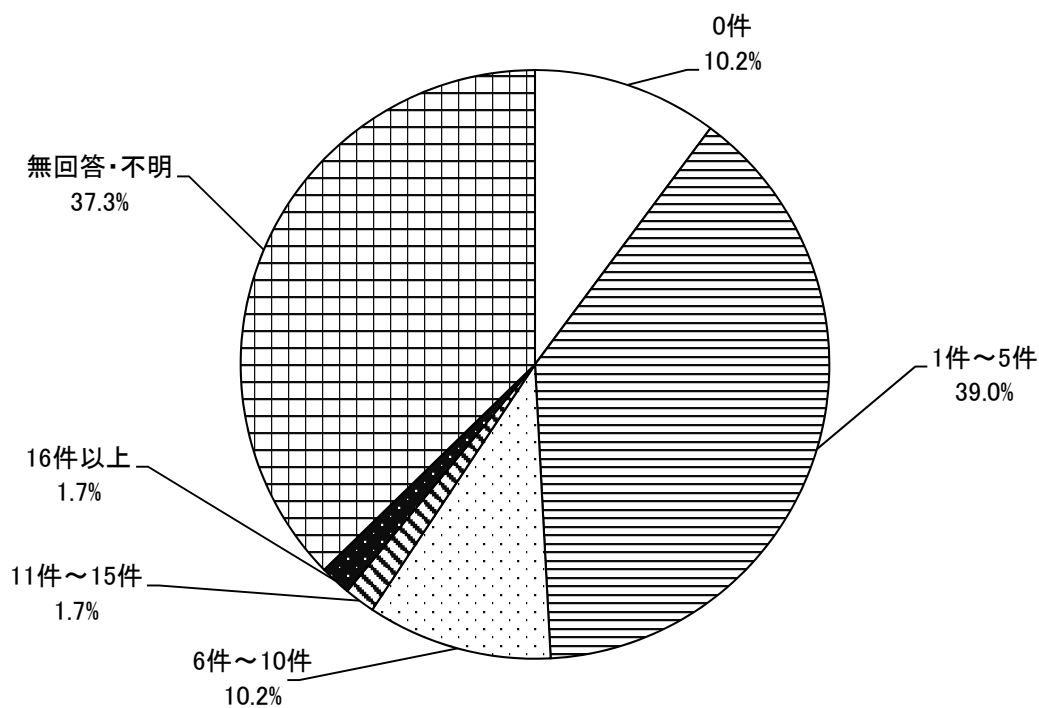
項目	回答数	割合
0件	7	11.9%
1件～10件	28	47.5%
11件～20件	6	10.2%
21件～30件	4	6.8%
31件～40件	1	1.7%
41件～50件	0	0.0%
50件以上	2	3.4%
無回答・不明	11	18.6%
回答該当数	59	100.0%



問 12-3 貴法人としてこれまで保佐人に就任した件数をお書きください。

これまで法人として保佐人に就任した件数について、1件～5件の回答をしたのが23法人(39.0%)で最も多かった。次いで0件という回答と6件～10件の回答が6法人(10.2%)であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は18件であった。

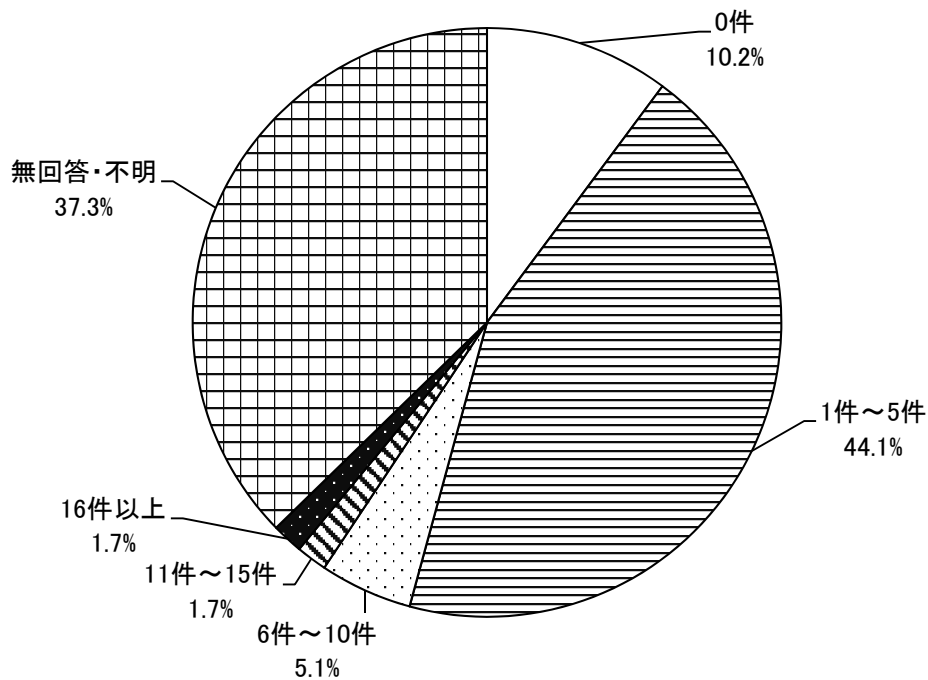
項目	回答数	割合
0件	6	10.2%
1件～5件	23	39.0%
6件～10件	6	10.2%
11件～15件	1	1.7%
16件以上	1	1.7%
無回答・不明	22	37.3%
回答該当数	59	100.0%



問 12-4 貴法人として現在も保佐人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も保佐人の職務を継続している件数について、1件～5件の回答をしたのが26法人(44.1%)で最も多かった。次いで0件が6法人(10.2%)、6件～10件の回答が3法人(5.1%)であった。なお、回答の中で最も多い件数は18件であった。

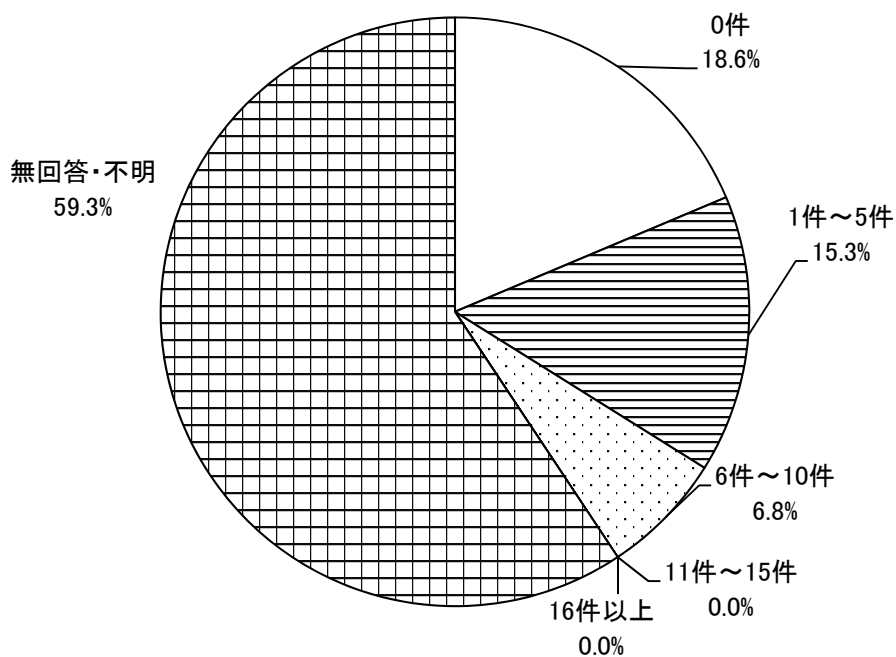
項目	回答数	割合
0件	6	10.2%
1件～5件	26	44.1%
6件～10件	3	5.1%
11件～15件	1	1.7%
16件以上	1	1.7%
無回答・不明	22	37.3%
回答該当数	59	100.0%



問 12-5 貴法人としてこれまで補助人に就任した件数をお書きください。

これまで法人として補助人に就任した件数について、0件と回答したのが11法人(18.6%)で最も多かった。次いで1件～5件の回答が9法人(15.3%)、6件～10件の回答が4法人(6.8%)であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は10件であった。

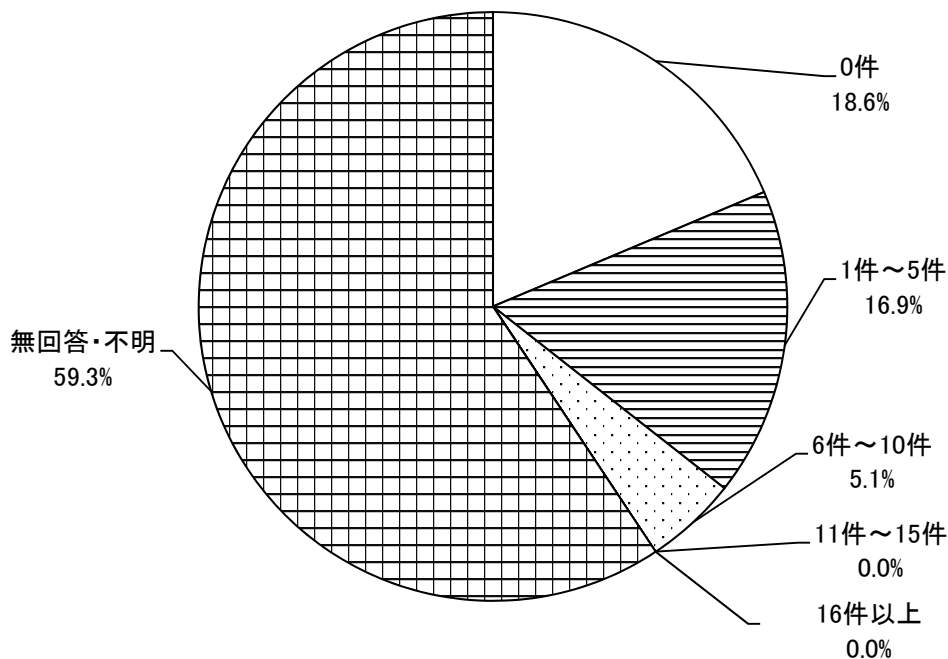
項目	回答数	割合
0件	11	18.6%
1件～5件	9	15.3%
6件～10件	4	6.8%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	35	59.3%
回答該当数	59	100.0%



問 12-6 貴法人として現在も補助人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も補助人の職務を継続している件数について、0件と回答したのが11法人(18.6%)で最も多かった。次いで1件～5件の回答が10法人(16.9%)、6件～10件の回答が3法人(5.1%)であった。なお、回答の中で最も多い件数は9件であった。

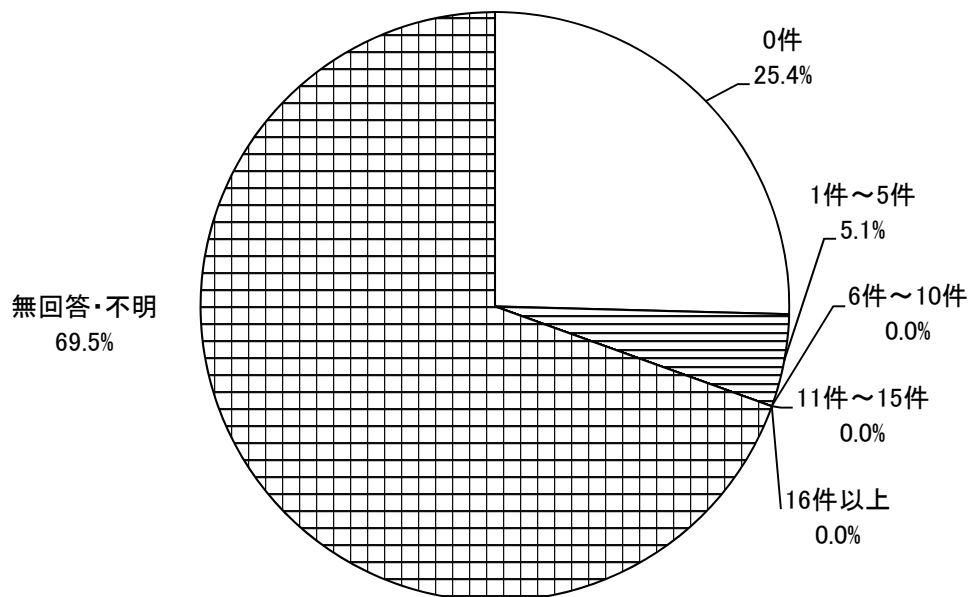
項目	回答数	割合
0件	11	18.6%
1件～5件	10	16.9%
6件～10件	3	5.1%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	35	59.3%
回答該当数	59	100.0%



問 12-7 貴法人としてこれまで成年後見監督人に就任した件数をお書きください。

これまで法人として成年後見監督人に就任した件数について、0件と回答したのが15法人（25.4%）で最も多かった。次いで1件～5件の回答をしたのが3法人（5.1%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は3件であった。

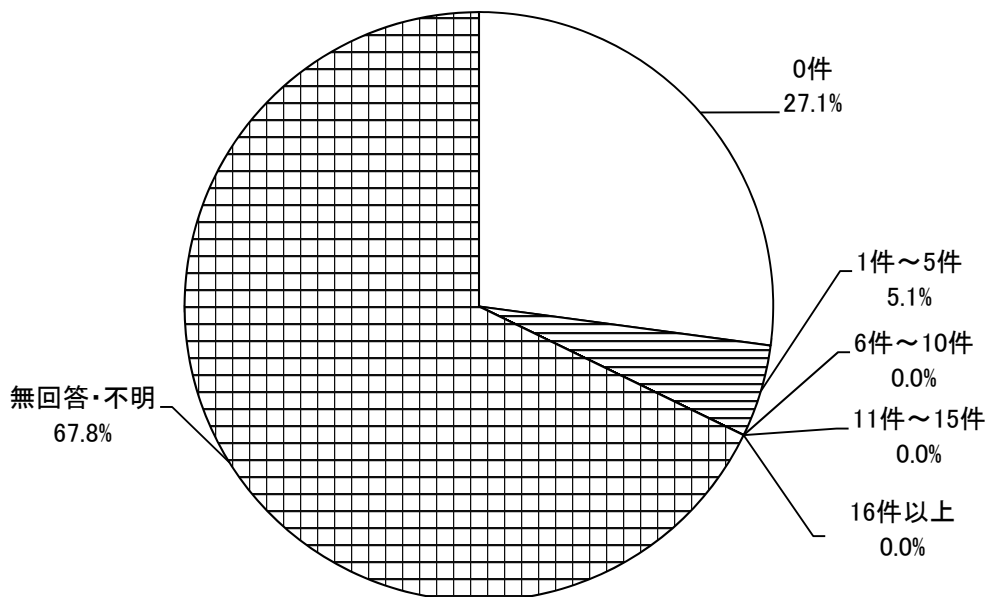
項目	回答数	割合
0件	15	25.4%
1件～5件	3	5.1%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	41	69.5%
回答該当数	59	100.0%



問 12-8 貴法人として現在も成年後見監督人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も成年後見監督人の職務を継続している件数について、0件と回答したのが16法人(27.1%)で最も多かった。次いで1件～5件の回答が3法人(5.1%)であった。なお、回答の中で最も多い件数は3件であった。

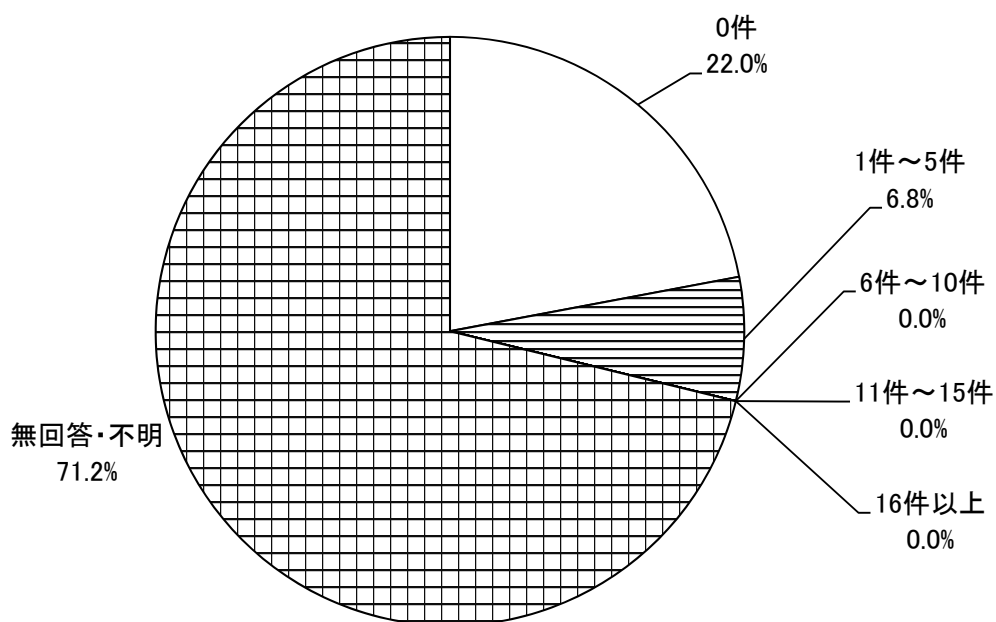
項目	回答数	割合
0件	16	27.1%
1件～5件	3	5.1%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	40	67.8%
回答該当数	59	100.0%



問 12-9 貴法人としてこれまで任意後見監督人に就任した件数をお書きください。

これまで法人として任意後見監督人に就任した件数について、0件と回答したのが13法人(22.0%)で最も多かった。次いで1件～5件の回答が4法人(6.8%)であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は3件であった。

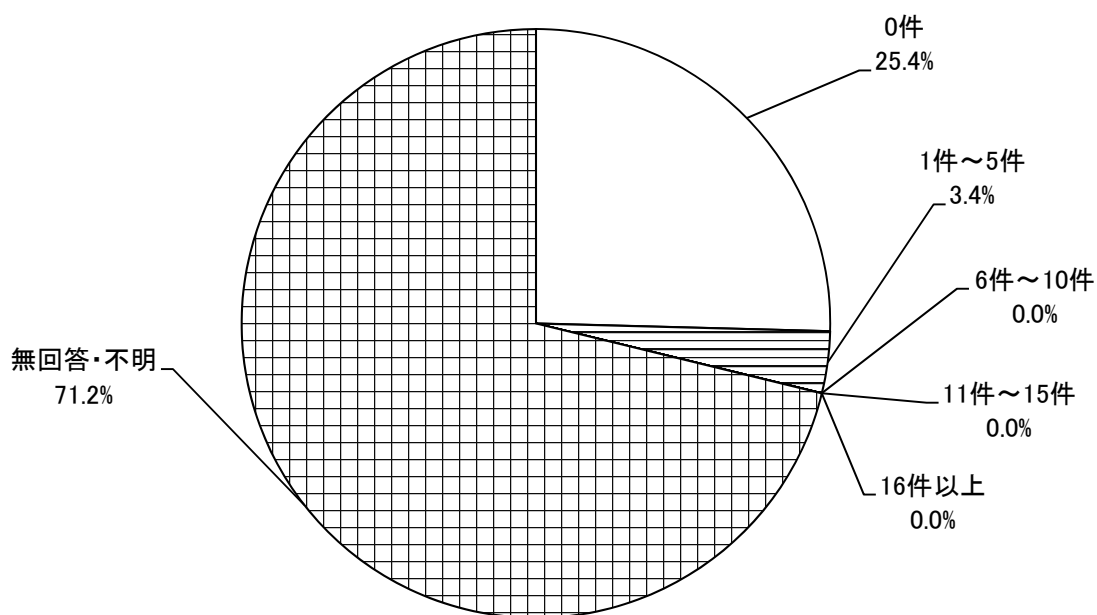
項目	回答数	割合
0件	13	22.0%
1件～5件	4	6.8%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	42	71.2%
回答該当数	59	100.0%



問 12-10 貴法人として現在も任意後見監督人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も任意後見監督人の職務を継続している件数について、0件と回答したのは15法人(25.4%)で最も多かった。次いで1件～5件の回答が2法人(3.4%)であったが、1件～5件の回答をした2法人とも取扱い件数は1件であった。

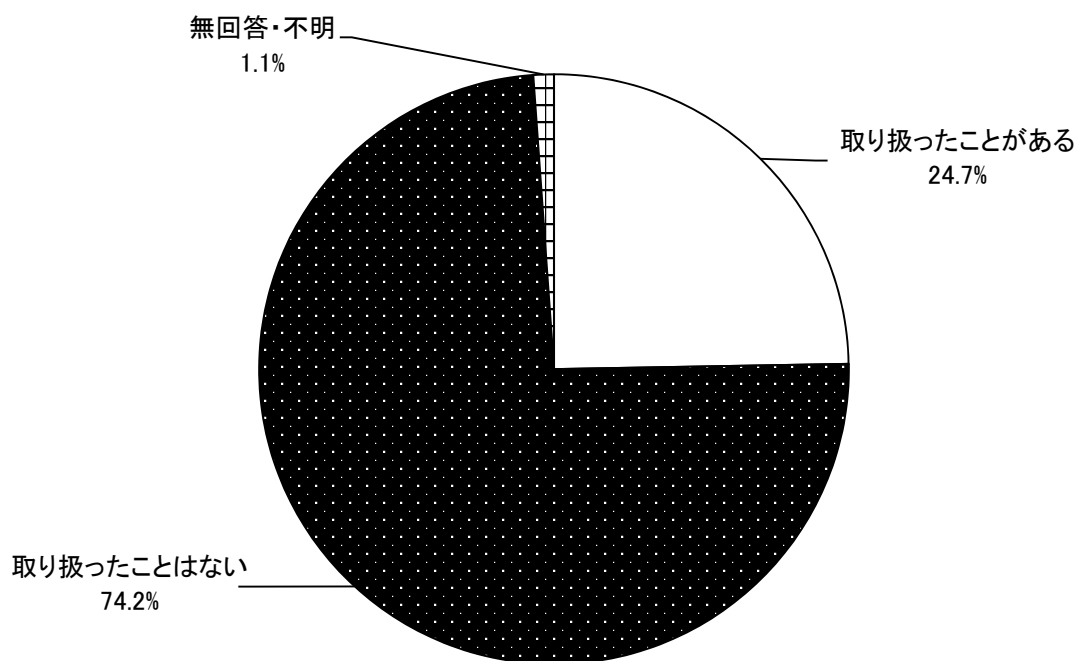
項目	回答数	割合
0件	15	25.4%
1件～5件	2	3.4%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	42	71.2%
回答該当数	59	100.0%



問 13 貴法人はこれまでに任意後見契約（見守り契約あるいは任意代理契約も含む）を取り扱ったことがありますか。

任意後見契約の取扱いについて、「取り扱ったことはない」と回答したのは 66 法人 (74.2%) であった。一方で「取り扱ったことがある」と回答したのは 22 法人であり、全体の 4 分の 1 の法人が任意後見契約の取扱いをしている。

項目	回答数	割合
取り扱ったことがある	22	24.7%
取り扱ったことはない	66	74.2%
無回答・不明	1	1.1%
回答該当数	89	100.0%

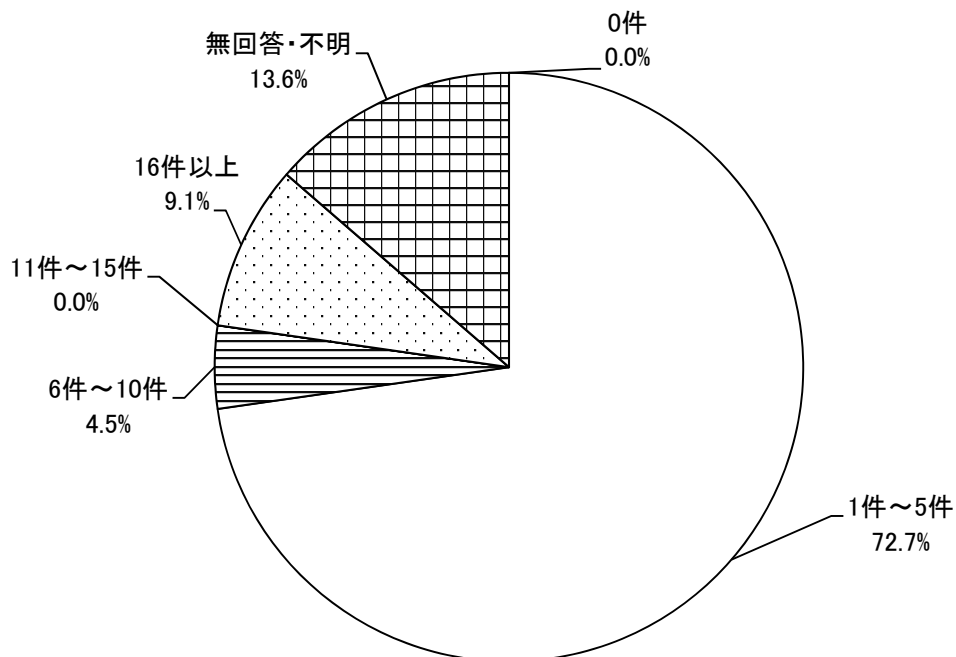


問 14-1～問 15-6 は、問 13 でこれまでに任意後見契約等を取り扱ったことがある NPO 法人に対する質問。

問 14-1 貴法人として任意後見契約を締結した件数をお書きください。

任意後見契約等を取り扱ったことがあると回答した NPO 法人のうち、これまで任意後見契約を締結した件数について、1～5 件の回答が 16 法人（72.7%）であった。最も締結件数が多いのは 70 件であった。

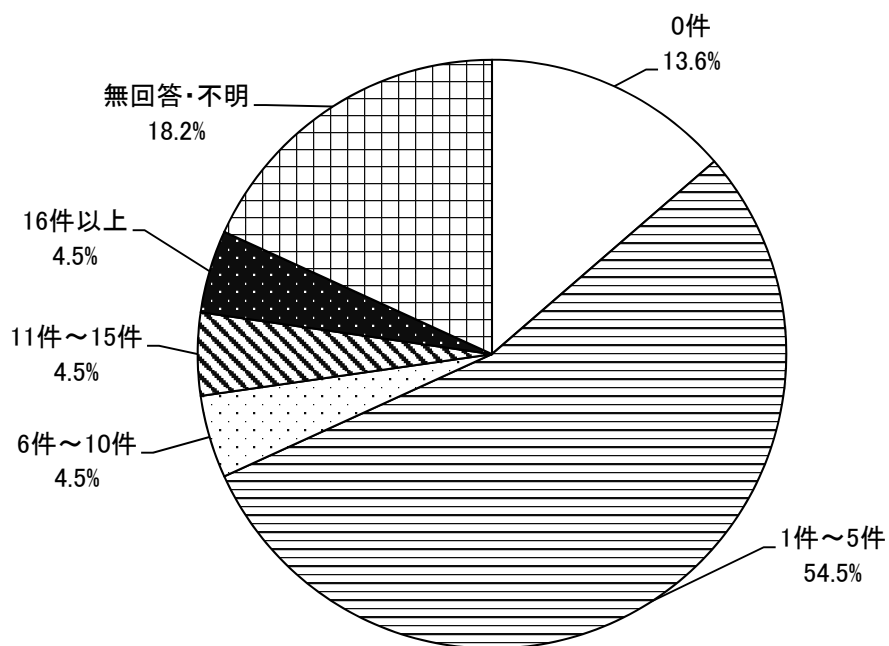
項目	回答数	割合
0件	0	0.0%
1件～5件	16	72.7%
6件～10件	1	4.5%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	2	9.1%
無回答・不明	3	13.6%
回答該当数	22	100.0%



問 14-2 貴法人として任意後見契約を現在も継続している件数をお書きください。

現在も任意後見契約を継続している件数について、1件～5件の回答をしたのが12法人（54.5%）で最も多かった。次いで「0件」が3法人（13.6%）であった。なお、回答の中で最も多い件数は20件であった。

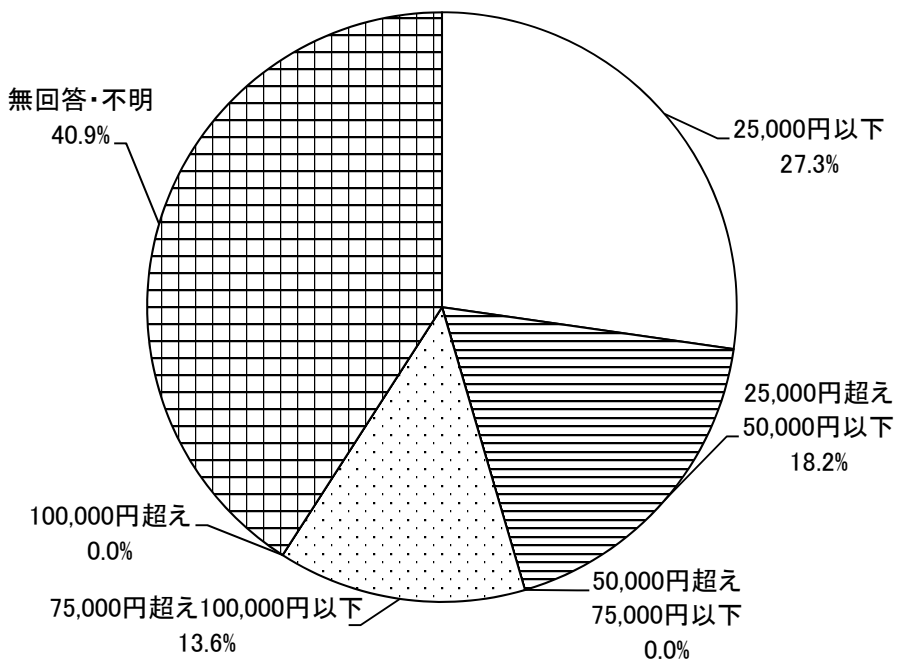
項目	回答数	割合
0件	3	13.6%
1件～5件	12	54.5%
6件～10件	1	4.5%
11件～15件	1	4.5%
16件以上	1	4.5%
無回答・不明	4	18.2%
回答該当数	22	100.0%



問 15-1 見守り契約書作成支援等に関する報酬の最低額をお書きください。

見守り契約書作成支援等の報酬の最低額について、2万5,000円以下の回答が6法人(27.3%)で最も多かった。次いで2万5,000円超え5万円以下の回答が4法人(18.2%)であった。回答があった最低額で最も高い額は10万円であった。

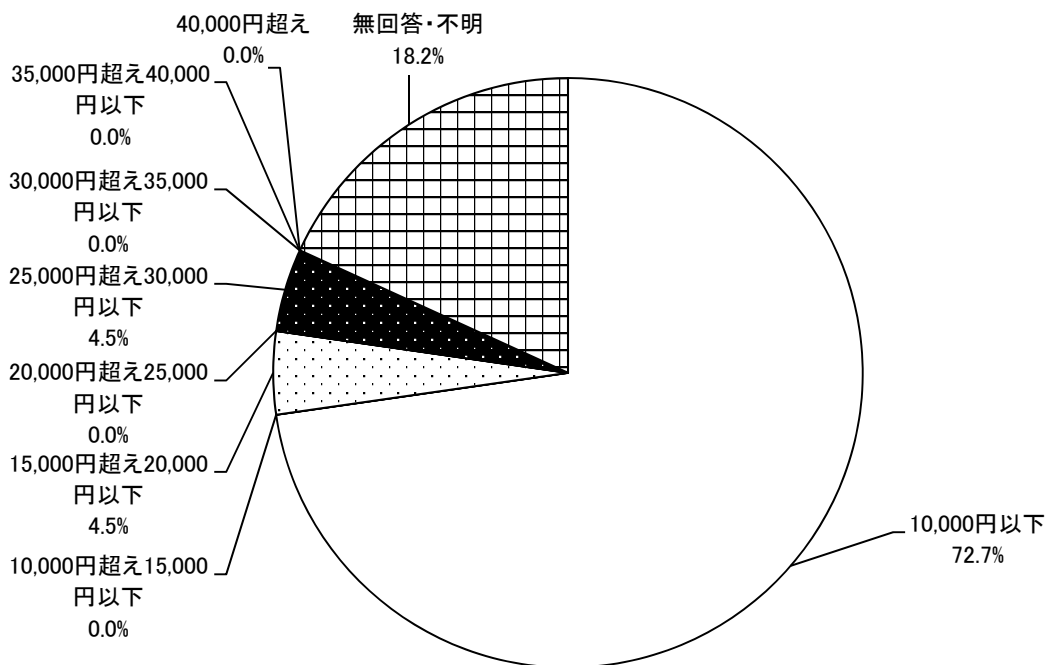
項目	回答数	割合
25,000円以下	6	27.3%
25,000円超え50,000円以下	4	18.2%
50,000円超え75,000円以下	0	0.0%
75,000円超え100,000円以下	3	13.6%
100,000円超え	0	0.0%
無回答・不明	9	40.9%
回答該当数	22	100.0%



問 15-2 見守り契約に基づく事務に関する定額報酬に関して報酬の最低額をお書きください。

見守り契約に基づく事務に関する定額報酬の最低額について、月額 1 万円以下の回答が 16 法人 (72.7%) で最も多かった。次いで 1 万 5,000 円超え 2 万円以下の回答及び 2 万 5,000 円超え 3 万円以下の回答がそれぞれ 1 法人 (4.5%) であった。回答があった最低額で最も高い額は 3 万円であった。

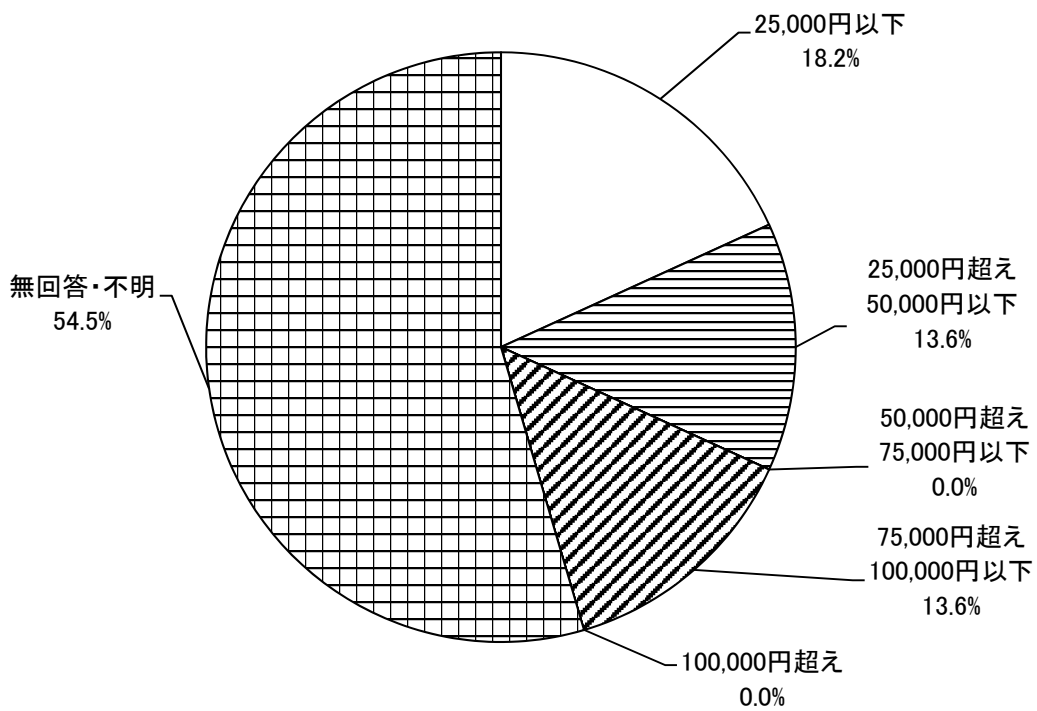
項目	回答数	割合
10,000 円以下	16	72.7%
10,000 円超え 15,000 円以下	0	0.0%
15,000 円超え 20,000 円以下	1	4.5%
20,000 円超え 25,000 円以下	0	0.0%
25,000 円超え 30,000 円以下	1	4.5%
30,000 円超え 35,000 円以下	0	0.0%
35,000 円超え 40,000 円以下	0	0.0%
40,000 円超え	0	0.0%
無回答・不明	4	18.2%
回答該当数	22	100.0%



問 15-3 任意代理契約書作成支援等に関する報酬の最低額をお書きください。

任意代理契約書作成支援等に関する報酬の最低額について、2万5,000円以下の回答が4法人（18.2%）で最も多かった。回答があった最低額で最も高い額は10万円であった。

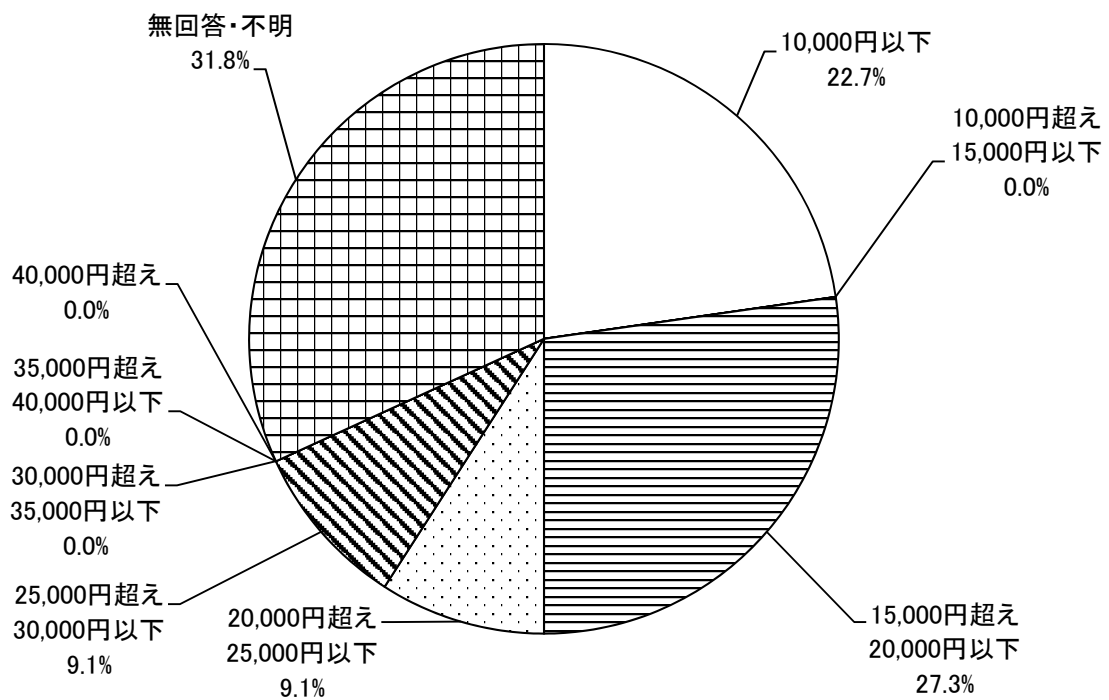
項目	回答数	割合
25,000円以下	4	18.2%
25,000円超え50,000円以下	3	13.6%
50,000円超え75,000円以下	0	0.0%
75,000円超え100,000円以下	3	13.6%
100,000円超え	0	0.0%
無回答・不明	12	54.5%
回答該当数	22	100.0%



問 15-4 任意代理契約に基づく事務に関する定額報酬の最低額をお書きください。

任意代理契約に基づく事務に関する定額報酬の最低額について、月額1万5,000円超え2万円以下の回答が6法人(27.3%)で最も多かった。次いで1万円以下の回答が5法人(22.7%)であった。回答があった最低額で最も高い額は3万円であった。

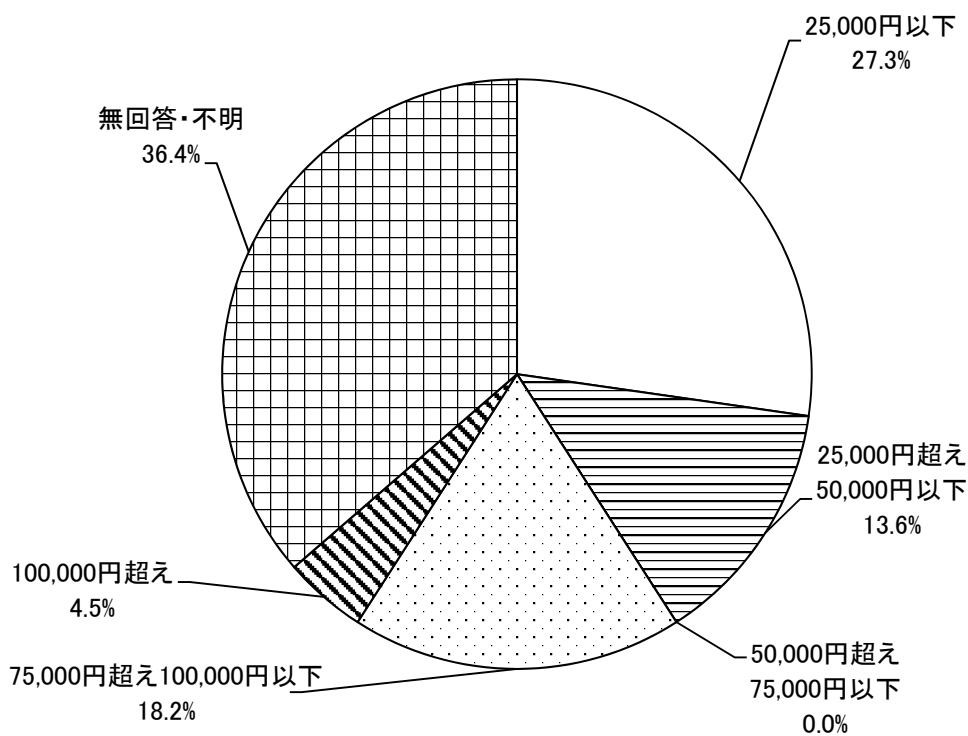
項目	回答数	割合
10,000円以下	5	22.7%
10,000円超え15,000円以下	0	0.0%
15,000円超え20,000円以下	6	27.3%
20,000円超え25,000円以下	2	9.1%
25,000円超え30,000円以下	2	9.1%
30,000円超え35,000円以下	0	0.0%
35,000円超え40,000円以下	0	0.0%
40,000円超え	0	0.0%
無回答・不明	7	31.8%
回答該当数	22	100.0%



問 15-5 任意後見契約書作成支援等の報酬の最低額をお書きください。

任意後見契約書作成支援等の報酬の最低額について、2万5,000円以下の回答が6法人(27.3%)で最も多かった。次いで7万5,000円超え10万円以下の回答が4法人(18.2%)、2万5,000円超え5万円以下の回答が3法人(13.6%)であった。回答があった最低額で最も高い額は30万円であった。

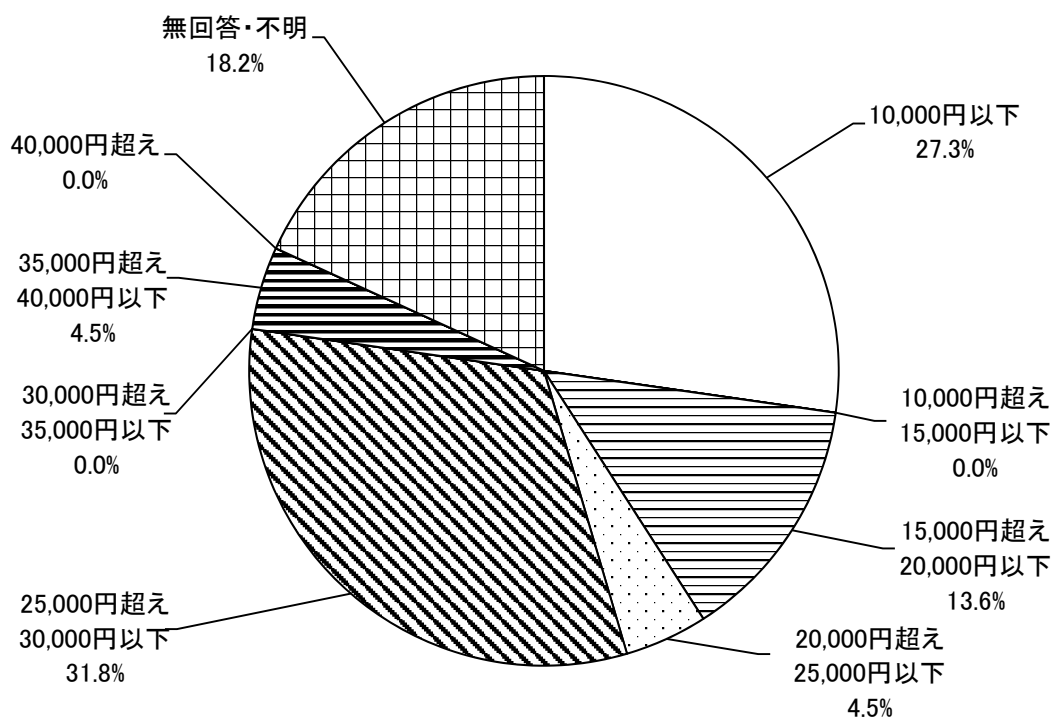
項目	回答数	割合
25,000円以下	6	27.3%
25,000円超え50,000円以下	3	13.6%
50,000円超え75,000円以下	0	0.0%
75,000円超え100,000円以下	4	18.2%
100,000円超え	1	4.5%
無回答・不明	8	36.4%
回答該当数	22	100.0%



問 15-6 任意後見開始後の定額報酬の最低額をお書きください。

任意後見開始後の定額報酬の最低額について、月額 2 万 5,000 円超え 3 万円以下の回答が 7 法人 (31.8%) で最も多かった。次いで 1 万円以下の回答が 6 法人 (27.3%)、1 万 5,000 円超え 2 万円以下の回答が 3 法人 (13.6%) であった。回答があった最低額で最も高い額は 4 万円であった。

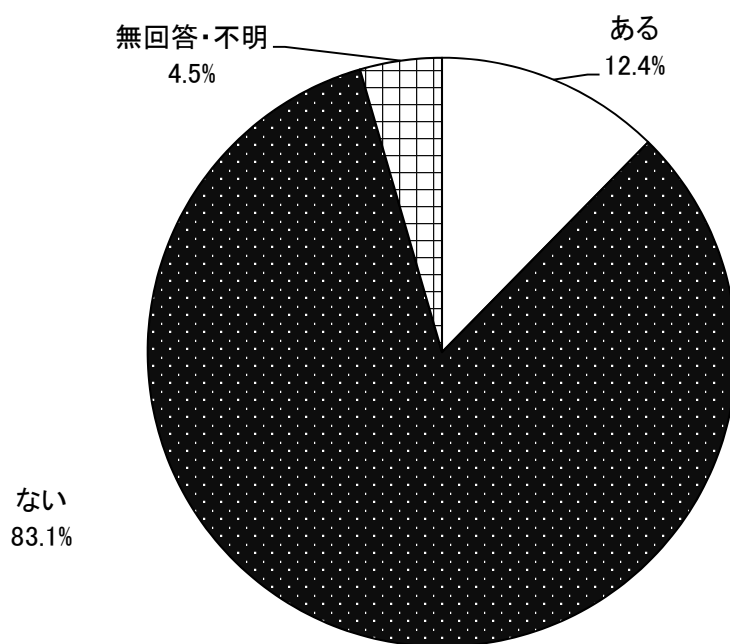
項目	回答数	割合
10,000 円以下	6	27.3%
10,000 円超え 15,000 円以下	0	0.0%
15,000 円超え 20,000 円以下	3	13.6%
20,000 円超え 25,000 円以下	1	4.5%
25,000 円超え 30,000 円以下	7	31.8%
30,000 円超え 35,000 円以下	0	0.0%
35,000 円超え 40,000 円以下	1	4.5%
40,000 円超え	0	0.0%
無回答・不明	4	18.2%
回答該当数	22	100.0%



問 16 これまで職務を遂行する上でトラブルはありましたか（又は現在もありますか）。

成年後見に関する職務上のトラブルの有無について、74 法人（83.1%）が「ない」と回答した一方で、「ある」と回答した法人が 11 法人（12.4%）あり、少なくとも全体の 1 割以上の法人がトラブルに遭遇した経験があったと回答している。

項目	回答数	割合
ある	11	12.4%
ない	74	83.1%
無回答・不明	4	4.5%
回答該当数	89	100.0%



問 17 問 16 で「ある」と答えた法人におたずねします。差し支えない範囲でトラブルの内容と対処方法についてお書きください。

● 成年被後見人等本人あるいは親族との問題

- ・ 精神科病院への入退院で本人との意見が異なり、本人の恨みを買った。
- ・ 財産管理に関し成年後見人の母親とのトラブル。母親がこの制度を良く理解していないので預金管理ができなかったので後見人を辞任した。
- ・ 被後見人の母親と当法人の会員とで複数後見をしたが、母親より「ウマが合わない」等、日常の細かなやりとりで苦情が事務局に寄せられた。当法人顧問弁護士が家庭裁判所担当官と相談し、辞任を申立て、その旨の審判をいただいた。
- ・ 移行型任意後見契約の委任段階で委任者から泥棒扱いされたが、担当者、警察が取り合わず一見落着。その後契約解除。
- ・ 移行型任意後見契約の委任段階で 10 年以上音信不通だった姪夫妻が現れ、不動産を含む全財産を遺贈する旨の遺言を作成し、契約を解除された。
- ・ 保佐を受任後、本人が他の方(不動産の営業担当者)から、後見制度の理解が不十分などところで、財産をごまかすことを示唆した発言をされ、不安感を抱き、疑心暗鬼となった時期があった。対処としては、親族(本人の子)から家庭裁判所の任命で義務を任されていること、親族の方が信頼していることを伝えていただき、不安感をなくしていく事に努め、収まった。
- ・ 知的障害者の母親が後見人となっており、被後見人(息子)のお金の使い込み。
- ・ トラブルになるほどではなかったが、複数後見のケースで後見人となっている家族と意見が合わず、法人側が辞任した事例。

● 家庭裁判所の対応

- ・ 申立人も被後見人も後見人候補者で後見人をお願いしたい旨、家庭裁判所に申し出ているにもかかわらず、他の後見人を選任して取下げをした。家庭裁判所の選任権の濫用ではないかと問題にしている。また、監督人の報酬申立てが後見人の事務報告提出前に審判が下されることがあった。これら 2 件のみならず、家庭裁判所の事務取扱に問題があり、是正を家庭裁判所に申し出たところ、当法人の非として心証が悪くなり、以後の申立てについて十分な調査なしに他の士業専門職が後見人に選任される審判が続いている(全て取下げ済み)。

● 制度の問題

- ・ 後見制度がまだ周知されておらず、法人での受任の場合、公共団体、自治体、金融機関等での事務手続に時間を要することがある。法人(NPO 法人)という特性上、理事、代表者、担当者の区別をすることが難しく、事務手続が煩雑になることもあった。現在は解消されつつあるが、法人後見の難しい部分でもあると考えられる。

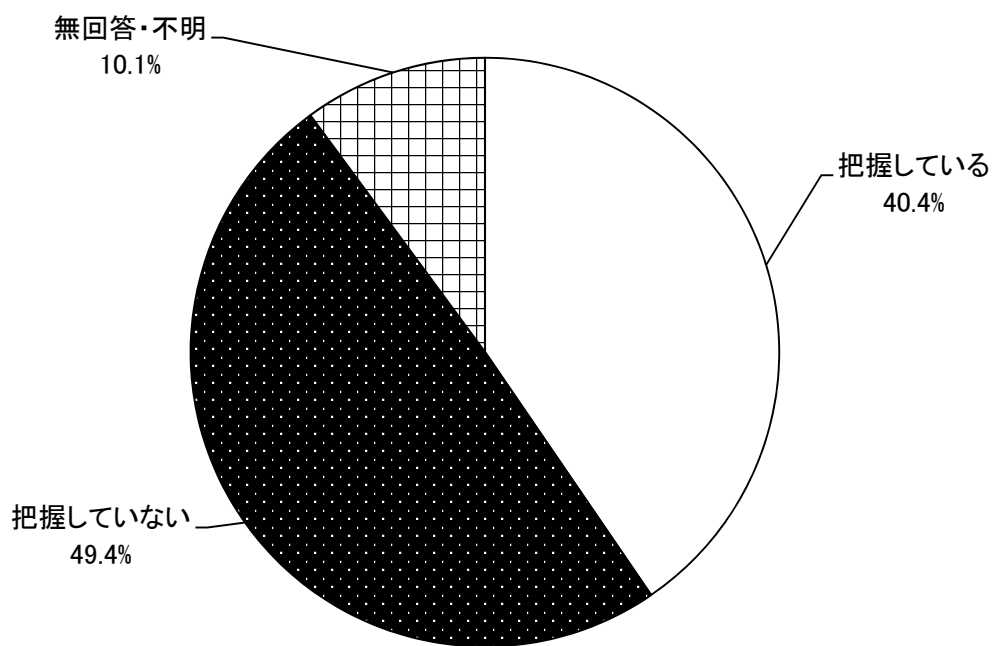
● その他のトラブル

- ・ 就任前に大金が横領されていた。
- ・ 高度障害の方の保険金が就任時にはその大半がなくなっていた。
- ・ 毎日の病的な電話。
- ・ 親切的な支援者の背信的裏切り。
- ・ 施設による横領について、私立の老人ホームで不明瞭な出金があることが発覚したため、当法人の会員弁護士が相手方の代理人と用途不明財産の返金交渉を行い、家庭裁判所の指示により、民事訴訟による法的措置をとり財産を回復した。

問 18 貴法人は、会員個人の成年後見人等、成年後見監督人、任意後見監督人の就任件数及び任意後見契約の締結件数を把握していますか。

法人による会員個人の成年後見人等、成年後見監督人、任意後見監督人及び任意後見契約の締結件数の把握について、「把握している」と回答したのが 36 法人（40.4%）、「把握していない」が 44 法人（49.4%）であった。

項目	回答数	割合
把握している	36	40.4%
把握していない	44	49.4%
無回答・不明	9	10.1%
回答該当数	89	100.0%

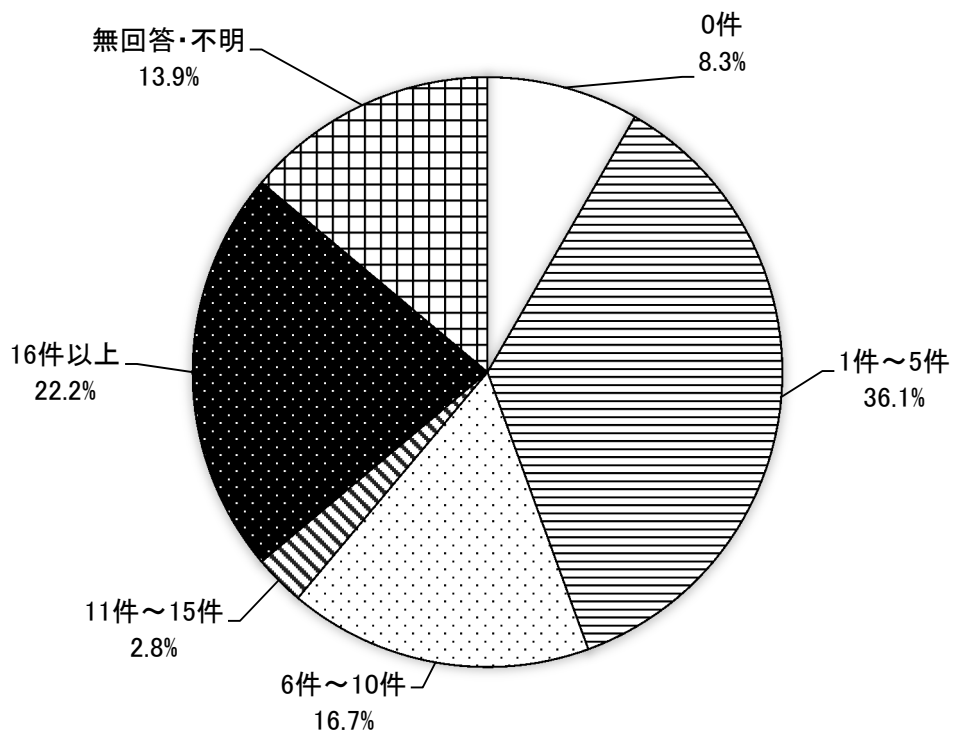


問 19-1～問 20-2 は、会員個人の成年後見人等、成年後見監督人、任意後見監督人の就任件数及び任意後見契約の締結件数を把握している NPO 法人に対する質問。

問 19-1 会員個人がこれまで成年後見人に就任した件数をお書きください。

これまで会員個人が成年後見人に就任した件数について、1 件～5 件の回答をしたのが 13 法人（36.1%）で最も多かった。次いで 16 件以上の回答が 8 法人（22.2%）、6 件～10 件の回答が 6 法人（16.7%）であった。一方で 0 件は 3 法人（8.3%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は 92 件であった。

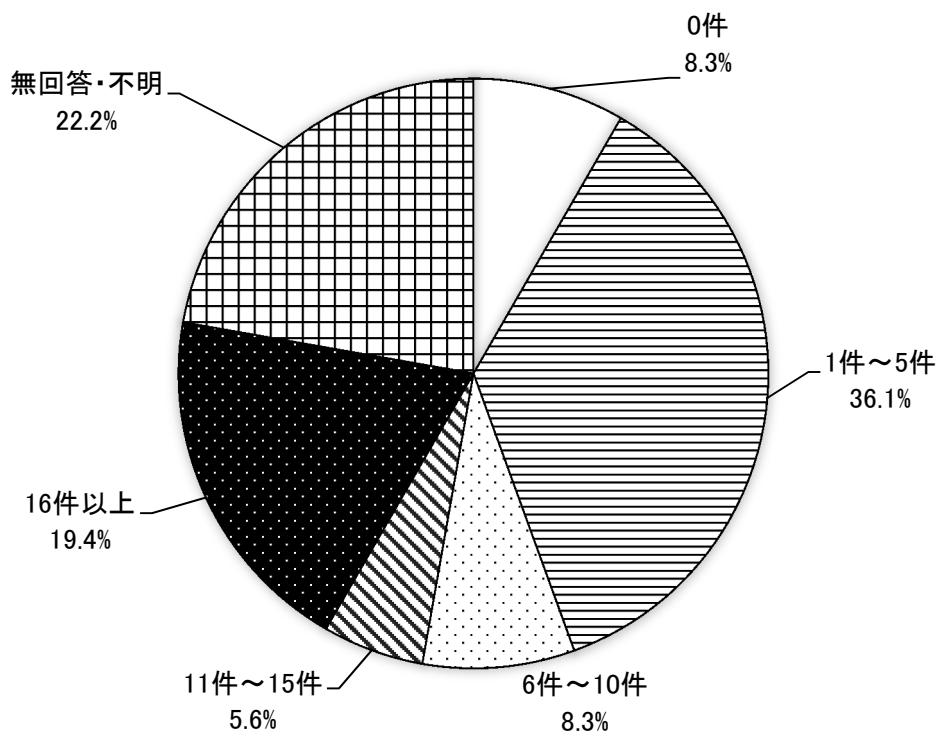
項目	回答数	割合
0件	3	8.3%
1件～5件	13	36.1%
6件～10件	6	16.7%
11件～15件	1	2.8%
16件以上	8	22.2%
無回答・不明	5	13.9%
回答該当数	36	100.0%



問 19-2 現在も会員個人が成年後見人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も会員個人が成年後見人の職務を継続している件数について、1件～5件の回答をしたのが13法人（36.1%）で最も多かった。次いで16件以上の回答が7法人（19.4%）であった。一方で0件は3法人（8.3%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は70件であった。

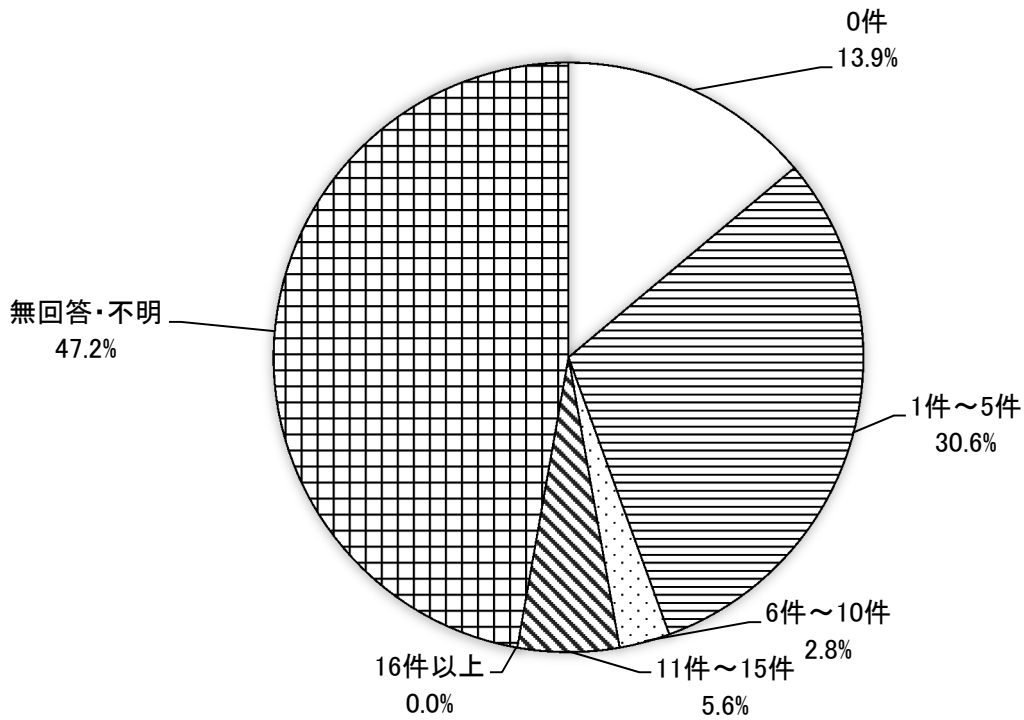
項目	回答数	割合
0件	3	8.3%
1件～5件	13	36.1%
6件～10件	3	8.3%
11件～15件	2	5.6%
16件以上	7	19.4%
無回答・不明	8	22.2%
回答該当数	36	100.0%



問 19-3 会員個人がこれまで保佐人に就任した件数をお書きください。

これまで会員個人が保佐人に就任した件数について、1件～5件の回答をしたのが11法人（30.6%）で最も多かった。次いで0件が5法人（13.9%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は15件であった。

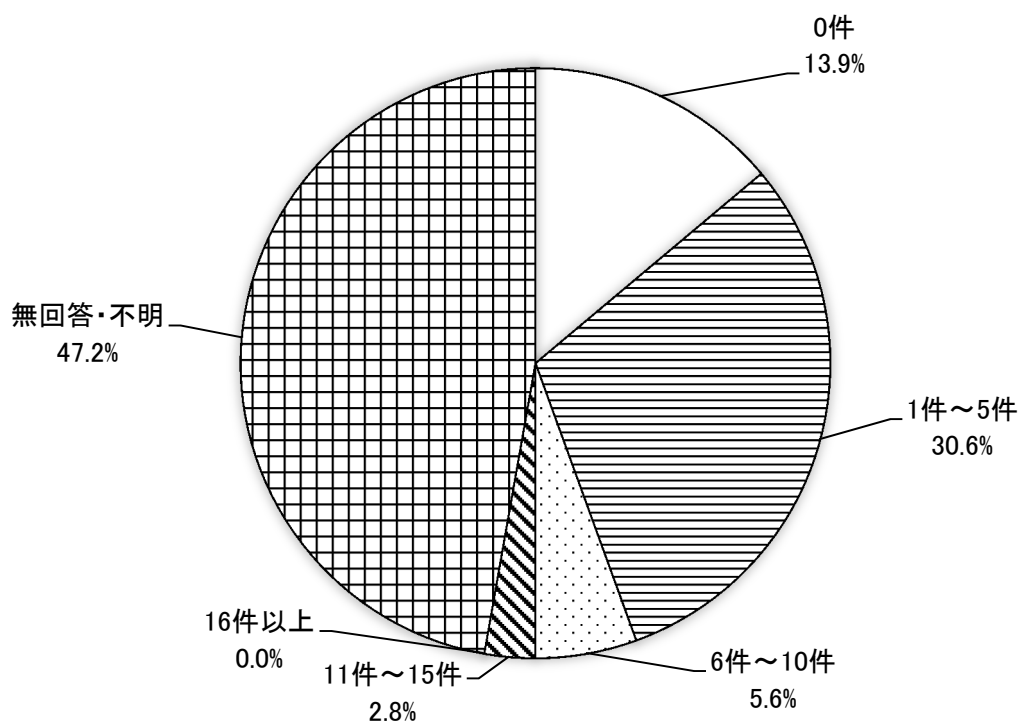
項目	回答数	割合
0件	5	13.9%
1件～5件	11	30.6%
6件～10件	1	2.8%
11件～15件	2	5.6%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	17	47.2%
回答該当数	36	100.0%



問 19-4 現在も会員個人が保佐人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も会員個人が保佐人の職務を継続している件数について、1件～5件の回答をしたのが11法人（30.6%）で最も多かった。次いで0件が5法人（13.9%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は12件であった。

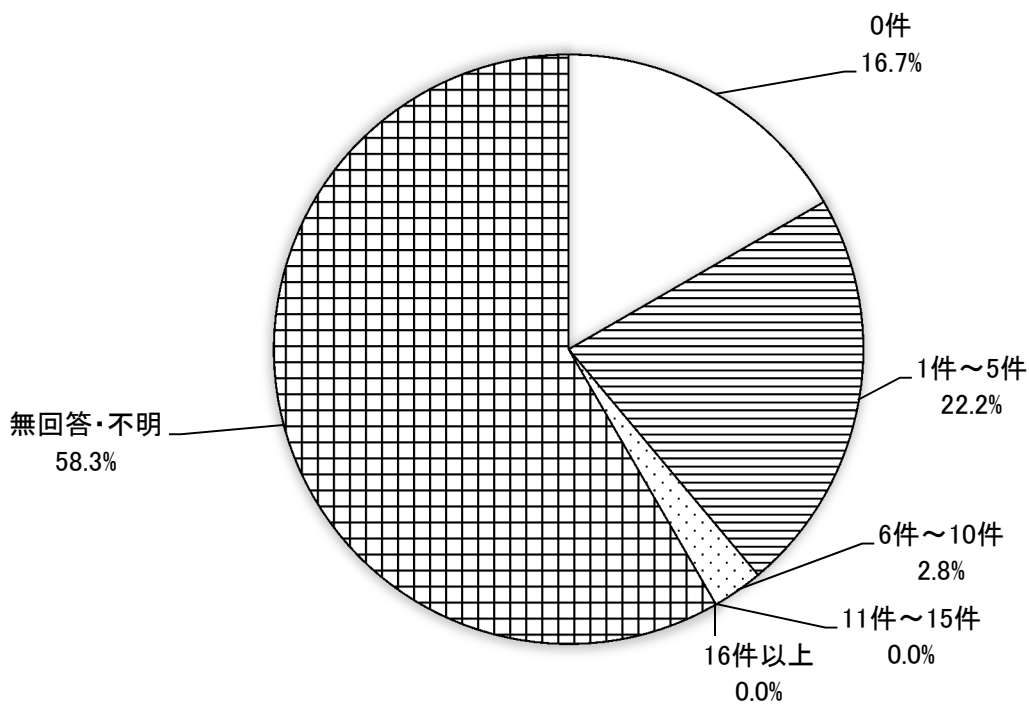
項目	回答数	割合
0件	5	13.9%
1件～5件	11	30.6%
6件～10件	2	5.6%
11件～15件	1	2.8%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	17	47.2%
回答該当数	36	100.0%



問 19-5 会員個人がこれまで補助人に就任した件数をお書きください。

これまで会員個人が補助人に就任した件数について、1件～5件の回答をしたのが8法人（22.2%）で最も多かった。次いで「0件」が6法人（16.7%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は6件であった。

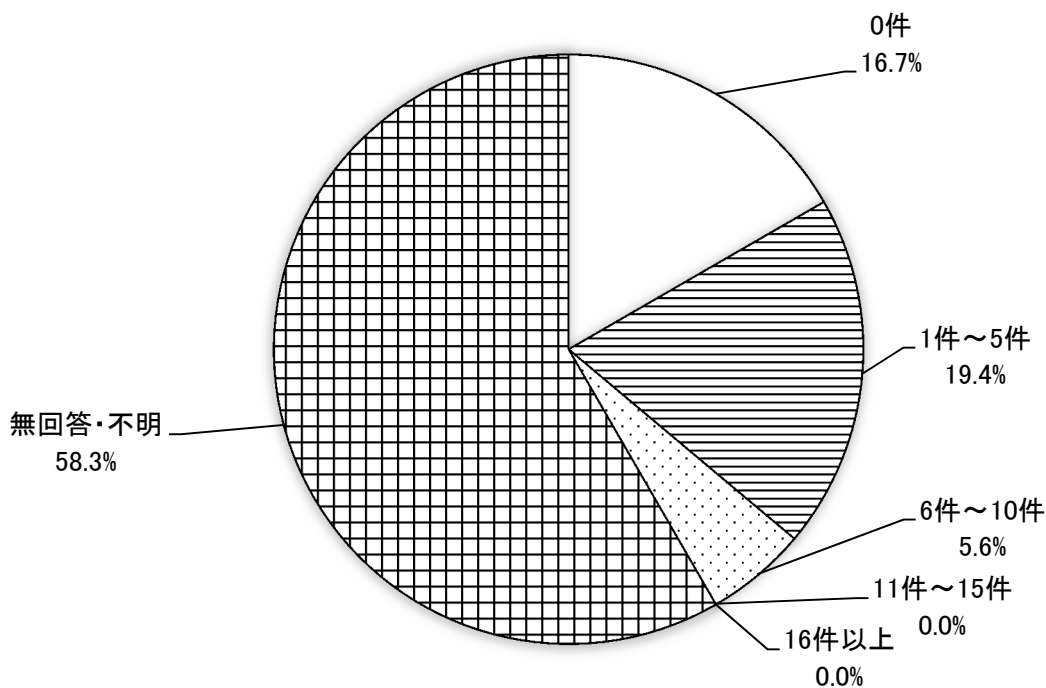
項目	回答数	割合
0件	6	16.7%
1件～5件	8	22.2%
6件～10件	1	2.8%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	21	58.3%
回答該当数	36	100.0%



問 19-6 現在も会員個人が補助人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も会員個人が補助人の職務を継続している件数について、1件～5件の回答をしたのが7法人（19.4%）で最も多かった。次いで0件が6法人（16.7%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は10件であった。

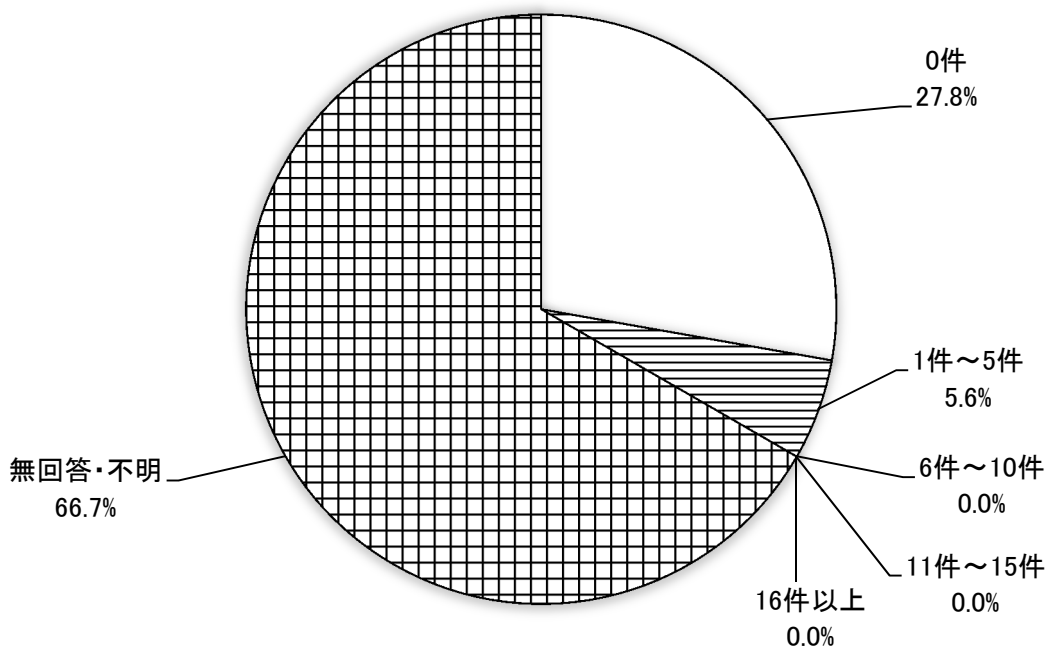
項目	回答数	割合
0件	6	16.7%
1件～5件	7	19.4%
6件～10件	2	5.6%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	21	58.3%
回答該当数	36	100.0%



問 19-7 会員個人がこれまで成年後見監督人に就任した件数をお書きください。

これまで会員個人が成年後見監督人に就任した件数について、0件と回答したのが10法人（27.8%）、1件～5件の回答が2法人（5.6%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は2件であった。

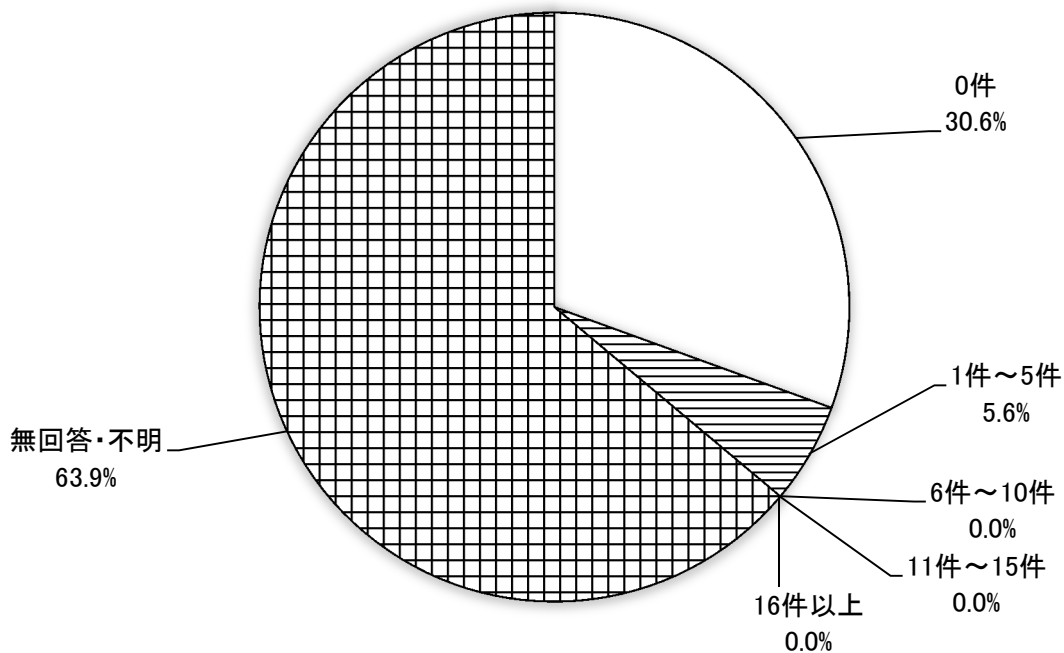
項目	回答数	割合
0件	10	27.8%
1件～5件	2	5.6%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	24	66.7%
回答該当数	36	100.0%



問 19-8 現在も会員個人が成年後見監督人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も会員個人が成年後見監督人を継続している件数について、0件と回答したのが11法人（30.6%）、1件～5件の回答が2法人（5.6%）であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は2件であった。

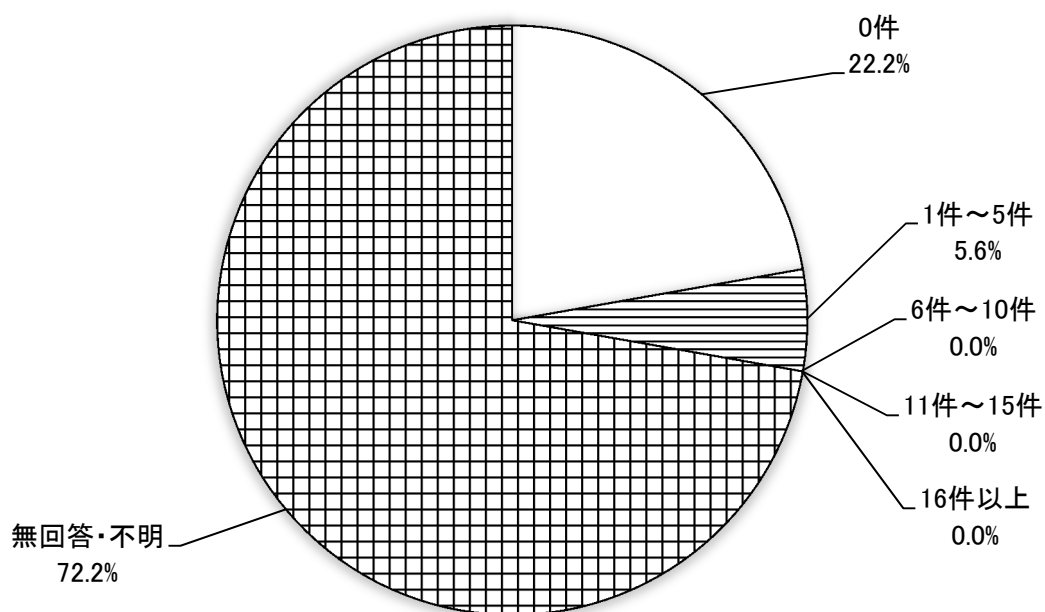
項目	回答数	割合
0件	11	30.6%
1件～5件	2	5.6%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	23	63.9%
回答該当数	36	100.0%



問 19-9 会員個人がこれまで任意後見監督人に就任した件数をお書きください。

これまで会員個人が任意後見監督人に就任した件数について、0件と回答したのが8法人(22.2%)、1件～5件の回答が2法人(5.6%)であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は2件であった。

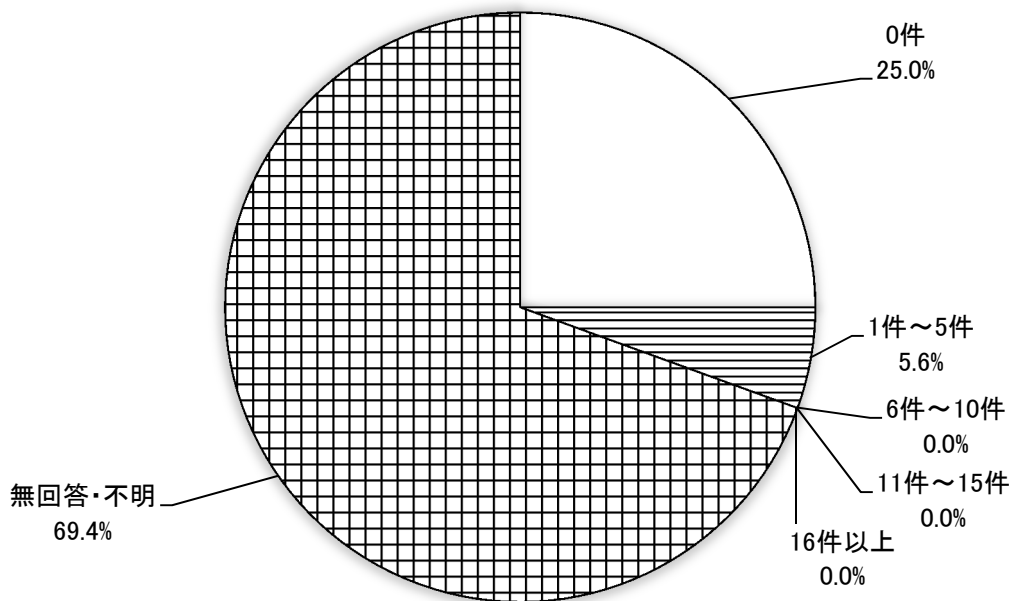
項目	回答数	割合
0件	8	22.2%
1件～5件	2	5.6%
6件～10件	0	0.0%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	26	72.2%
回答該当数	36	100.0%



問 19-10 現在も会員個人が任意後見監督人の職務を継続している件数をお書きください。

現在も会員個人が任意後見監督人の職務を継続している件数について、0件の回答をしたのが9法人(25.0%)、1件~5件の回答が2法人(5.6%)であった。なお、回答の中で最も多い就任件数は2件であった。

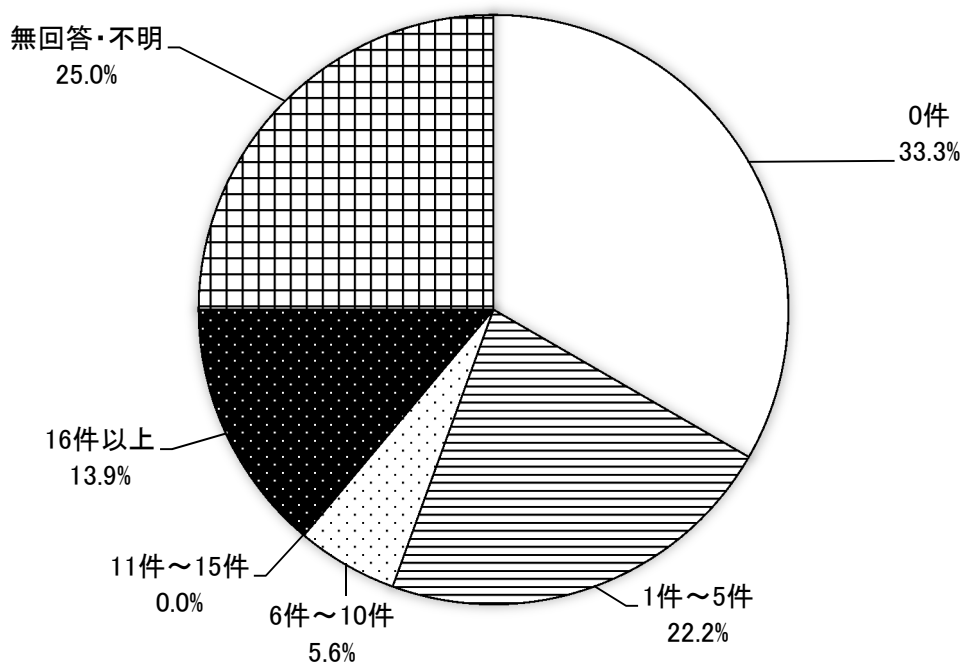
項目	回答数	割合
0件	9	25.0%
1件~5件	2	5.6%
6件~10件	0	0.0%
11件~15件	0	0.0%
16件以上	0	0.0%
無回答・不明	25	69.4%
回答該当数	36	100.0%



問 20-1 会員がこれまで任意後見契約を締結した件数をお書きください。

会員がこれまで任意後見契約を締結した件数について、0 件の回答をしたのが 12 法人 (33.3%) で最も多かった。次いで 1 件～5 件の回答が 8 法人 (22.2%)、16 件以上の回答が 5 法人 (13.9%) であった。回答の中で最も多い件数は 70 件であった。

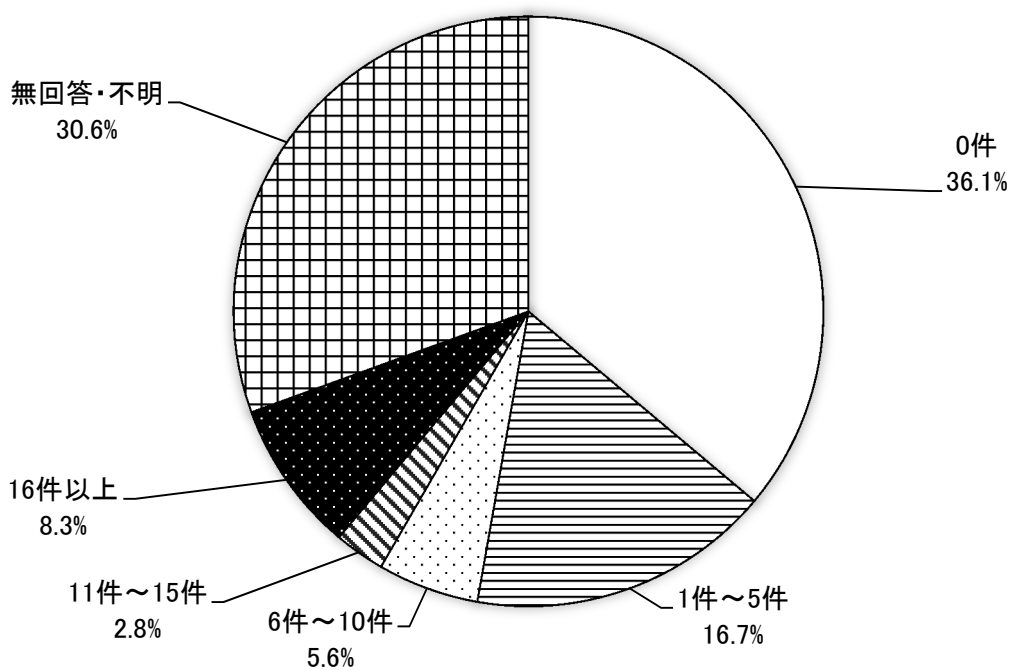
項目	回答数	割合
0件	12	33.3%
1件～5件	8	22.2%
6件～10件	2	5.6%
11件～15件	0	0.0%
16件以上	5	13.9%
無回答・不明	9	25.0%
回答該当数	36	100.0%



問 20-2 会員が任意後見契約を現在も継続している件数をお書きください。

会員が任意後見契約を現在も継続している件数について、0件と回答したのが13法人(36.1%)で最も多く、次いで1件~5件の回答が6法人(16.7%)、16件以上の回答が3法人(8.3%)であった。なお、回答の中で締結件数が最も多かったのは30件であった。

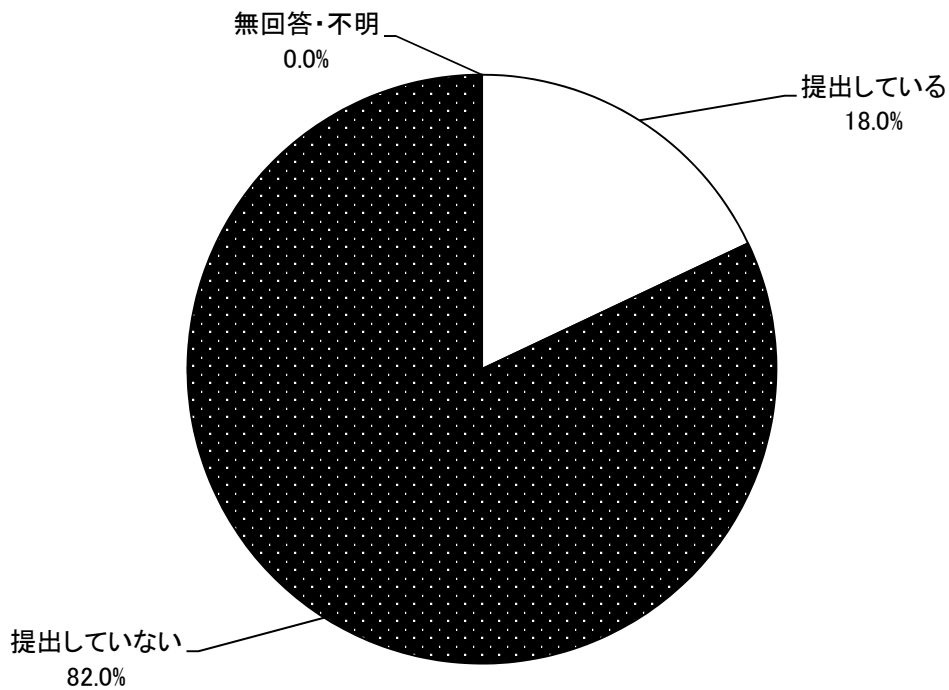
項目	回答数	割合
0件	13	36.1%
1件~5件	6	16.7%
6件~10件	2	5.6%
11件~15件	1	2.8%
16件以上	3	8.3%
無回答・不明	11	30.6%
回答該当数	36	100.0%



問 21 貴法人は家庭裁判所に「成年後見人候補者名簿」を提出していますか。

家庭裁判所への「成年後見人候補者名簿」の提出について、「提出していない」と回答したのが 73 法人 (82.0%) であった。一方、「提出している」と回答したのは 16 法人 (18.0%) であった。

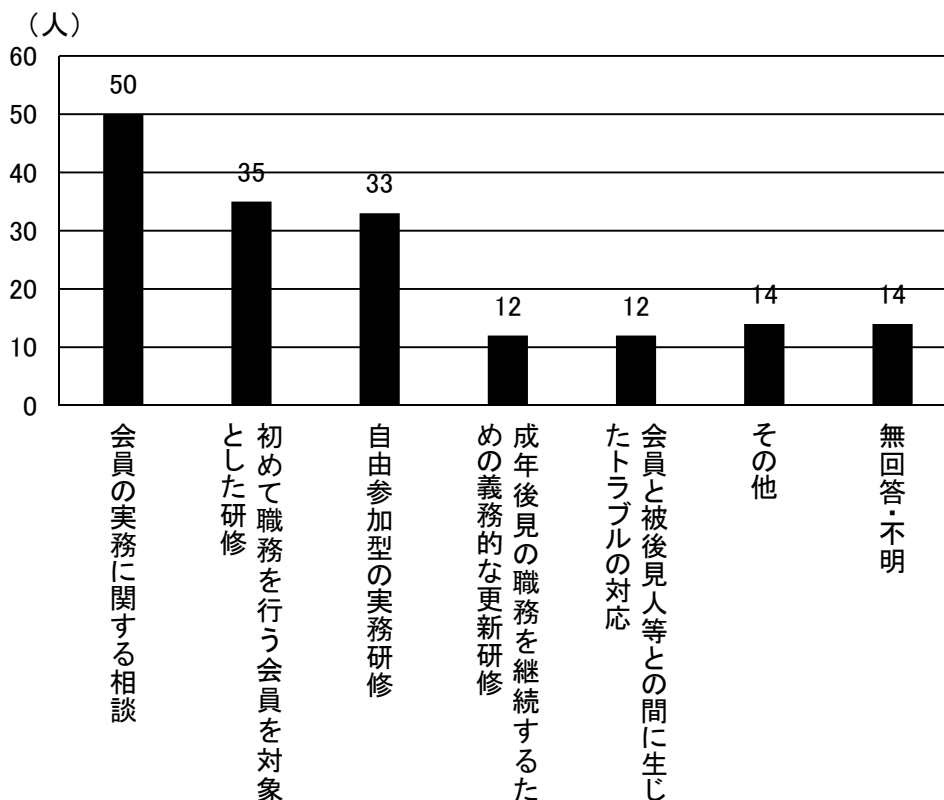
項目	回答数	割合
提出している	16	18.0%
提出していない	73	82.0%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	89	100.0%



問 22 貴法人は会員に対してどのような研修・サポートを実施していますか（複数回答）。

会員に対する研修・サポートの実施内容について、「会員の実務に関する相談」と回答したのが 50 法人（56.2%）で最も多かった。次いで「初めて職務を行う会員を対象とした研修」が 35 法人（39.3%）、「自由参加型の実務研修」が 33 法人（37.1%）であった。

項目	回答数	割合
会員の実務に関する相談	50	56.2%
初めて職務を行う会員を対象とした研修	35	39.3%
自由参加型の実務研修	33	37.1%
成年後見の職務を継続するための義務的な更新研修	12	13.5%
会員と被後見人等との間に生じたトラブルの対応	12	13.5%
その他	14	15.7%
無回答・不明	14	15.7%
回答該当数	89	100.0%



【その他の回答】

● その他研修

- ・講演会や支援養成研修への参加
- ・サポーターの研修
- ・成年後見学会の研修会に参加
- ・事務執行者2名による支援の中での研修
- ・専門的知見(福祉に関すること)の研修

● 検討会・会議等

- ・経験者とペアで対応。年数回、事例検討会を行う。
- ・毎週定期的にミーティングを行い、情報交流をしている。
- ・月に1回のケース会議
- ・月に1回の報告会(相談も兼ねた)実施
- ・内部会議、(適正事務連絡会議 年2回)
- ・毎月1回パートナー(担当者)協議会を開催

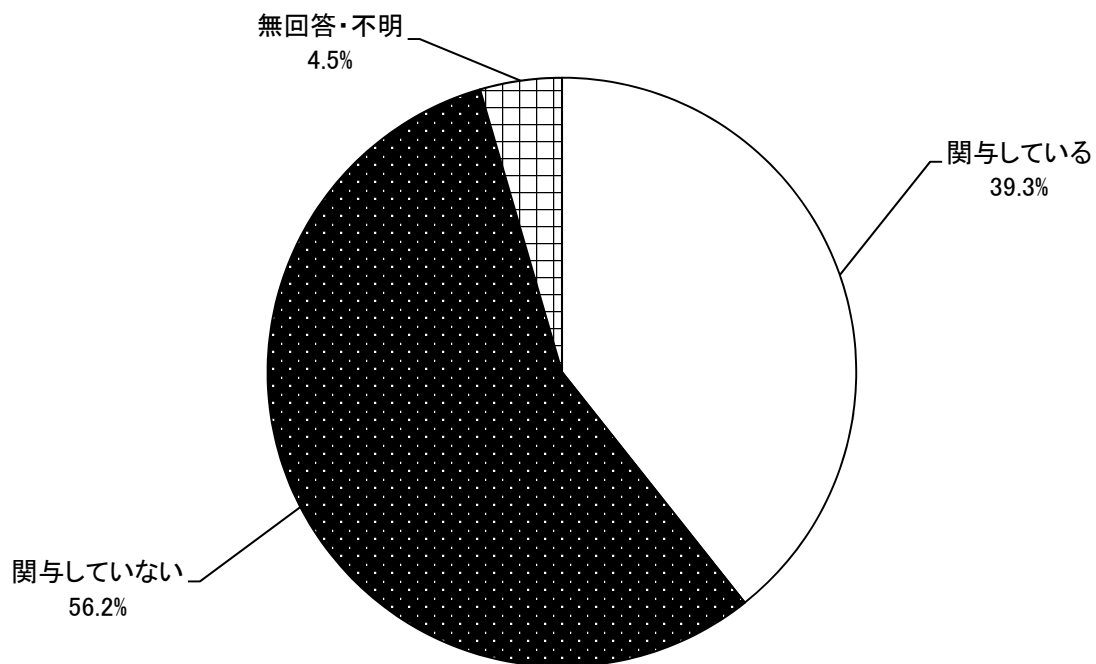
● その他

- ・成年後見人としての職務及び心構えについて
- ・設立したばかりなので今後実施する予定

問 23 貴法人は市民後見人（社会貢献型後見人）養成に関する事業に関与していますか。

市民後見人（社会貢献型後見人）養成に関する事業について、「関与していない」と回答したのが 50 法人（56.2%）であった一方で、「関与している」は 35 法人（39.3%）であり、全体の約 4 割が市民後見人養成に関する事業に関与していた。

項目	回答数	割合
関与している	35	39.3%
関与していない	50	56.2%
無回答・不明	4	4.5%
回答該当数	89	100.0%

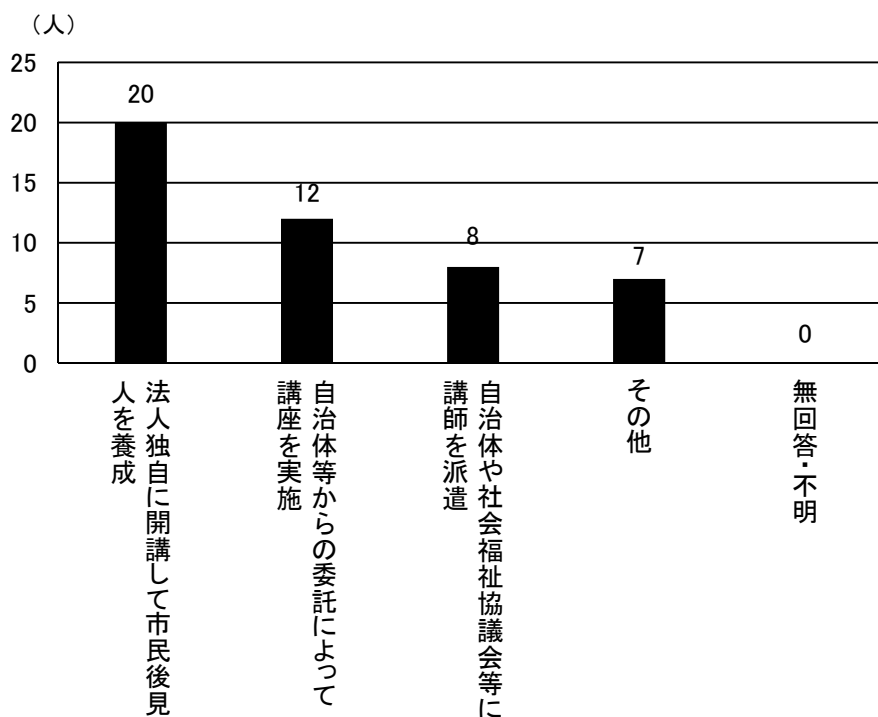


問 24～問 25-2 は市民後見人養成事業に関与している NPO 法人に対する質問。

問 24 貴法人は市民後見人（社会貢献型後見人）養成についてどのような形式で実施していますか（複数回答）。

市民後見人養成の実施形態について、「法人独自に開講して市民後見人を養成」が 20 法人（57.1%）、「自治体等からの委託によって講座を実施」が 12 法人（34.3%）、「自治体や社会福祉協議会等に講師を派遣」が 8 法人（22.9%）であった。

項目	回答数	割合
法人独自に開講して市民後見人を養成	20	57.1%
自治体等からの委託によって講座を実施	12	34.3%
自治体や社会福祉協議会等に講師を派遣	8	22.9%
その他	7	20.0%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	35	100.0%



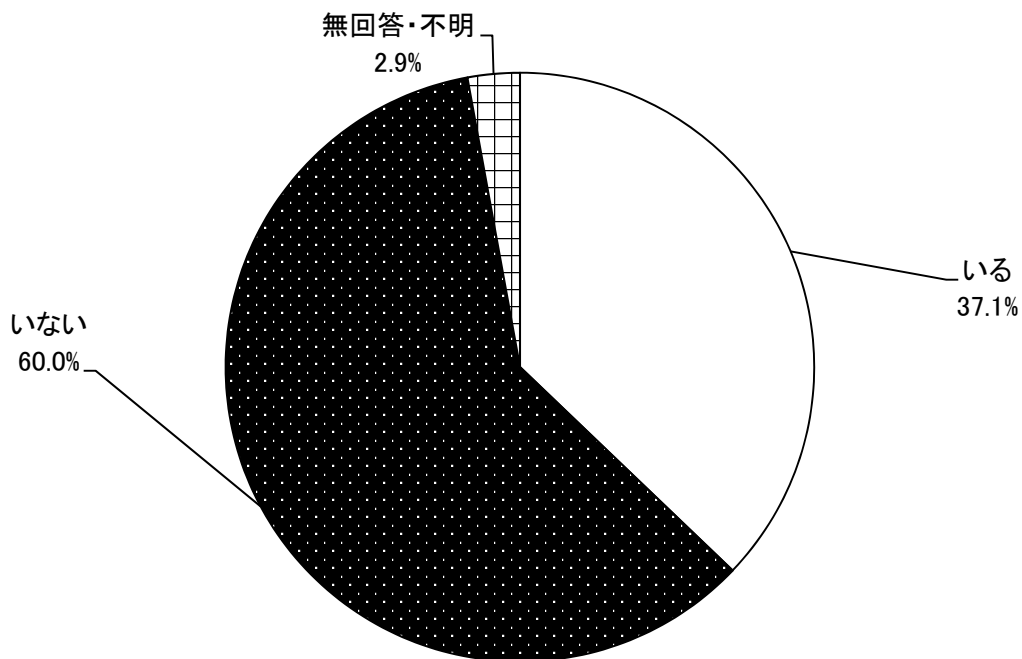
【その他の回答】

- ・東京大学市民後見人養成講座
- ・自治体と協働事業として実施
- ・市民後見人養成講座の受講生の実習受入
- ・NPO 法人連絡会において社会福祉協議会に働きかけ、地域の問題点について調査している。今後、市民後見に関する調査も行う予定
- ・自治体実施の養成に運営委員を委託により派遣
- ・市民後見人の実質活動の場として、法人が実務を確認している。将来は、実務のできる市民後見人を養成していきたい。
- ・法人独自に市民後見人養成に関する研修会の開催・オープン参加型(会員及び市民)

問 25-1 これまでに貴法人に在籍している会員の方で市民後見人として成年後見人等に選任された方はいますか。

市民後見人として成年後見人等に選任された会員の有無について、「いる」と回答したのは13法人（37.1%）、「いない」と回答したのは21法人（60.0%）であった。

項目	回答数	割合
いる	13	37.1%
いない	21	60.0%
無回答・不明	1	2.9%
回答該当数	35	100.0%

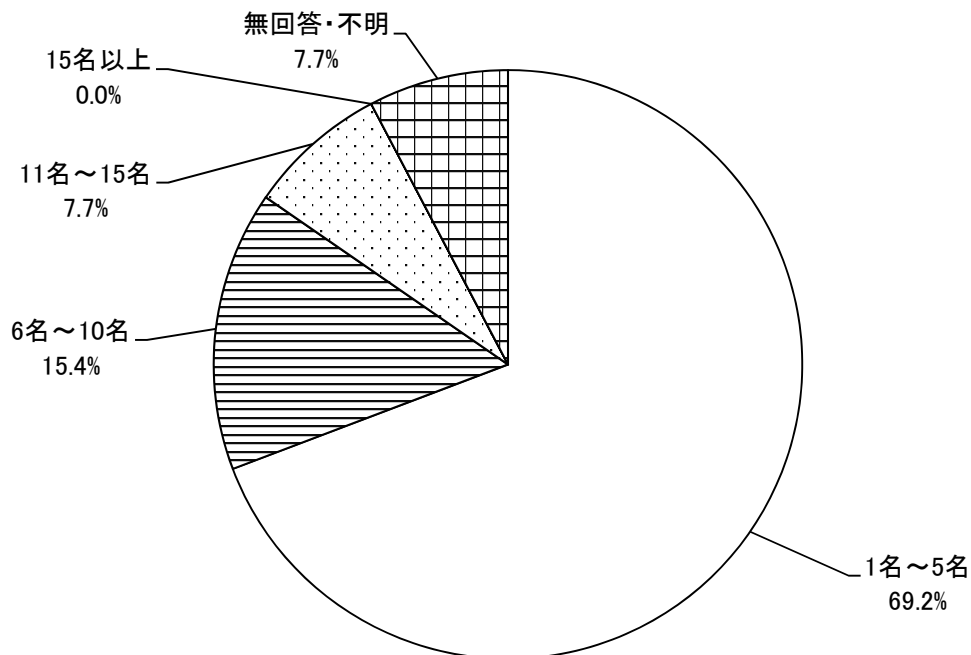


問 25-2 は、問 25-1 で「ある」と回答した法人に対する質問。

問 25-2 これまでに貴法人に在籍している会員の方で市民後見人として成年後見人等に選任された人数をお書きください（複数回答）。

市民後見人として成年後見人等に選任された会員の人数について、1名～5名の回答をしたのが9法人（69.2%）で最も多かった。回答の中で最も多く選任されている人数は12名であった。

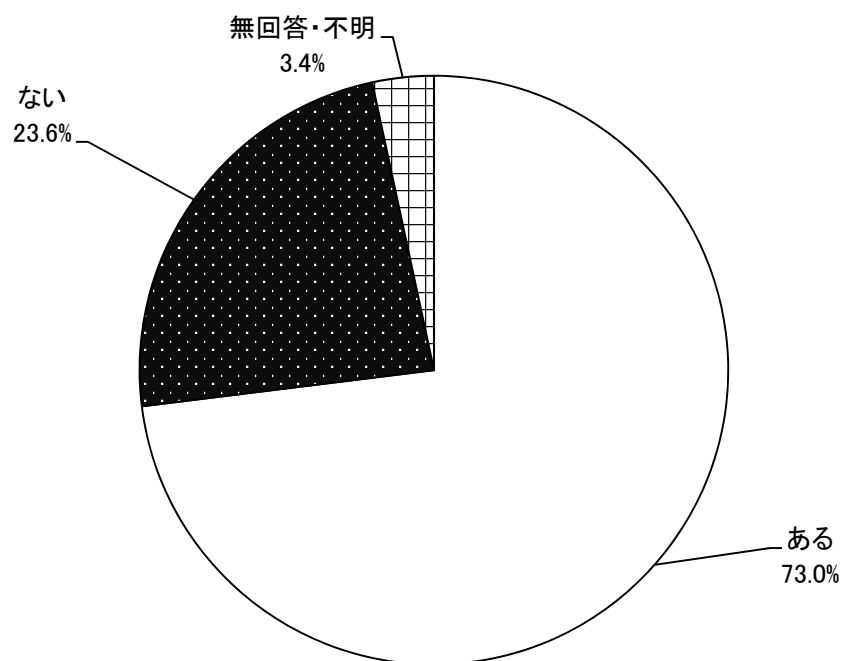
項目	回答数	割合
1名～5名	9	69.2%
6名～10名	2	15.4%
11名～15名	1	7.7%
15名以上	0	0.0%
無回答・不明	1	7.7%
回答該当数	13	100.0%



問 26-1 貴法人は、成年後見分野に関して会員以外の士業（行政書士、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等）の方との連携がありますか。

成年後見分野での士業関係者との連携の有無について、「ある」と回答したのは 65 法人（73.0%）、「ない」は 21 法人（23.6%）であった。全体の 4 分 3 近くの法人が士業関係者との連携を取っている。

項目	回答数	割合
ある	65	73.0%
ない	21	23.6%
無回答・不明	3	3.4%
回答該当数	89	100.0%

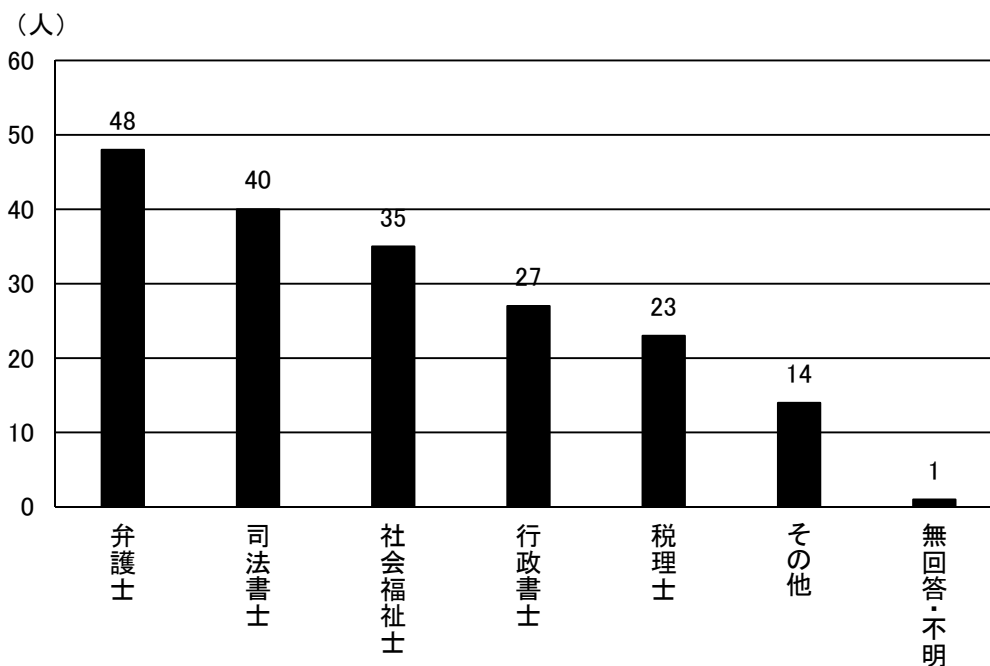


問 26-2 は、問 26-1 で「ある」と回答した法人に対する質問。

問 26-2 貴法人は、どの士業関係者と連携をとっていますか。

成年後見分野で連携をとっている士業関係者について、「弁護士」と回答したのが 48 法人（73.8%）であり、次いで「司法書士」が 40 法人（61.5%）、「社会福祉士」が 35 法人（53.8%）、「行政書士」が 27 法人（41.5%）であった。その他には、社会保険労務士と連携をとっているとの回答が多かった。

項目	回答数	割合
弁護士	48	73.8%
司法書士	40	61.5%
社会福祉士	35	53.8%
行政書士	27	41.5%
税理士	23	35.4%
その他	14	21.5%
無回答・不明	1	1.5%
回答該当数	65	100.0%



【その他の回答】

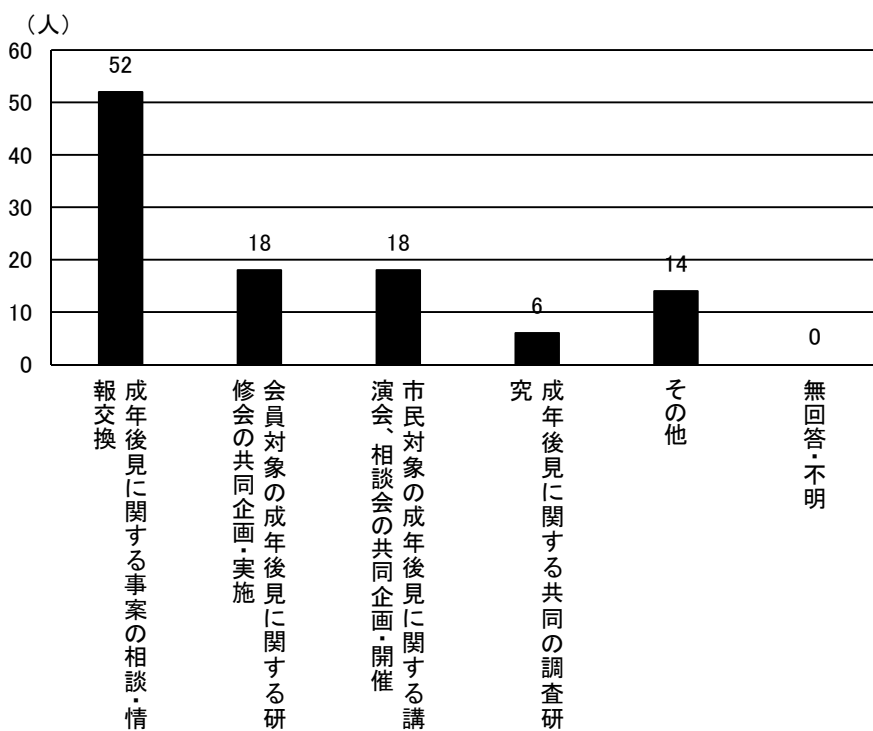
- ・社会保険労務士 ・土地家屋調査士 ・精神保健福祉士 ・保健師 ・公認会計士
- ・理学療法士 ・ケアマネジャー ・医師

問 27 は、問 26-1 で成年後見分野に関して会員以外の士業関係者との連携があると回答した法人に対する質問。

問 27 士業の方とはどのような連携をとっていますか（複数回答）。

士業関係者と具体的にどのような連携を取っているかについては、「成年後見に関する事案の相談・情報交換」が 52 法人（80.0%）、「会員対象の成年後見に関する研修会の共同企画・実施」及び「市民対象の成年後見に関する講演会、相談会の共同企画・開催」がそれぞれ 18 法人（27.7%）であった。

項目	回答数	割合
成年後見に関する事案の相談・情報交換	52	80.0%
会員対象の成年後見に関する研修会の共同企画・実施	18	27.7%
市民対象の成年後見に関する講演会、相談会の共同企画・開催	18	27.7%
成年後見に関する共同の調査研究	6	9.2%
その他	14	21.5%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当数	65	100.0%



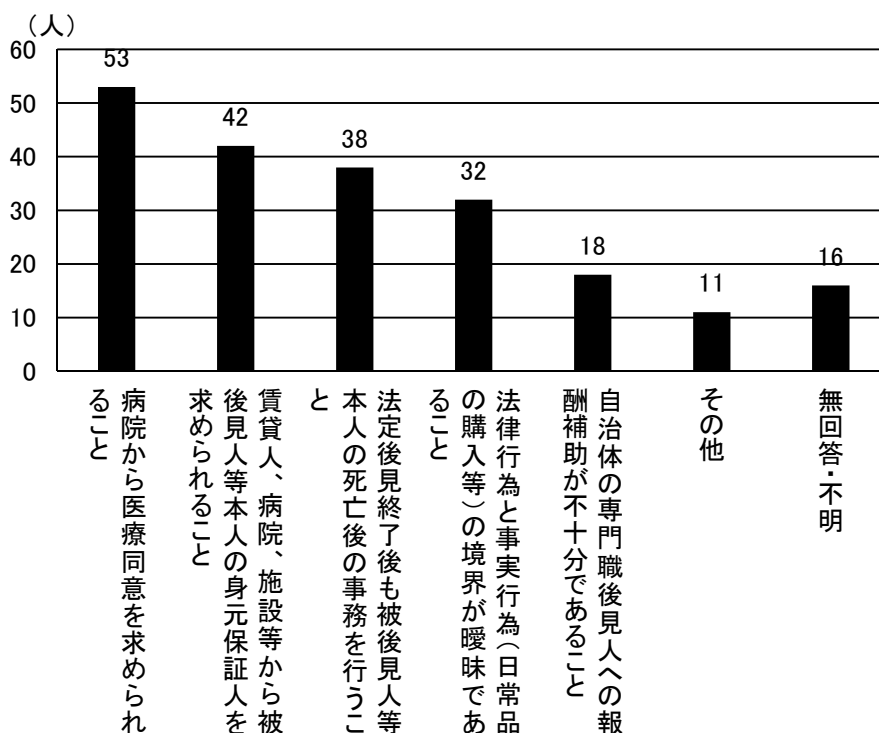
【その他の回答】

- 成年後見に関すること
 - ・後見等開始の審判申立
 - ・法人後見の受任依頼
 - ・当法人主催の講座の講師として
 - ・共同受任のケースがあります。
 - ・相続や自己破産の委託
 - ・被後見人の相続登記、相続税、年金に関する相談
- 研修会
 - ・当法人研修会に参加してもらっている。
 - ・市民・会員対象の講演会、相談会、研修の講師
 - ・講師の招聘
 - ・研修他の講師として
- 法人の運営
 - ・会計、税務
 - ・会の運営委員会の役員にもなってもらっている。
 - ・成年後見運営委員会委員、テキスト執筆

問 28 成年後見制度に関して成年後見人等の不祥事以外で特に問題だと考えているのは何ですか（複数回答）。

成年後見人等の不祥事以外の成年後見制度に関する問題点について挙げてもらったところ、最も多い回答が「病院から医療同意を求められること」で 53 法人（59.6%）であった。次いで「賃貸人、病院、施設等から被後見人等本人の身元保証人を求められること」が 42 法人（47.2%）、「法定後見終了後も被後見人等本人の死亡後の事務を行うこと」が 38 法人（42.7%）、「法律行為と事実行為（日常品の購入等）の境界が曖昧であること」が 32 法人（36.0%）であった。

項目	回答数	割合
病院から医療同意を求められること	53	59.6%
賃貸人、病院、施設等から被後見人等本人の身元保証人を求められること	42	47.2%
法定後見終了後も被後見人等本人の死亡後の事務を行うこと	38	42.7%
法律行為と事実行為（日常品の購入等）の境界が曖昧であること	32	36.0%
自治体の専門職後見人への報酬補助が不十分であること	18	20.2%
その他	11	12.4%
無回答・不明	16	18.0%
回答該当数	89	100.0%



【その他の回答】

● 不透明な制度

- ・全てが不透明な段階である。
- ・後見活動を職務とした時の報酬の基準が曖昧なこと

● 権利擁護・身上監護の問題

- ・身上監護員の教育が不十分であること。
- ・私たちは知的障害者の支援に取り組む NPO 法人であるが、専門職と言われる士業の方々の後見活動は財産管理が中心で、身上監護面、特に、本人の意思決定を尊重する権利擁護の視点に欠ける傾向が多くみられることが残念である。
- ・権利擁護を充分に行えるシステム(本人決定、アドボケイト)等が不十分であること
- ・後見人に対する研修の実施や相談窓口(家庭裁判所以外、心理面)等、バックアップ体制が不十分であること。
- ・専門職が業務全体を気にせず、関われるような法整備、制度設計が必要

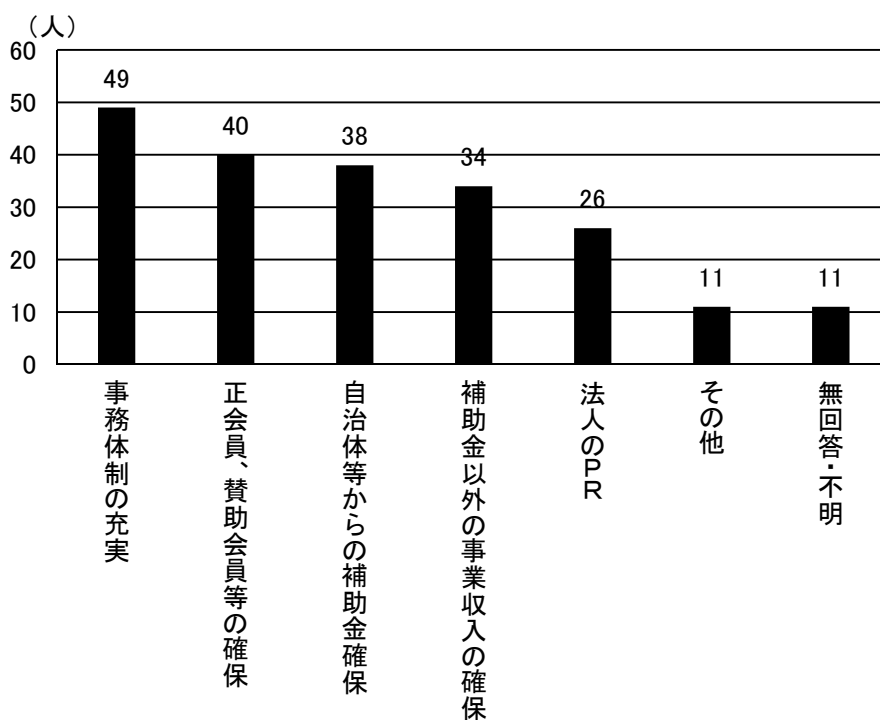
● その他

- ・死後事務について家庭裁判所は事務管理としてしか評価してくれないため、報酬算定には含まれない。
- ・市民後見人活動の充実と実質補てんとして行政の報酬支援が必要
- ・事実行為を行うことへの報酬が出ないこと、またそのことへの支援が法律にも定められていないこと

問 29 現在、貴法人を運営する上での課題は何ですか（複数回答）。

法人を運営する上での課題について、「事務体制の充実」と回答した法人が 49 法人（55.1%）で最も多く、次いで「正会員、賛助会員等の確保」が 40 法人（44.9%）、「自治体等からの補助金確保」が 38 法人（42.7%）、「補助金以外の事業収入の確保」が 34 法人（38.2%）であった。

項目	回答数	割合
事務体制の充実	49	55.1%
正会員、賛助会員等の確保	40	44.9%
自治体等からの補助金確保	38	42.7%
補助金以外の事業収入の確保	34	38.2%
法人のPR	26	29.2%
その他	11	12.4%
無回答・不明	11	12.4%
回答該当数	89	100.0%



【その他の回答】

● 人材の問題

- ・法人で後見人等を受任しているため、後見業務を実際に担当していただける方(後見スタッフ)の確保
- ・新入会員の教育
- ・人材の育成
- ・個々のスキルアップ
- ・専従職員の確保

● その他

- ・認定NPO手続
- ・独自の事務所スペースの確保
- ・家庭裁判所から専門家としての認知を確保すること
- ・成年後見制度の確立のためには、若い世代を含めた法人後見の実施を推進すべき

問 30 これまでのことに関連して、何かご意見等があれば、ご自由にお書きください。

● 成年後見制度に関する意見

- ・ 成年後見制度に関わる生活保護法の改正。
- ・ 私が後見人として業務を遂行するに当たり、法的に定められている成年後見制度では、被後見人の契約行為における権利擁護ができて、生活そのものの支援への関与が薄い。現状の法律行為+ノーマライゼーション等の新しい理念を踏まえた豊かな生活を送るための制度となるよう、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度に見直すべきだと思う。
- ・ 知的障害者には後見人が必要であり、保護者に後見人に就任することを勧めているが、なかなか動いてくれない。
- ・ 成年後見開始申立における代理、代行、使者の法的な仕組み・対応があいまいである。代理は弁護士又は司法書士のみが可能となっている。両者の法的根拠、両者であれば誰でもができるのか。例えば法務大臣認定、研修の義務付け。上記両者以外はどこまで支援ができるのか、例えば委任状による証明書等の取得。成年被後見人、被保佐人等で本当に(経済的に)困っている人の支援は、誰がするのか。財産のない人の支援は成年後見人等としての支援、業務遂行もぎりぎりである。今後、総合的な見直しが必要である。報酬支払金のプール制の導入。
- ・ 市民後見人と家庭裁判所への登録制度として活用できるようになればありがたい。大阪府はできているのに兵庫県は遅れている。尼崎市は最近 1 件市民後見人が受託できたらしいが、社会福祉協議会か監督人について確認している。
- ・ 成年後見制度を今後もより充実させる必要があり、現状専門家だけでは将来対応できない。市民後見人が活躍できる体制を見直すべきである。専門職後見人であっても、1 人で 24 時間 365 日対応のためには、法人後見として、被後見人 1 人に対し 2~3 人で支える法人後見制度を推進すべきである。そうすれば、若い世代の人も安心して、勉強もでき、業務を実施することができる。制度推進・維持のために、自治体が補助又は保険制度に組み入れ、実施者の安定した生活の下で業務遂行を計るべきである。
- ・ 身寄りのない生活保護者の成年後見人になり(申立人・市町村)死後の(埋葬を含め)事後処理を行ったが、その費用が出ず非常に困った事がありました。勿論、報酬は有りませんでした。
- ・ 親族後見人においてはその事務の負担が大きく、法人後見の果たすべき役割が大きくなっていると感じられ、今後も法人後見の存在は大きくなると思われる。市民後見も必要であると思われるが、専門家と市民が協力しあえる体制作りも必要と思われる。
- ・ 報酬付与も払えない資力の乏しい人をどのように対応したらよいのか。
- ・ 家庭裁判所が後見人の「ハローワーク」化しており、後見人候補者名簿等の家庭裁判所への提出は廃止すべきである。本来、身近に後見制度の必要な方へのアプローチは

関係機関や専門職後見人が初期の段階から支援すべきであり、その経緯を十分考慮して家庭裁判所は選任権を行使すべきであろう。

- ・ 後見人の報酬は資格ではなく業務に対して付与されていると考えていますが、現状、付与の基準がよく分からない。今後、高齢化が進む中で長期にわたる後見活動を個人で行うには限界があると考えているので、法人での活動を選択した。「専門職後見人」という考え方ではなく、様々な資格者が同じ法人に所属して、その専門性を発揮しながら地域と連帯し、後見活動ができることが大切で、必要であればそのために自治体や行政が報酬補助をすべきと考える。
 - ・ 法定後見の家庭裁判所への申立等が正規にできないのは全く不合理なことである。できるだけ早く、成年後見制度の業務が行政書士業務として正々堂々と社会貢献事業としてできるよう法改正していただきたい。家庭裁判所は行政書士の活動を歓迎しています。
 - ・ 弁護士のように法律行為ができないので任意後見人の受託をしても業務が限られ、当NPOは実質的な行為は休止している。その代わり、後見人制度のPR等の啓蒙のために市民を対象とした研修会、講習会を行っていきつつある。行政書士、司法書士の業界でも後見人制度に関心を持ち、センターを作って活動しているようであるが、効果が上がっていないと聞く。報酬の問題もあり、政府が本当に力を入れようとするならば、このあたりを解決しないと中々進まないのではないか。
 - ・ 成年後見制度を国民の信頼とニーズに応えようとするものと真に考えるならば、将来的には国、自治体が主体となって一元化を目指すべきである。もちろん、その際、省庁も、法務省と厚生労働省でやるのではなく、法務省に一元化すべきである。そういった方向性で日行連やコスモスを見た場合、任意団体を含めて早く一元化を図り、もっといえば、「リーガル・サポート」との合併、一元化もありと思う。真の社会資源としての組織と考えるならば、士業同士の問題に留めてはならない。
 - ・ 今後、市民後見人の養成については、まずは当法人が市民後見人をバックアップできるような「成年後見支援センター」を設立することが必要だと思っています。そして、その中に運営委員会等で専門職との関わりをもっていけるようになるといいと思います。
- NPO 法人の運営関連
- ・ 市町村から委託されるよう活動していますが、まだその時期ではないと見送られています。事務職員の確保が課題となっています。
 - ・ 発足後3年以内ということもあり、まだまだ行政、家庭裁判所、地域の信用・信頼の壁は厚いものがあります。市民後見活動の原点は「社会貢献」、最も大切なことは「倫理感」と考えております。後見ビジネスを追求する考えはまったくありません。それゆえ、任意後見契約には慎重な考えを持っております。特に、移行型といわれるものについては「原則やらない」という厳しい方針を堅持するつもりです。

- ・ 当法人は重症心身障害の方を対象とする。全国重症心身障害者を守る会支部会員の熱い思いを基に設立したが、親の高齢化とともに相互扶助の意識も薄れ、法人運営費は会費だけでは無理となってきた。
- ・ 現在、開店休業の状況で行政等の認知と業務委託を望んでいますが、現状では全くという位なく、人材の確保と継続した道が見通せないのが悩ましいです。
- ・ 当法人は知的な障害のある方を対象として法定後見を行っている。後見支援に当たる支援スタッフはボランティア(交通費及び若干の日当を支給)で行っている。行政からの支援は一切なく、会費、寄付金及び助成金、並びに報酬が主な財源となっている。法人運営にとって、人的、資金基盤を確立し、永続的に的確な支援を行っていけるようにしていくことが大きな課題。対象としている方々が経済的に報酬を負担できる力が弱く、また最も成年後見を求め、必要としている多くの方へ制度の活用を勧めていく大きな障害となっている。

● その他

- ・ 弁護士をはじめとする専門職後見人の後見人職務について、一部の方を除いて真剣さが欠如している(片手間業務に終わっている)。
- ・ 成年後見人の業務は行政書士の業務ではなく、任意後見契約の文案作成に止まる。堺市において当法人で実現した市町村長申立ての際の親族調査の大阪府行政書士会への委託業務は箕面市や島本町に波及しているが、それから件数は伸びていない。今後は成年後見制度利用支援事業の報酬助成申請業務等、行政に対する業務の掘り起しを考える必要がある。大学機関と連携し、市民後見人の養成について三士会とは一線を画した養成のあり方等も検討していくべきである。
- ・ まだ設立したばかりの法人ですが、相談件数が多い事に驚いています。必要としている方が大勢いらっしゃると感じています。私達は法人関係に関しては素人ですので、行政書士のような専門家の方々にアドバイスをいただいたりと連携をとりながら活動していけたら良いだろうと考えます。ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。
- ・ このようなアンケートが、年3回(大学別)くらい来ます。何年もアンケートに回答していますが、何らかのコラボレーションへのお誘い等は皆無です。女子学生には、「何故、インターネットでの回答に応じないのか」と一方的圧力でアンケートに回答させられた理不尽な経験もあり、毎回の思いが払拭できないままです。東大の研修説明会には、昨年12月初旬に参加しました。私は士業によるNPO法人ですので、何らかのオファーさえあれば人員は十分対応可能と考えております(タダ働きには今後応じる予定はないため、行政とのコラボは難しいのが現状です)。
- ・ 2012年2月から後見業務をスタートしたところです。福祉系のNPOですので、身上監護を大切にしたいと考えています。専門職(財産管理)と共同でできると被後見人にとって一番良い支援ができると考えます。

- ・ こういったアンケートを本気で試験制度に反映しようと思うなら、日行連で会員に対し密度の濃いアンケートを実施し、『行政書士白書』を作成した上で、成年後見、その他業務についても考えるべきでは。

＜参考＞成年後見分野の取組みに関するアンケート用紙

行政書士対象

「成年後見制度の実態と行政書士の関与」に関するアンケート調査

高齢者・障害者の自己決定権の尊重と本人保護という2つの理念を期知させることを目的に始まった成年後見制度は、今年で14年目を迎えました。平成24年、家庭裁判所への成年後見申立て件数は3万4000件を超え、今後、高齢化の進展によりその数は増加していくものと予想されます。そのような中で専門職後見人としての行政書士の役割はさらに注目されるものと期待されており、日本行政書士会連合会は平成22年に一般社団法人コスモス成年後見サポーターセンターを設立し、成年後見に携わる行政書士の育成・監督に努めています。

今年度、一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「当センター」）では、成年後見制度とそれに携わる行政書士の業務の実態を明らかにし、同制度を通じて行政書士制度の改善・発展及び行政書士による社会貢献の進展に資することを目的としてアンケート調査を実施することになりました。今回、一般社団法人コスモス成年後見サポーターセンター、一般社団法人北海道成年後見支援センター、鹿児島県行政書士会のご協力を得て、各団体のホームページに掲載されている名簿に基づいて本アンケート票を送付させていただきます。

大変ご多用中とは存じますが、アンケートにご回答の上、9月2日（月）までに同封の封筒にてご返送下さいませようお願い申し上げます。

アンケートは無記名で、調査結果取りまとめの際には統計的に処理し、回答において個人情報等が記載された場合でも、個人情報等の保護に十分配慮いたします。

また、取りまとめた調査結果については、当センターホームページへの掲載及び都道府県行政書士会等への配布を予定しています。

今後の行政書士制度の改善・発展のため、皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成25年8月
一般財団法人 行政書士試験研究センター

《本アンケートに関するお問い合わせ》

一般財団法人 行政書士試験研究センター

担当：武藤（むとう）・吉田（よしだ）

〒113-0034

東京都文京区湯島3-31-1 中川ビル5階

TEL：03-5969-8211

FAX：03-5688-8400

E-mail：eskc@am.or.jp

アンケートご回答にあたってのお願い
 ・ご回答は原則としてあてはまる選択肢の番号を丸で囲んでください。
 ・設問は22問ありますが、回答内容によって対象となる設問が異なるので、文中の指示に従ってお答えください。
 ・「その他」の選択肢にあてはまる場合は空欄に具体的に記入ください。
 ・あてはまる選択肢が無い場合は、特定の設問について無回答でも構いません。

問1 あなたの行政書士としての業務年数を以下の項目から1つお選びください。
 ① 5年未満 ② 5年～10年 ③ 10年～20年 ④ 20年以上

問2 あなたが扱っている業務はどのようなものですか(あてはまるものを全てお選びください)。
 い、

- ① 農地・土地開発 ② 建設業・経営
- ③ 社会保険・労働保険 ④ 会社・法人
- ⑤ 運送・自動車 ⑥ 遺言・相続・遺産分割
- ⑦ 外国人関連 ⑧ 知的財産
- ⑨ 中小企業支援 ⑩ 風俗・各種営業
- ⑪ 産業調査・環境 ⑫ 権利義務・野合証明
- ⑬ その他（ ）

問3 あなたが成年後見分野の関与としてからの年数を以下の項目から1つお選びください。
 い、

- ① 1年未満 ② 1年～3年未満 ③ 3年～5年未満 ④ 5年以上

問4 あなたが成年後見分野の関与しようとした動機・きっかけは何ですか(あてはまるものを全てお選びください)。

- ① 成年後見に関する相談あるいは依頼があったため
- ② 成年後見制度に関心を持っていただいたため
- ③ 高齢者福祉・障害者福祉に関心があったため
- ④ 成年後見分野の関与することで社会に貢献したいと考えたため
- ⑤ 開業している地域において成年後見制度に詳しい専門家がいなかったため
- ⑥ 業務の拡大が見込めるため
- ⑦ その他（ ）

問5 成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」）、成年後見監理人及び任意後見監理人にこれまで就任した件数とそのうち現在継続している件数をお書き下さい。

- (1) 成年後見人 これまでの就任件数 件 現在継続中の件数 件
- (2) 保佐人 これまでの就任件数 件 現在継続中の件数 件
- (3) 補助人 これまでの就任件数 件 現在継続中の件数 件
- (4) 成年後見監督人 これまでの就任件数 件 現在継続中の件数 件
- (5) 任意後見監督人 これまでの就任件数 件 現在継続中の件数 件

問6 あなたはこれまで任意後見契約（見守り契約あるいは任意代理契約も含む）を
取ったことがありますか。

- ① 取り扱ったことがある ⇒問7へお進みください。
- ② 取り扱ったことがない ⇒問7～問9をとばして問10へお進みください。

問7 あなたが任意後見契約を締結した件数とそのうち現在も継続している件数をお書き
下さい。

これまでの件数 件 現在継続中の件数 件

問8 あなたは見守り契約、任意代理契約、任意後見契約に関する報酬についての目安を
認けていますか。

- ① ある ⇒問9へお進みください
- ② ない ⇒問9をとばして問10へお進みください

問9 以下の項目について概算の報酬額をお書きください。

- (1) 見守り契約書作成支援等の報酬 万円
- (2) 見守り契約に基づく事務に関する定額報酬 月額 万円
- (3) 任意代理契約書作成支援等の報酬 万円
- (4) 任意代理契約に基づく事務に関する定額報酬 月額 万円
- (5) 任意後見契約書作成支援等の報酬 万円

(6) 任意後見開始後の定額報酬

月額 万円

問10 あなたは、一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター（以下「コスモス」）
あるいは一般社団法人北海道成年後見支援センター（以下「北海道成年後見支援センタ
ー」）以外に成年後見に関する活動をしている非営利団体等に入会していますか。

- ① 入会している ⇒問11へお進みください。
- ② 入会していない ⇒問11をとばして問12へお進みください。

問11（問10で「入会している」と回答された方）非営利団体等に入会されている理由
は何ですか（あてはまるものを全てお選びください）。

- ① コスモスあるいは北海道成年後見支援センター入会前から非営利団体等に入会して
いた
- ② 他士業等との情報交換のため
- ③ 個人として成年後見人等の就任の機会を多く得るため
- ④ 法人後見に興味があるため
- ⑤ 団体に入会している会員から勧誘を要じたため
- ⑥ その他（ ）

問12 全体の業務量のうち、成年後見分野に関するものが占める割合はどれくらいとお認
じですか（次がかなイメージで教えてください）。

_____ 割程度

問13 現在、成年後見人等又は任意後見人としての職務を遂行する上で負担を感じますか。

- ① 負担を感じる ⇒問14へお進みください。
- ② 負担を感じない ⇒問14をとばして問15へお進みください。

問14（問13で「負担を感じる」と回答された方）それは、どのような負担ですか（あ
てはまるもの全てお選びください）。

- ① 職務に見合った報酬が得られない
- ② プライベートの時間を確保できない
- ③ 病院や福祉施設等との連絡・調整が多い
- ④ 被後見人等の病状との連絡・調整が多い
- ⑤ 後見事務報告書等、家庭裁判所に提出する書類の記入が多い
- ⑥ 成年後見人等又は任意後見人の職務を遂行する心理的負担が大きい
- ⑦ その他（ ）

NPO 法人対象

「成年後見制度の実態と行政書士の関与」に関するアンケート調査

行政書士は、行政書士法に定められた国家資格で、官公庁に提出する許認可の書類の作成や代理提出及び遺言等の権利義務関係に関する文書の作成等の業務を行っております。一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「当センター」）では、その行政書士資格に関わる試験及び行政書士の業務に関する調査研究を行っております。

さて、わが国の高齢化の進展により成年後見制度の利用が増加傾向にあることを踏まえ、今年度、「成年後見制度の実態と行政書士の関与」をテーマに、成年後見制度とそれに伴う行政書士の業務の実態を明らかにすることを目的として、全国の特定非営利活動法人に対してアンケート調査を実施することになりました。

今回、全国の内閣府ホームページ「全国特定非営利活動法人情報の検索」において成年後見分野に関する活動をしている団体を検索し、そこから抽出されたデータに基づいて本アンケート票を送付させていただきました。

大変ご多用中とは存じますが、アンケートにご回答の上、9月2日（月）までに同封の封筒にてご返送下さいませようお願い申し上げます。

なお、アンケートは無記名で、調査結果取りまとめの際には統計的に処理し、回答において法人・個人情報等が記載された場合でも、法人・個人情報等の保護に十分配慮いたします。

また、取りまとめた調査結果については、当センターホームページへの掲載及び都道府県行政書士会等への配布を予定しています。皆様のご協力をお願い申し上げます。

平成 25 年 8 月

一般財団法人 行政書士試験研究センター

《本アンケートに関するお問い合わせ》

一般財団法人 行政書士試験研究センター

担当：武藤（むとう）・吉田（よしだ）

〒113-0034

東京都文京区湯島 3-31-1 中川ビル5階

TEL：03-5969-8211

FAX：03-5688-8400

E-mail：esko@am.or.jp

アンケートご回答にあたってのお願い

- ・ご回答は原則としてあてはまる選択肢の番号を丸で囲んでください。
- ・アンケートの設問は30問ありますが、回答内容によって対象となる設問が異なるので、文中の指示に従ってお答えください。
- ・「その他」の選択肢にあてはまる場合は空欄に具体的に記入ください。
- ・あてはまる選択肢が無い場合は、特定の設問について無回答でも構いません。

I はじめに、貴法人の概要についておたずねします。

問1 貴法人の運営年数を以下の項目から1つお選びください。

- ① 1年未満 ② 1年～3年未満 ③ 3年～5年未満 ④ 5年以上

問2 貴法人で活動している会員は現在何名でしょうか。 _____ 名

問3 貴法人に行政書士の会員は在籍していますか。

- ① 在籍している（右欄に人数をお書きください） _____ 名

② 在籍していない

③ 行政書士の在籍の有無は不明

問4 貴法人に行政書士以外の士業関係（弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士等）の会員は在籍していますか。

- ① 在籍している（以下の項目にあてはまるものを全てお選びください）

a 弁護士 b 司法書士 c 社会福祉士 d 税理士

e その他（ _____ ）

② 在籍していない

③ 士業関係者の在籍の有無は不明

問5 現在、貴法人は成年後見に関してどのような活動を行っていますか（あてはまるものを全てお選びください）。

① 法人として法定後見人、任意後見人又は任意後見監督人の委任

② 会員に対する法定後見人、任意後見人又は任意後見監督人の委任に関する支援

③ 会員対象の成年後見分野に関する研修の実施

④ 市民を対象とした成年後見分野に関する相談の実施

⑤ 成年後見制度利用促進のための啓発活動

⑥ 市民後見人（任意後見型後見人）の養成

III 法定後見人及び任意後見人としての活動状況等についておたずねします

- ⑦ 成年後見制度の調査研究
 ⑧ その他、成年後見に関する活動 ()

II 成年後見分野に関する相談についておたずねします。

- 問6 貴法人は市民を対象とした成年後見分野に関する相談を実施していますか。
 ① 実施している ⇒問 7へお進み下さい。
 ② 実施していない ⇒問 7～問 10を飛ばして問 11へお進み下さい。
- 問7 貴法人による成年後見分野に関する相談の実施形態はどのようなものでしょうか (あてはまるもの全てをお選びください)。
 ① 法人事務所にある常設の相談室 ② 自治体主催の特設相談会
 ③ 法人主催の特設相談会 ④ 電話相談
 ⑤ その他 ()
- 問8 相談者が貴法人を知った手段は何ですか (あてはまるもの全てをお選びください)。
 ① 法人のホームページ
 ② 地域住民からの口コミ
 ③ 相談会に直接訪問
 ④ 自治体からの紹介
 ⑤ 社会福祉協議会からの紹介
 ⑥ クアマネージャーあるいはヘルパーからの紹介
 ⑦ 士業団体 (弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会等) からの紹介
 ⑧ その他 ()

- 問9 1か月に成年後見分野に関する相談件数はどれくらいありますか。
 _____ 件
- 問10 相談内容はどのようなものが多いですか (上位3つ以内をお選びください)。
 ① 本人の財産管理に関する相談
 ② 相続・遺言に関する相談
 ③ 福祉サービスの契約に関する相談
 ④ 法定後見制度に関する相談
 ⑤ 任意後見制度に関する相談
 ⑥ その他 ()

- 問11 貴法人として成年後見人、保佐人、補助人 (以下「成年後見人等」)、成年後見監督人又は任意後見監督人のうちいずれかを委任する活動をしていますか。
 ① 活動をしている ⇒問 12へお進みください。
 ② 活動をしていない ⇒問 12を飛ばして問 13へお進みください。

問12 貴法人として成年後見人等、成年後見監督人及び任意後見監督人にこれまで就任した件数とそのうち現在継続している件数をお書き下さい。

- | | | | | |
|-------------|-----------|---------|----------|---------|
| (1) 成年後見人 | これまでの就任件数 | _____ 件 | 現在継続中の件数 | _____ 件 |
| (2) 保佐人 | これまでの就任件数 | _____ 件 | 現在継続中の件数 | _____ 件 |
| (3) 補助人 | これまでの就任件数 | _____ 件 | 現在継続中の件数 | _____ 件 |
| (4) 成年後見監督人 | これまでの就任件数 | _____ 件 | 現在継続中の件数 | _____ 件 |
| (5) 任意後見監督人 | これまでの就任件数 | _____ 件 | 現在継続中の件数 | _____ 件 |

問13 貴法人はこれまでに任意後見契約 (見守り契約) あるいは任意代理契約 (含む) を取扱ったことがありますか。

- ① 取り扱ったことがある ⇒問 14へお進みください。
 ② 取り扱ったことがない ⇒問 14・問 15を飛ばして問 16へお進みください。

問14 貴法人として任意後見契約を締結した件数とそのうち現在も継続している件数をお書き下さい。

これまでの件数 _____ 件 現在継続中の件数 _____ 件

問15 以下の任意後見契約に関して報酬の高低額をお書き下さい。

- (1) 見守り契約書作成支援等の報酬 _____ 万円
 (2) 見守り契約に基づく事務に関する定額報酬 月額 _____ 万円
 (3) 任意代理契約書作成支援等の報酬 _____ 万円

